

平成27年度 租研会員の税制改正意見集

平成26年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の平成27年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、平成27年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については平成26年9月5日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

平成26年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等	1
(2) 受取配当等の益金不算入	3
(3) みなし配当	4
(4) 有価証券の評価	5
(5) 減価償却資産の償却等	6
(6) 資産の評価損	8
(7) 役員の給与等	8
(8) 寄附金	9
(9) 貸倒損失	10
(10) 引当金	10
(11) 欠損金	11
(12) リース資産の償却等	12
(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整	13
(14) 特別法人税の廃止	14
(15) その他	15

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	19
(2) 適用対象子会社の範囲	20
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	20
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	20
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	21
(6) 申告・納付期限の延長	22
(7) 連結納税グループからの離脱	22
(8) 連結子法人の本店等所在地に異動があった場合の連結親法人届出提出の廃止	23

3 グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定	23
---------------	----

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等	23
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	24
(3) 国際的組織再編税制の整備	27

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制	28
(2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制	30
(3) 交際費の損金算入	31
(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	31
(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等	32
(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	32
(7) 海外投資等損失準備金等	34
(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置	35
(9) その他	36

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制	39
(2) 外国税額控除制度	41
(3) 外国子会社合算税制	44
(4) 外国子会社配当益金不算入	52
(5) 租税条約	53
(6) 過大利子支払税制	56
(7) BEPS 関連	56

II 所得税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般	58
(2) 給与所得関係	58
(3) 所得控除	58
(4) 源泉所得税	61
(5) その他	63

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	63
(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	64
(3) NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	65
(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	66
(5) 居住用財産の買換特例	66

3 確定拠出年金税制の見直し

Ⅲ 相続税・贈与税

(1) 相続財産の評価方法	69
(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	69

Ⅳ 消費税

(1) 消費税制度全般	71
(2) 仕入税額控除	72
(3) 申告・納付期限の延長	77
(4) その他	78

Ⅴ その他の国税

(1) 印紙税	79
(2) 登録免許税	80

地方税の部

Ⅰ 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し	81
(2) 地方税制度の簡素化	81
(3) 法定外税	82
(4) 連結納税制度の導入	82
(5) その他	82

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	84
(2) 外形標準課税の廃止	85
(3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	85
(4) 外形標準課税における課税標準の見直し	85
(5) 法人住民税額の計算	87

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止	88
(2) 課税標準の見直し	88
(3) みなし共同課税の廃止	88
(4) その他	88

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止	90
(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一	91
(3) 固定資産税の負担の軽減	91
(4) その他	93

V 不動産取得税・軽油引取税

(1) 不動産取得税	94
(2) 軽油引取税	95

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し	97
(2) 内航船舶の用に供する燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設	97

II 自動車税制・船舶税制

(1) 自動車関係諸税についての軽減・簡素化・見直し	98
(2) とん税、特別とん税の廃止または軽減	98

III 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化	99
(2) 更正の請求期間の延長	99
(3) 申告様式における英訳付加	99
(4) 税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入	99
(5) 電子申告・納税システム	99
(6) 社会保障・税番号制度	100

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等

【理由】

- ・ 欧州・アジア諸外国との税率格差を是正し、研究開発税制等の真に有効な政策的措置と合わせ、日本企業の国際競争力を確保する。
- ・ 日本企業の国際競争力回復、イコールフットィングのために、25%程度までの税率引き下げが最低条件
- ・ 法人税率の引下げ競争が進む諸外国に比べて我が国の法人実効税率は未だ高い状況にあるため、わが国企業の国際競争力強化・対内直接投資の促進等の観点から、法人税率の引下げを要望する。
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットィング確保の観点から、法人の所得に対する税率の引下げが不可欠である。
- ・ アジア並みの実効税率に引き下げる（35.64%を25%台に）。段階的な引き下げは可
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、平成27年度より、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すこととされたが、更に日本の立地競争力を高めるため、また企業の投資意欲向上のためにも、主要国並（25%程度）の水準への引下げを要望する。
- ・ 税制改正により法人税率の5%引下げ（約40%→35%）が行われたものの、世界各国の実効税率（OECD諸国25%、アジア諸国23%）と比べると未だ高い水準にある。産業の国際競争力の低下や企業の海外流出を防ぐためにもアジア諸国と均衡する水準、すなわち25%程度まで速やかに引き下げるべきと考える。
- ・ 競合するアジア諸国や欧州各国との比較において、依然高水準にある我が国の法人実効税率につき、国際的なイコールフットィングを確保し、国際競争力を強化するためにさらなる引下げを要望する。
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットィング確保の観点から、法人の所得に対する税率の引下げが不可欠である。
- ・ アジア近隣諸国やOECD諸国では立地競争力強化のために継続的な法人実効税率の引下げが行われているが、わが国の法人実効税率は依然として高水準にとどまっている。我が国企業の国際競争力を高め、製造業の国内立地を維持するとともに、国内雇用を確保するためには、アジア近隣諸国の20%台前半も踏まえ、OECD諸国平均の25%程度まで着実に引下げるべきである。

税率引下げによる財源として課税ベースの拡大等が検討されているが、国際的なイコールフットィングの観点や経済再生という政策目的も踏まえると、実質的な法人課税負担の軽減を実現することが重要である。

- ・ 平成24年4月より法人税率が25.5%まで引き下げられたが、地方税を含めた日本の実効税率は未だに国際的に高い水準にあることから、さらなる法人税率の引き下げを要望する。但し、引き下げを実現するために課税ベースを拡大の結果、納税者にとって課税の公平性を欠いた税制とならないよう要望する。
- ・ アジアやOECD諸国では、立地競争力強化等のため、法人実効税率を継続的に引き下げており、わが国の法人実効税率は、国際水準と比較すると10%以上の乖離が生じている。

国際競争力の強化や経済活性化のためには、法人実効税率の引き下げが必要

このまま諸外国と比べて高い法人実効税率が続けば、外国企業との競争上のイコールフットィングが確保されず、その結果、日本国内における企業活動の維持・強化が困難となり、空洞化懸念がさらに高まること

になる。

- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。経済財政諮問会議骨太の方針で謳われた20%台が29%程度を目指しているとするれば不十分である。25%程度までの引下げを目指していただきたい。
- ・ 受取配当金に係る所得について、法人税所得税が課されている現状においては、法人税は二重課税となる部分があり、この排除のため法人税実効税率の引き下げを図っていただきたい。また企業の国際競争力確保のためにも、諸外国並みとなるようにしていただきたい。
- ・ 中長期的なイコールフットイング（特に競合相手となるアジア諸国）の観点からもさらに実効税率を引き下げ現在の国際水準である25%に近づける必要がある。
- ・ 日本の法人実効税率は、平成23年度税制改正により5%引き下げられ35%となったが、いまだ諸外国に比べ高い水準にあるので、EU諸国、アジア諸国の25%程度まで引き下げるべきである。税率引き下げに併せて課税ベースの拡大が検討されているが、実質的な法人課税の負担軽減を実現すべきである。また地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の所得に対する課税部分は国税の法人税に統合し、国際的イコールフットイングを踏まえた税率引き下げを行うべきである。

わが国の実質的な法人課税負担が世界最高水準にとどまる中、アジアやOECD諸国では製造業の競争力強化のために法人税率の継続的な引き下げが行われており、わが国産業の国際競争力、ひいては国全体の立地競争力が一段と低下している。

また、地方法人課税は、地域間の偏在性が大きく、税収も不安定である。従って、所得に対する課税部分は国税の法人税に統合し、税率引き下げを行い、交付税等により適切に配分することで、偏在是正、効率性、税制の簡素化を図るべきである。

- ・ 国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、なお諸外国と比べて高水準である。
国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の引下げは、非常に有効である。ついては、是非とも引き下げていただきたい。
- ・ グローバル経済の中で、わが国が強い競争力を持って成長していくためには、法人税改革が必要であり、平成26年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレ脱却から好循環拡大へ～」において、20%台への法人実効税率引下げを平成27年度から開始することが明記されたことは望ましい。

また、政府税制調査会では、同年6月に、「法人税の改革について」を公表し、わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために法人税率を引き下げることや、法人税の負担構造を改革すべく課税ベースの見直しを行うという改革の方向性を示したところである。

その中で、受取配当等の益金不算入制度については、「支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分け、益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入の割合などについて、諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にしつつ、見直すこととする」こととされている。

また、法人税の改革と併せて検討すべき事項として、「英国で銀行税が導入され、法人課税の一翼を担っている例もあり、必要に応じ、法人税率引下げの財源確保の一環として、法人課税の一翼を担うような新税の導入の可能性も検討すべきである」とされている。

今後、法人税率引下げの代替財源に係る具体的な検討が行われる際には、特定の業種に負担が偏重することがないように十分に配慮されることを要望する。

とりわけ、受取配当等の益金不算入制度は、利子が支払法人で損金算入することが認められるのに対し、支払法人が課税後利益を配当することに鑑み、二重課税排除と課税の中立性の観点から設けられ、法人株主の受取配当について、配当を支払う法人段階とそれを受け取る株主段階とを通じる税負担の調整を行うための仕組みとして位置付けられるものである。

したがって、このような本制度の趣旨やこれまでの経緯、将来の経済や金融システムに与える影響を踏まえて慎重に議論されることを要望する。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理 由】

- ・ 連結納税制度導入による税収減を補填するための措置として、関係法人株式等以外の株式等（出資比率25%未満）に係る受取配当等に対する益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。

国内における法人間の二重課税の幅を大きくするものであり、再度の引き上げを要望する。二重課税を完全に排除するためには、100%益金不算入が望まれる。

- ・ 関係法人以外の法人に係る受取配当については、二重課税防止の観点から全額益金不算入とし、また、関係法人及び関係法人以外の法人の受取配当に係る控除負債利子を撤廃すべきである。
- ・ 現状の制度では連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式にかかる配当等の50%は二重課税となっている。

二重課税を排除し、また国際競争力を高めるため、益金不算入割合を100%とすることを要望する。

- ・ 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等にかかる受取配当金について、益金不算入割合（現行50%）を撤廃し、全額益金不算入とすることを要望する。

受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をすべきである。

- ・ 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成14年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられました。

本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であることや、諸外国と比べて不利のない取扱いとする観点から、益金不算入割合は50%から100%に引き上げるべきと考えます。

- ・ 持分比率に関わらず、株式配当金を益金不算入とすることを要望する。

受取配当金は法人税課税後の所得から分配されており、それを益金に入れてしまうのは明らかに二重課税であり、その全てが益金不算入とされるべき。

- ・ 受取配当金等（株式保有割合25%以上の株式に係るものを除く）の益金不算入額が平成14年度より50%に縮減されていますが、受取配当金は課税後の利益分配であり、二重課税の排除という見地からも、また、株式投資の活性化を図るためにも、受取配当金の益金不算入に対する制限措置の撤廃を要望します。
- ・ 関係法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすることを要望します。
- ・ 米国・英国・独国などの主要国では70%～100%の割合を益金不算入としており、二重課税の防止・国際的な競争力の確保のため、日本でも完全子法人株式、関係法人株式以外の益金不算入割合を現行50%より引き上げ、100%益金不算入とすることを要望する。
- ・ 受取配当金については、課税済み利益に対する二重課税となっているため、全額益金不算入としてほしい。
- ・ 二重課税の防止のため、持分割合にかかわらず全額不算入とすることを要望する。
- ・ 配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。不算入割合50%は、連結納税制度創設に伴う課税ベース拡大による財源措置として80%から引き下げられたものであり、他制度の創設に伴う財源不足を補うために、安易に受取配当に

財源を求めるべきではない。

- ・ 二重課税排除の観点から、連結法人株式等および関係法人株式等以外からの受取配当についての50%縮減措置を廃止していただきたい。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないように改正すべき。

また、金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望する。

- ・ 受取配当に係る負債利子控除については、特定利子制度を復活し、特定利子については負債利子に含めないようにすべきである。

(注) 特定利子

- ①社債の利子<社債発行差金を含む>
- ②金融機関及び国等から借入金でその返済期間が3年以上のものにかかる利子
- ③商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

3) 受取配当等の益金不算入規定における「関係法人株式等」の定義見直し

【理由】

- ・ 現行の「発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の25以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合」の100分の25以上を100分の20以上に改正することを要望する。

会計上の関連会社は、議決権比率20%以上（15%以上の影響力基準適用会社は除く）であることから、平仄を合わせていただきたい。

(3) みなし配当

1) 資本剰余金からの配当に係るみなし配当の計算

【理由】

- ・ (現行法令)

資本剰余金からの配当を行う場合の資本の払戻しに対応する金額の算定は、以下により計算された金額を基に行うこととされている。

- ・ 「払戻直前の資本金等の額」 / 「イに掲げる金額」 × 「ロに掲げる金額」

イについては、「前期期末時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（以下、純資産額）」となっているが、その「前期期末時」の括弧書きには、仮決算に係る中間申告書を提出した日から払戻の日までに確定申告書を提出していなかった場合は、中間申告書の対象期間の終了の時とするとされている。

(要望事項)

上記イのうちの「前期期末時の純資産額」について、例えば「資本剰余金からの配当を行う時点で提出している確定申告書又は仮決算に係る中間申告書から、払戻直前までの資本金等の額等の異動を反映した金額」という仕組みにして頂きたい。

合わせて、その後、修正申告や更正等で純資産額が変動した場合でも、みなし配当額及び源泉税額の計算に影響させない旨を付記頂きたい。

例えば3月決算の会社（申告期限を延長申請済。中間申告で仮決算は行わず、予定申告を前提）が、4月

から確定申告書を提出する6月末までの間に資本剰余金からの配当を行う場合、前期末の確定申告書が確定していないため見込値で計算せざるを得ない事態となる。

万一見込値と確定値の間に差異が発生して減少資本剰余金等の割合が変わり、これに連動してみなし配当額及び源泉税額が変わる場合、膨大な株主数を有する上場会社にとっては甚大な影響が発生する。

また、これ以外にも減少資本剰余金等の割合が変わる要素としては修正申告や更正等が考えられるが、これらの取扱いについても明記されている部分がないため、運営上の判断に依拠されている。不足額を下限とし、制度全体に係る積立不足額を上限とすることを要望します。

2) みなし配当のパターン

【理由】

・(現行法令)

法人税法第24条第1項第3号が「資本の払戻し（資本剰余金配当に限る）」、同第4号が「自己株式取得」（要望事項）

自己株式を取得し、資本剰余金と相殺した場合、どちらが適用されるか通達等で良いので明示して頂きたい。

自己株式取得は法人税法上、みなし配当が発生することから資本剰余金をその原資に充てた場合、資本剰余金からの配当とみなされるのではないかという懸念あり。

3) 自己株式の取得に係るみなし配当規定

【理由】

・ ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得にみなし配当規定の適用を認めることを要望する。

ToSTNeT市場は、法令233一の「金融商品取引所の開設する市場」に該当するため、ToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないと解釈されている（平24.5.25東裁（法）平23-233）。

確かにToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は金融市場内での取引ではあるものの、取引所の時間外に行われるものであり、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、法的手続や事務負担等のビジネス上の観点からToSTNeT-3の利用が望まれる場合においても、税務上の取扱いが障害となり、ToSTNeT-3の利用が見送られるケースが多くみられる。こうしたToSTNeT-3の利用を阻む税務の要因を排除するためにも、ToSTNeT市場を「金融商品取引所の開設する市場」から除外する規定を設けていただきたい。

(4) 有価証券の評価

1) 有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理由】

・ IFRS（国際財務報告基準：International Financial Reporting Standards 以下IFRS）を強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

2) 自己査定等による無税償却の認容と損金算入要件の緩和

【理由】

・ 銀行等の金融機関は、有価証券の期末評価を資産自己査定と同じ基準での無税償却を可能とすることを要望する。或いは、貸出金等の債権が貸倒損失以外にも個別貸倒引当金の損金算入が可能のように、有価証券に関しても損金算入要件の緩和を要望する。

銀行等の金融機関は業種特性として有価証券を大きなボリュームで保有。現行は発行人が破綻した場合等極めて厳格な損金算入要件のため、巨額な財税不一致額を発生させている。このため、財務・税務の二つの償却基準への習熟が求められ、事務負担・管理負荷が過大となっている。

3) 種類株式の譲渡損益

【理由】

- ・ 種類株式を法法61の2⑬に定める事由により譲渡をした場合において、法法61の2⑬各号に規定する株式等で、その譲渡をした種類株式の価額とおおむね同額の株式等の交付を受けたときは、その種類株式につき譲渡損益は生じないこととされている。

しかし、どのような場合に「おおむね同額」といえるのか明記されていないことから、この規定の適用を躊躇してしまうケースがある。したがって、法令上、その意義を明らかにしていただきたい。

(5) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理由】

- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずると思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられている。

今後IFRS導入により、更なる会計と税務の乖離が進むことが予想され、実務対応が極めて困難となるため、撤廃を要望する。

- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とすることは、税務メリットを志向する企業にとって投資意欲を減退させる一因となるため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃する。
- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が一層、大きくなることが予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃して頂きたい。
- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。
- ・ 減価償却費の損金経理要件の廃止（減価償却費を通常の申告調整項目とする）ことを要望する。また、償却方法の定額法一本化には反対である。

税制改正の繰り返しにより実務が煩雑であり、会計上の減価償却との差がますます広がっている。会計上の償却費が税法上の償却費より小額であるケースも多く、税制改正の本来目的を達成していない。あくまで企業実態を反映した償却方法の選択適用を認めるべき

- ・ 企業会計に関する規定が複雑化し、IFRSを中心として国際的な調和化が図られる現状においては、税務上の損金算入限度額について会計上の損金経理額を上限とする規制は、企業にとって過重な負担を強いる可能性があるため、撤廃して欲しい。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理由】

- ・ IT機器の増加、設備の高額化・件数増等を考慮し、少額減価償却資産の損金算入限度額を中小企業と同様30万円に引き上げすべきである。
- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

【理由】

- ・ 地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金

算入の特例を維持・存続いただきたい。

4) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理由】

- ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されております。税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の通減に結びつきます。したがって、少額かどうかの判定を20万円未満とし、一括償却資産の損金算入規定を廃止していただきたい。

5) ソフトウェアの償却期間の短縮

【理由】

- ・ 急速な技術革新によるソフトウェアの短命化は著しく、経済実態に合わせた見直しが必要。自社利用ソフトの耐用年数を3年に短縮していただきたい。またソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を100万円に引き上げていただきたい。
- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

6) 電話加入権の損金算入

【理由】

- ・ 電話加入権の実勢相場は下落傾向にあり、将来の電話加入権の廃止の方向を踏まえ、現在は減価償却資産に該当しない電話加入権を損金算入できるよう要請する。
- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。

7) 定率法償却率の見直し

【理由】

- ・ 国際的競争力を維持し強化するために設備投資は早期に償却を行う必要があるため、定率法の償却限度額について250%定率法を復活してほしい。

8) 経済実態を反映した減価償却

【理由】

- ・ 固定資産の経済的価値の減少に応じた減価償却費を損金計上を要望する。
IFRS上、経済的価値の減少に応じた減価償却計算が求められており、IFRSへ移行する場合、追加のシステム対応が要求される可能性がある。

9) 船舶の特別償却制度

【理由】

- ・ 平成26年度末で期限切れを迎える船舶の特別償却制度の延長を要望する。
船舶特別償却制度は、我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運の設備投資環境を整備し、船舶の代替建造を可能とする税制であり、諸外国においても特別償却や加速度償却等により短期間で相当程度の償却が可能な制度とされている。

10) 減価償却制度の見直し

【理由】

- ・ 平成20年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。
- ・ 減価償却の損金経理要件によれば、会計上の償却年数が税務上の償却年数よりも長い場合、損金算入が認められるのは税務上の償却限度額よりも少ない会計上の減価償却費となるが、国内でも導入が進んでいるIFRSでは、企業によって利用可能と予想される期間を償却年数としているため、企業が会計基準としてIFRSを導入した場合、会計上の償却年数が税務上の償却年数より相当程度長くなり、税務上の損金算入メリットを享受できないケースが想定される。
したがって、IFRS導入企業が会計監査で会計上の償却年数が適正と認められている限り、損金経理額を超え、かつ償却限度額に達するまでの減価償却費については、税務調整による損金算入の容認を要望する。

(6) 資産の評価損

1) 有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること
また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること
- ・ 有価証券の減損損失について、会計上減損実施後株価が回復した部分について損失計上を認めないこととされているが、翌期以降、再度株価が下落した部分について損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため

2) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため
- ・ 固定資産の経済的価値の減少に応じた減価償却費を損金計上を要望する。合わせて、固定資産の減損損失の損金計上が可能となる措置を要望する。
大きく毀損した固定資産の減損損失に関して税務上は損金算入が認められないため、システム上二重簿価管理が要求され、実務負担が大きい。

(7) 役員の給与等

損金算入要件の緩和・明確化

【理由】

- ・ 会計上で役員賞与の費用処理が強制された背景（役員賞与も役員報酬と同様に職務執行の対価）も踏まえ、税務上も役員給与（賞与に相当する部分）の損金算入要件の緩和を要望する。
- ・ 役員給与については、不当に法人税負担を回避することを防止することを目的として、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれにも該当しないものについて損金不算入とされているが、業績に応じて臨時的に報酬を変動させることは、職務執行の対価として合理性があることから、役員給与については、原則損金算入を認めることを要望する。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供

の対価であることから損金算入を認めるべきである。

上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分もあることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
 - ②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。
 - ③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。
- ・ 出向と定期同額給与の関係について－法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要する。

法人税基本通達9-2-46は、左記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

(8) 寄附金

1) 損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理由】

- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要請する。

2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の償却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

3) 100%グループ内の法人間の寄附金

【理由】

- ・ 100%グループ内の法人間の寄附金について、寄附した法人で損金不算入、寄附を受けた法人で益金不算入とする取扱いについて、取引時には双方の法人とも寄附の意図はなく、その後実施される税務調査で寄附金と指摘を受けるケースが大半だと考えられる。その場合、寄附を受けた法人で減額更正されると聞いたが、税務調査の影響が他の法人に及ぶことは事務処理が煩雑となるため廃止していただきたい。

また、本取扱いについては、単体課税の法人の所得の計算としては違和感がある。

さらに、親会社において寄附修正事由として子会社株式の簿価を修正し利益積立金の調整が必要である点も、事務処理が煩雑であるため、見直して頂きたい。

4) 寄附金の損金算入限度額における資本金等基準

【理由】

- ・ 資本金等基準については、B/Sの資本金と税務上の資本金等の額のいずれか大きい方で計算することを要

望する。

組織再編等の結果、資本金等の額がマイナスになると、会社規模に応じた限度額計算が行なわれない。

(9) 貸倒損失

損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること

(10) 引当金

1) 貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。
- ・ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度を存続してほしい。個別評価金銭債権に係る貸倒引当金はそのほとんどが回収見込みがないものであり、存続させてほしい。また、中小企業、金融・保険会社のみ貸倒引当金を引き続き適用できるのは、公平性を欠く。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の目途のないものについて損金算入を認めてほしい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため
- ・ 金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却（IV分類債権に対する財務上の直接償却）がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望する。

各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

そのため、償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっている。

なお、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものである。

- ・ 金融機関が既存の債務者における借入金を「資本性借入金」(DDS)へ転換する場合に適用できる長期棚上げの個別貸倒引当金の繰入れについて、損金算入が認められる当該借入金にかかる弁済期限の基準を、5年超から3年超に緩和する。

個別貸倒引当金において長期棚上げという規定があるが、「長期」の概念としては、一般的に3年超という期間の概念も含まれると考えられないか。

銀行としては、DDSを検討する先は早期の債務超過解消が見込める先が対象であり、税務上の取扱いをより柔軟なものにすることにより、より一層のDDS活用が見込まれる（裾野が広がる）と思料される。

- ・ わが国金融界は不良債権問題からすでに脱却しているものの、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再生支援を積極的かつ継続的に進める金融機関の取組みを一層促進する観点から、不良債権税制の拡充が重要である。また、将来の損失発生に備えた制度を拡充することは、企業の投資意欲を高める効果も大きい。

現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、不良債権問題の再発

防止や金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認める等、債権毀損の実情に応じたものとするのが重要である。

具体的には、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

3) 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理 由】

- ・ 一般的に、サービサーは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービサーにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。

したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(11) 欠損金

欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理 由】

- ・ ゴーイングコンサーンとして課税期間は本来永久であるべき点から、繰越控除期間の更なる延長を要望する。少なくとも米国並み（20年）にすべきである。また、繰越欠損金の控除制限については、今後、廃止を視野に取扱いを検討すべきである。
- ・ 欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため繰越し期間を撤廃して欲しい。また、欠損金の使用制限（80%）を見直し、従来通り所得全額から控除できるよう要望する。
- ・ 課税の公平性を確保するためには、欠損金の繰戻還付の不適用措置は撤廃するべきであり、またその上で、繰戻期間の延長が必要である。
- ・ 欠損金の繰越期間延長は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。
- ・ 欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付を復活させることは、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。なお、欠損金の繰戻還付については、法人税法に規定されているものの、中小企業を除き、財源措置として停止されているものであり、制度の本来の趣旨を踏まえ、措置の復活を要望する。
- ・ 繰越欠損金の繰越期限を現行の9年から欧米並の20年超に延長するとともに、8割の使用制限を撤廃することを要望する。

企業の国際競争力を維持するためにも、繰越欠損金に関する条件を欧米比で見劣りしない水準としていただきたい。

- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損のある企業の早期業績回復を促すため、欠損金の80%制限の撤廃を要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が9年に延長されたが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 赤字に陥ったのちの経営回復を短期に図ることが企業の収益力維持強化に資すると考えられるため、欠損金の控除制限について廃止してほしい。
- ・ ゴーイング・コンサーンとしての企業の経済活動は継続的に行われておりますが、欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなります。課税の公平性確保および国際競争力強化の観点や長期的視野での投資拡大を後押しするためにも、諸外国に比べ不利な条件（英・仏・独・オーストラリア・香港・シンガポールは無期限）である繰越期限を無期限にする、また使用制限を廃止するよう要望します。

課税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するために、

現在停止中の繰戻還付制度を復活し、2年に延長するよう要望します。

- ・ 繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。繰越欠損金の放棄が生じることが、直近の所得で課税されることによりキャッシュフローを悪化させるため、企業として長期的視野に立った研究開発などにマイナス影響が出ている可能性がある。国際的競争力の醸成のために必要である。

繰越期限を延長する場合は、これと整合性を図って税効果会計の規定も改正する必要がある。

- ・ 繰越欠損金の使用制限80%を撤廃することを要望する。直近の所得で課税されることによりキャッシュフローを悪化させるため、企業として長期的視野に立った研究開発などにマイナス影響が出る可能性がある。国際的競争力の醸成のために必要である。
- ・ 欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため現在停止中の繰戻し還付制度を復活すると共に繰越し期間を少なくとも米国並み（20年）に延長して欲しい。
- ・ 繰越欠損金の使用制限が適用されることにより、国際競争力の低下を招くばかりか、事務負担の増大を引き起こす要因となっている。80%使用制限にともない、使用期限が9年に延長されたものの、期限内で回収しきれない繰越欠損金が発生する可能性が出てくるため、国内への投資の足かせとなり得る。
- ・ 現行繰越控除期間は9年となっているが、繰越期間を無期限とするとともに、損金算入可能額の当期所得80%制限を100%に戻すべきである。また、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1年間）の期間の延長を要望する。

わが国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

- ・ 当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間は、キャッシュフローに影響を与え投資の意思決定を大きく左右する。
投資に対する積極性を確保し我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化および控除制限の撤廃をお願いしたい。
- ・ 本制度は、平成4年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコールフットィングの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。
- ・ 法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。また、金融機関にとって景気後退期における不良債権の規模は大きく、その処理に伴い発生する欠損金の控除や還付について十分な措置を設ける必要がある。
- ・ 繰越欠損金の控除期限は9年（80%制限）であるところ、10年（制限無し）まで延長する。また、繰戻還付制度についても、資本金1億円以上の企業に対する適用停止措置を廃止することも要望する。

(12) リース資産の償却等

1) リース税制とリース会計基準の統一化

【理由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、基本的処理は税財で合致しているものの、具体的な手続き（償却期間、償却方法等）が異なることから、税・財不一致となり複雑な申告調整が必要。この現状を踏まえ、申告稼働軽減の観点から、税務と財務の具体的な手続き統一化を要望する。

2) 所有権移転外ファイナンスリースに係る特例措置の導入

【理由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースは平成19年度税制改正により、賃貸借取引でなく売買取引とみなされることとなったにもかかわらず、設備投資促進等の目的で設けられた各種優遇税制においては、税額控除のみの適用となっており、特別償却の適用が受けられない。同一の経済活動に対して税法上の優遇措置の適用

の可否が異なることは不合理・不公平であり、特別償却を認める取扱いを要望する。

3) リース資産の付随費用の損金算入

【理由】

- ・ 事務用機器等のリース資産の付随費用（運搬費用、据付費、設定費）については、ほとんど発生せず、仮に発生しても少額であるため、実務負担削減等の観点から、一時の損金として処理することを許容する必要があると考える。

4) リースフリーレントの税務処理の明確化

【理由】

- ・ 税法の解釈を明瞭化し、不要な会計と税務との差異を解消するため、税務上のリース取引に該当しないリース（所謂「オペレーティング・リース取引」）について、フリーレント期間がある場合、リース料総額をリース期間に均等按分する費用計上を可能とする規定の明確化をする。
- ・ フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコメントールにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえず、実務上疑義が生ずることがあるため、賃貸人及び賃借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRSへの対応

【理由】

- ・ IFRSの適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念される。税制簡素化の観点より、早期より適切な税制措置の検討を望む。
- ・ 我が国の法人税制は、企業会計と密接に関係しているため、IFRSの見直しが課税ベースの拡大など、法人税における課税所得計算に影響を及ぼさないよう税制上の対応を図るべきである。既存の減損・資産除去債務等の基準についても、更正妥当な会計処理と税務の整合を図るべきである。
- ・ 法人は「確定した決算に基づき」申告書を提出しなければならないことから、法人税と会社法との不可分の関係が生ずる一方、会計基準の国際的なコンバージェンスが進む中で、税務会計と企業会計の相違が拡大していく状況にあるが、コンバージェンスにより安易な課税ベースの拡大とならぬよう、また申告調整の増加による事務負担への影響も含め、企業競争力強化の視点から、税制上の対応を図る必要がある。
- ・ IFRSにおいて、一定の開発費は資産計上される等の状況が生じることから、課税ベースの拡大を抑制し、企業の投資を促進する観点から、新たな研究開発投資減税を創設する等、IFRS導入に即した税制上の措置を要望する。
- ・ 現在、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっているので、法律間における会計処理を統一すべきである。今後、企業会計と法人税法の乖離が拡大し、課税所得計算において実務上の負担が増大しないよう、少なくとも損金経理要件を撤廃すべきである。
- ・ 昨今、企業会計制度の変更（IFRSへの収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特に賞与引当金および退職給付引当金等については、労働の対価等を基準として発生主義に基づいて費用計上されるべき性質のものであり、企業会計基準に準じて損金算入できるよう、見直していきたい。

- ・ IFRSの適用においては、会計上の利益が現状に対して大きく変化することが考えられるが、税制上の整備を遅滞なく十全に行うことで税務と会計の乖離および実務上の煩雑さを最小限にとどめていただきたい。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理由】

- ・ 企業会計と税務会計が大きく乖離しているため、企業会計に準じて即時償却を要望する。

3) 退職給付引当金の復活

【理由】

- ・ 平成14年度の税制改正において、連結納税制度創設に伴う課税ベース拡大の措置として退職給与引当金制度が廃止されたが、企業会計においては退職給付引当金を計上することとされている。税務上も損金として認めることにより法人税法上の課税所得と会計上の利益の乖離を防ぐことができ、確定決算主義に沿うものでもあることから、退職給付引当金の繰入について、損金算入を認めることを要望する。

(14) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理由】

- ・ 企業年金等の積立金に係る特別法人税の課税停止措置については、企業年金等の運用成績に関わらず、積立金残高に対して外形的に課税されるため、特に運用が悪化する局面において企業財務に大きな影響を与えることから、課税の廃止を要望する。
- ・ 確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されることになっているため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税するといった例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活となった場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります。

よって、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく特別法人税の撤廃を要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。

こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は

極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると思われます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成28年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 企業年金積立金（年金資産）に係る特別法人税は、制度間の中立性・公平性を欠く等の理由から撤廃すること
- ・ 拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、運用時に課税する現在適用停止中（平成29年3月31日まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望します。
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成29年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を要望する。
- ・ 現在課税停止されているが、撤廃を求める。
公的年金制度の見直しにあわせて税制上も公的年金等控除が見直される可能性があるため、この機会に議論を盛り上げるべき
- ・ 企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は平成29年3月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、平成29年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃するよう要望いたします。
- ・ 退職年金等積立金等に対する法人税は、平成28年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不相当であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。
- ・ わが国において少子高齢化が進展するなか、自助努力による老後生活の維持向上を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割の重要性は高まっている。また、確定拠出年金の一層の普及は、より多くの個人に対して投資性商品を選択する機会を提供し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることにもつながる。

こうした確定拠出年金制度の重要性に鑑みれば、わが国においても、欧米における同種の年金と同様に、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とする十分な税制上の措置を講じる必要がある。

平成16年度税制改正では、拠出限度額が引き上げられた一方、公的年金等控除の縮小および老年者控除の廃止等、拠出時非課税と給付時課税の措置がなされており、平成21年度と平成26年度の税制改正でそれぞれ拠出限度額の引き上げが行われているが、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、引き続き、税制面の整備を推進する必要がある。

したがって、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、平成29年3月までの時限措置として課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃するほか、拠出限度額のさらなる引き上げを要望する。

(15) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化等

【理由】

- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっている。

- ・ チャリタブルトラスト（慈善信託）が株主である外国法人の完全支配関係の判定を整備し、中小法人に該当するものとして中小法人向けの特例措置の適用を認めることを要望する。

平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するか否かを判定する場合、①平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法1435二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、②新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、②の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。

- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る所得の計算方法を法令上整備することを要望する。

匿名組合事業における支出金額のうち寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したのとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされおらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。

- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。

平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

3) 合同会社に対する構成員（パス・スルー）課税の導入

【理由】

- ・ 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員（パス・スルー）課税を認めるべきである。

4) 信託税制における課税上の取扱い

【理由】

- ・ 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして所得税及び法人税を課することとされており、また、受益者が2以上ある場合には、信託財産に属する資産及び負債、収益及び費用の全部をそれぞれの受益者が「その有する権利の内容に応じて」有するものとされている。そしてこれらの考え方は、例えば優先劣後構造といった質的に異なる受益権を有する複数の受益者が存在する場合においても適用されるものであることが、財務省による平成19年度の税制改正の解説（P.294～295）に記載されている。

しかし、このように質的に異なる受益権を有する者が存在する場合における、資産及び負債、収益及び費用のその各受益者への帰属のルールは明らかにされていないことから、法令上新たに規定を設けていただきたい。

5) ストック・オプション付与に係る費用の付け替え

- ・ 親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いを明確にしていきたい（なお、親会社は外国法人である場合を含む）。

また、親会社では従業員であるが子会社で役員である場合における取扱い及び源泉税の取扱いも併せて明確にしていきたい。

6) 金融商品会計

【理由】

- ・ ヘッジの有効性の判定に於いて、金融商品会計に関する実務指針158のように一定の場合に当該判定を省略できるようにすることを要望する。

ヘッジの有効性の判定に係る実務対応コストは、積極的なヘッジ導入による企業競争力の増強を阻害する要因となり得るため。

7) 外貨建資産等の換算方法

長期外貨建債権等が短期外貨建債権等に該当することとなった場合の取扱いを定めること

【理由】

- ・ 外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その「取得日」の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要があるが、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法を選定したものとされる。たとえば長期外貨建債権等を取得した場合において、法人が換算方法について届出書を提出しなかった場合には、法定の換算方法である「発生時換算法」を選定したものとされる。

この場合において、以下の点が不明確であることから、何らかの取扱い方法を示していただきたい。

- ①この長期外貨建債権等が何年か後に短期外貨建債権等に該当することとなった場合には、新たに短期外貨建債権等を取得したわけではないものの、この段階で新たに「期末時換算法」の選定を行ってもよいのか。
- ②それとも、当該外貨建債権等につき取得時に届出をしなかった場合、長期・短期共に法定換算方法である「発生時換算法」を選定したものとして取り扱われ、「期末時換算法」を適用したい場合には、すでに選定している換算方法を変更するものとして、換算方法の変更申請書を提出する必要があるのか。
- ③上記の変更申請書を提出しなければならない場合、換算方法の変更をすることができないこととされている3年間（法基通13の2-2-15）の縛りは適用されるのか。もし適用される場合、たとえば債権等の受領等の期限がその事業年度終了日の翌日から2年を経過した日の前日である外貨建債権を取得したときは、会計上は長期外貨建債権として取り扱われるにもかかわらず、税務上は取得時に短期外貨建債権の換算方法を選択しておかなければならない。この選択を失念した場合は、税財一致を図ることができないことになる。

8) 繰延資産の縮減・廃止

【理由】

- ・ 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果が及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

9) 繰延資産の範囲の明確化

【理由】

- ・ 法人税法施行令14条6号ホに規定する「自己が便益を受けるために支出する費用」について、その便益の具体的内容や範囲が不明確なことから、税務上判断が困難なケースが多い。したがって、「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する場合を限定列挙する等、その範囲を具体的に明確化することを要する。

10) 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い

【理由】

- ・ 早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。

①確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入

近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します。

その他、受託保証型確定給付企業年金に切り替えるにあたっての積立不足額の一括償却の導入等、受託保証型確定給付企業年金以外の確定給付企業年金から受託保証型確定給付企業年金に切り替えるにあたっての柔軟な取扱いを可能とすることを要望します。

②基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入

厚生年金基金で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します。

③確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の柔軟化

現在、確定拠出年金へ一部移行時の一括拠出は移換者の移行部分に係る積立不足額が基準とされ、円滑な移行が可能とされています。平成23年度制度改正前においては、移行元制度の確定給付企業年金および厚生年金基金の制度全体に係る積立不足額が基準とされており、早期の年金財政の健全化が可能とされていました。

そこで、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足額を下限とし、制度全体に係る積立不足額を上限とすることを要望します。

11) 退職給与負債調整勘定の減額方法

【理由】

- ・ 退職給与負債引受額に該当する負債調整勘定の金額の減額方法を簡便的な方法（差額負債調整勘定と同様に原則として5年間など）にしてほしい。

退職給与負債引受額に該当する負債調整勘定の金額は、現行制度上、退職給与引受従業員が合併法人等の従業員でなくなった場合や退職給与引受従業員に対して退職給与を支給した場合に、その事業年度において減額（益金算入）することとされている。

現行制度においては、実務上、当該退職給与引受従業員の退職等の状況を每期確認する必要があり、長期

間（仮に退職給与引受従業員が若年層である場合は数十年にも及ぶ）に渡り処理し続ける必要が生じるため、煩雑である。

そのため、実務上の便宜を考慮して頂きたい。

12) 利子配当等の計算期間の初日に元本を取得した場合における簡便法の計算方法

【理由】

- ・ 利子配当等の元本を取得した日とその利子配当等の計算期間の初日である場合において、利子配当等の計算期間の「開始の時」に元本を所有していたものとして取り扱ってよいか明らかでない。
「開始の時において所有していた元本の数」には、計算期間の初日に取得した元本の数を含むのかどうかを明確にしていきたい。

13) 特別償却準備金の取崩し

【理由】

- ・ 近年生産性向上設備投資促進税制に象徴されるように、設備投資を後押しするために、耐用年数の長い建物を含め即時償却が可能な税制が導入されている。しかし、上場企業等法定監査対象会社は、会計からの要請により直接償却方式を採用することができず、特別償却準備金を計上する方式を採用せざるを得ない。その結果、即時償却の翌年度から7年間で準備金取崩しが発生し、直接償却の場合と比較して節税効果が非常に短期間に消滅する結果となっている。
このことは建物等に即時償却を認めた立法趣旨から見て、その効果を限定するものであり、改正が必要と考える。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 連結納税制度は平成22年度改正で改善がなされたが、①子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする、②海外子会社も対象に含める、③開始・加入時における子会社資産の時価評価を全廃する、等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望したい。
- ・ 連結納税制度には、企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。
 - ①法人事業税、法人住民税等地方税も、連結納税の対象に含めるべき。
 - ②資産の時価評価規定の見直し
 - ③連結納税グループ対象範囲の要件緩和
連結納税制度の対象は、小規模子会社も含めた膨大な会社数となり、大きな事務コスト負担が生じるので、売上高、課税所得等、一定の規模以下の事業者は対象外とすべき。
 - ④特定連結欠損金の使用制限撤廃
特定子法人が保有する連結納税開始・加入前の欠損金（特定連結欠損金）の控除は、その欠損金を有する個社の所得金額を限度としているが、当該制限を撤廃し、連結納税開始・加入時に持込可能な欠損金は、全て連結所得から控除可能とすべき。
当業界においても、90年代以降、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。
- ・ 昨今の企業グループ経営の実態に即し、以下の点について連結納税制度を見直していただきたい。
 - ①地方税（法人住民税・事業税）への連結納税制度の導入
 - ②資本金1億円以下の子会社の交際費損金算入
 - ③連結納税制度における連結対象子会社の範囲の緩和

- ④収用控除限度額の個別会社毎の合算化
- ⑤寄附金限度額の資本金部分について個別会社毎の合算化
- ⑥連結納税加入時の時価評価対象資産および譲渡損益の調整対象資産の基準金額（10百万円）の引上げ
- ・ ①子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする。
- ②海外子会社も対象に含める。
- ③開始・加入時における子会社資産の時価評価を廃止する。

等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望する。

(2) 適用対象子会社の範囲

1) 連結納税適用対象の拡大・緩和

【理由】

- ・ 連結納税の対象を100%持分企業に限定していることは、効率的なグループ企業経営にあたって、積極的な連結納税の導入を阻害する要因となり得るため、連結納税適用対象会社を拡大すること（持分100%⇒80%）。
- ・ 現状の連結納税制度における連結対象は、すべての完全支配会社となっているが、経済実態や事務手数軽減の観点から適用要件を見直すこと。
- ・ 連結納税の対象範囲について、米国並みの80%保有にまで拡大することで、グループ会社の経営の自由度を拡大し、産業競争力の強化に寄与することが可能となる。また、連結納税加入時時価評価の要件を緩和することで、これまで以上に連結納税制度の採用が拡大することが期待される。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 平成22年度税制改正において、子会社欠損金の持込制限の条件が緩和されたが、時価評価対象外法人のみならず時価評価対象法人も、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社の繰越欠損金は持込できるものとし、かつ、連結納税後の当該子会社の所得と相殺できるようにすべきである。
- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考えため、特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにしていただきたい。
- ・ 5年内支配関係による連結納税グループへ加入する連結子法人の繰越欠損金の持込制限の緩和を要望する。
企業グループの一体経営の推進や柔軟な組織再編を可能とするための法制度・会計制度が整備されている。税制面でも、グループ企業の再編を通じた競争力強化とそれに伴う経済の活性化を一層促進する観点から、連結納税制度の見直していただきたい。
- ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となるため、連結グループに加入する子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃することを要望する。
- ・ 競争力強化に資する機動的な再編を可能にし、連結納税の導入拡大を図るため、100%化5年未満の場合の繰越欠損金の切捨てや時価評価の制限を3年未満に短縮することを要望する。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

時価評価の廃止・緩和

【理由】

- ・ 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。
- ・ M&A及びグループ内組織再編（完全子会社化）を行う際の影響が大きく、連結納税適用のハードルの一つとなっているため、適格株式交換のみならず、適格合併の場合は時価評価・欠損金切捨ての対象から除外

していただきたい。

- ・ 連結子法人の保有資産に対する時価評価課税を緩和することを要望する。
企業グループの一体経営の推進や柔軟な組織再編を可能とするための法制度・会計制度が整備されている。税制面でも、グループ企業の再編を通じた競争力強化とそれに伴う経済の活性化を一層促進する観点から、連結納税制度の見直していただきたい。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 効率的なグループ経営と円滑な企業再編（完全子会社化）の障害事項であり廃止を要望します。（廃止が実現されない場合であっても、5年超50%以上の資本関係のある子会社を時価評価対象外とするなど緩和すべきである。）
- ・ 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため、新たに完全支配関係となる子会社の保有資産に対する時価評価課税を撤廃する又は時価評価不要要件の緩和を要望する。
- ・ 連結納税開始・加入時の時価評価・欠損金切り捨ての緩和をしてほしい（5年超支配関係がある場合や買収対象会社と連結親法人に共同事業要件に準ずる事業関連性があるときは時価評価不要など）。
連結納税適用法人において企業買収をする時に時価評価欠損金切り捨てが阻害要因となっている。連結納税の開始・加入は異なる課税主体が一つの主体になることであるという観点からは適格合併と類似する状況であると考えることができ、適格合併で欠損金の引き継ぎが認めら得るような場合に類似する状況においては、制限を緩和することも合理性があると思われること。これによる乱用の懸念がある場合は、別途個別的租税回避防止規定をいれることで対処することで足りると思われること。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 収容換地等の場合の特別控除

【理 由】

- ・ 収容換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。
公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収容換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

2) 連結子法人の交際費損金算入

- ・ 資本金1億円以下の連結子法人について、単独納税時に認められていた限度額までの交際費損金算入を容認すること

3) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

- ・ 連結納税制度下では、連結グループをまとめて一法人のように捉えて控除限度額（控除枠）を算定し、連結納税グループ全体の国外所得に占める各社の国外所得の割合で控除枠を按分することとされているが、連結納税グループ内の各社で国外所得の金額に偏りがあると、控除枠を使い切れない法人、控除枠が足りない法人が出てきてしまうという不合理が連結納税グループ内で起こってしまう。
連結納税グループを一納税主体としてとらえるのであれば、グループ内で控除枠の不均衡が起る現行按分方法を改善し、負担直接外国税額等の割合等、より公平な控除枠按分方法を採用して頂きたい。

4) 利益積立金における帳簿価額修正額

- ・ 連結法人において譲渡等修正事由が生じた際に増減する帳簿価額修正額に相当する金額について、計算方法を見直してもらいたい。
利益積立金を増減させる帳簿価額修正額に関して、現行制度において連結子法人から剰余金からの配当等

を受け取ると当該子法人の利益積立金が減少することにより帳簿価額修正額に影響がある。

剰余金の配当等を行う連結子法人は原則、所得が発生している場合が多く、当該所得は課税済みであるが、剰余金の配当等を行うことにより利益積立金が減少すると当該子法人の株式を売却する場合に帳簿価額修正が発生して、譲渡利益に課税されるため、二重課税になってしまう。元来の二重課税や二重控除を排除するために設けられた制度であることから、このような状況をなくすために剰余金の配当等については帳簿価額修正額から除外して頂きたい。

5) 株式保有区分の統一

- ・ 控除負債利子の計算における期末完全子法人株式及び期末関係法人株式の帳簿価額の考え方と配当収入の区分における完全子法人株式及び関係法人株式の考え方に相違があるため実務が煩雑で計算事務ミスに繋がる恐れがある。期末時点で帳簿価額及び配当収入区分の双方を判断するなどの統一的な考え方となるよう実務上の便宜を考慮頂きたい。

(6) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に2ヶ月の申告期限の延長及び納付期限の延長を要望する。
- ・ 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り返されていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること

(7) 連結納税グループからの離脱

1) 離脱子法人株式の帳簿価額については修正の対象から除外すること

【理由】

- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること
- ・ 連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

2) 離脱の場合の申告期限の延長

【理由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。
連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

(8) 連結子法人の本店等所在地に異動があった場合の連結親法人届出提出の廃止

【理 由】

- ・ 連結親法人が連結子法人の本店所在地異動情報を遅滞なく収集することは実務的に難しいこと及び連結親法人における事務手続きを減少させることを理由に廃止して頂きたい。

3 グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定

1) 強制適用の見直し

【理 由】

- ・ グループ法人税制については、グループ企業間の資本取引等の税制メリットを必ずしも享受できず、中小企業特例のメリットを失う企業グループも存在し、さらにこれら企業グループについては必ずしも財務基盤が強くない状況において、当該税制により追加的な事務負担、システム更改等の費用負担が発生することから、強制適用の廃止を要望する。

2) 親会社の資本金等の規模基準の撤廃

【理 由】

- ・ グループ法人税制については、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等

1) 金銭不交付要件の明確化

【理 由】

- ・ 適格要件のひとつである金銭不交付要件については、移転資産の対価であるのか、事後的な立替等の精算であるのか実務判断が難しい場合があるため、取り扱いを明確にすること。

2) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理 由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

3) 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理 由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。
民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。
公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等

法人を恣意的に利用することを防止する法第57の2及び法第60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

4) 全部取得条項付種類株式によるスクウィーズ・アウト (SQO) 後の合併

【理由】

- ・ TOB+全部取得条項付種類株式方式で、少数株主に会社法234条もしくは172条の定めにより対象法人が現金を交付するSQOをした後、買収ビークルであるSPCが対象法人に合併される場合に、SQOと合併が一連の取引として取り扱われ、現金交付を伴う合併として非適格合併として取り扱われることがないことを明確にしていきたい。

SQOと合併は私法上独立した取引であり、SQOにおいて少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことにはならないと考えるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。

5) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

6) 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件

【理由】

- ・ 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合には、被現物出資法人から現物出資法人に対し消費税相当額の金銭が交付されることによって、適格要件を満たさなくなるのではないかという疑義が生じる。

東京国税局は適格現物出資に該当するという回答をしているようであるが(租税研究平成25年7月「組織再編税制における実務上の留意点」)、国税庁のHPなどにおいて公にされている状況ではない。

この点が明らかにされることで、現物出資がより広く活用されることが期待されるので、取扱いを明確にしていきたい。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 期中に株式交換・株式移転が行われる場合の完全子法人の簿価純資産の計算

【理由】

- ・ 期中に行われる株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合に、完全親法人における完全子法人株式の取得価額は完全子法人の簿価純資産価額を基に算定することとされているが、当該完全子法人の簿価純資産価額に関する計算の規定を整備していきたい。

株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合の完全子法人の簿価純資産価額の計算は、その株式交換・株式移転が期中に行われる場合において大きな事務負担となっており、また計算方法について規定が明確でないため、実務上混乱が生じている。そのため、直前の事業年度末の純資産価額を使用することを認めていただきたい。直前の事業年度末の純資産価額を使用することが認められない場合には、計算方法に関する規定を定めていただき、例えば、適格分社型分割や適格現物出資等の場合の規定(税務署長に届出の上、分割等の前日を事業年度の終了の日とした場合に計算される減価償却費や繰入限度額に達するまでの個別評価の貸倒引当金を損金算入することができることとされている規定)と同様の規定を、株式交換・株式移転が期中に行われた場合の完全子法人の簿価純資産額の算定にも適用できるように明らかにしていきたい。

2) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

3) 減価償却費等の損金算入に関する届出書の撤廃

【理由】

- ・ 適格分社型分割による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書につき、提出の撤廃ないし申告書に添付するよう、変更してほしい。

4) 非適格株式交換・株式移転における時価評価資産としての営業権の時価算定方法の明確化

【理由】

- ・ 非適格株式交換・株式移転及び連結納税の開始・加入の際に時価評価課税を受ける営業権の額の算定方法について、法令等で明確にしていきたい。

非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、①買収金額と時価純資産額との差額か、②①の金額から買収プレミアムを除いた金額か、③財産評価通達等に基づいて算定した金額か、実務上問題となることがあるため

また、一般的に、営業権は連結納税の開始・加入時における時価評価資産に含まれると理解されているが、その評価方法について実務上判断に迷うことが多いため

5) 非適格合併・分割の場合の上場株式の評価方法

【理由】

- ・ 非適格合併・分割の際に合併法人等に移転する資産に上場株式がある場合、いつの株価を用いればよいか明確化することを要望する。

非適格合併・分割が行われた場合において、合併法人等に移転する資産に上場株式が含まれているときは、市場株価により譲渡が行われたものとして所得金額を計算することとなると思われるが、いつの時点の株価を用いるべきか、法令上は明記されていない。

上場株式によっては、非適格合併・分割が行われた前日の終値と当日の終値で株価が大きく変動することがあり、いつの株価を用いるかによって所得金額の計算結果に多大な差異が生じてしまう可能性がある。したがって、上場株式の時価を算定する時点がいつなのか、明らかにされることが望ましい。

6) 非適格の無対価組織再編成が行われた場合の取扱い

【理由】

- ・ 非適格の無対価組織再編成については、資本金等の額及び利益積立金の増減に関する規定が整備されていないものがあり、仕訳の貸借が一致しない場合に寄附金・受贈益を認識することとなるのではないかという解釈も見受けられる。このような不安定な状況においては、実務上、非適格の無対価組織再編成を行わないといった慎重な判断を行わざるを得ない場合があるため、関係法令の整備を行っていただきたい。

7) 最終利益積立金額等の調整額を算出する際の分割移転割合の計算

【理由】

- ・ 連結子法人間で適格分割型分割が行われた場合、その分割により分割承継法人に利益積立金額の引継ぎをしているときは、「最終利益積立金額」及び「既修正額」の引継ぎに係る調整額を分割移転割合を使用して算出することとされている。

分割移転割合の分母の金額は「分割法人の分割直前の利益積立金額」とされているが、平成22年度税制改正で分割型分割が行われた場合のみなし事業年度が廃止されたことにより、分割直前の利益積立金額の算出が困難な状況となっている。

したがって、分割の日の属する事業年度の前事業年度終了時の利益積立金額を使用して計算することを認めていただきたい。

8) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

【理由】

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていきたい。

9) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていきたい。
 - ①4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。
 - ②4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。
 - ③連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。（以下例示。）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i)法法141十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii)法法61の131により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii)法法61の133により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv)したがって、条文上は、(i)②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i)①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

10) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理由】

- ・ 業界再編・事業再構築の促進を目的とする再建計画の中で行われる債務免除についても、債権者側では債権の無税償却、債務者側で期限切れ欠損金（特例欠損金）を使用できる優遇措置を創設する。

現状でも法的な再生手続のみならず 私的整理ガイドラインや事業再生ADR制度といった早期事業再生のための再生手続に対して税務上のメリット（債務者における債務免除益に対する特例欠損金の損金算入、債権者における債権の無税償却）が付与されているが、原則、債務者が経営危機に陥っていることが条件になっている。

業界再編や事業再構築を促進するためのインセンティブとして、債務者が経営危機に陥る前の早い段階における再建計画についても、これらの税務メリットが付与されれば、日本の産業競争力を強めることになる。

11) 適格組織再編の範囲拡大

【理由】

- ・ 適格要件を緩和し、会計と同様に、企業グループ内の取引（共通支配下の取引）は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上する。

会計と税務との差異解消により、組織再編成を活性化させるため（たとえば適格現物分配について、現行100%支配関係がない限り税務上は時価による譲渡と看做すが、会計上はグループ企業からの現物分配であれば簿価による移転となるため、税務処理のためだけに分配資産の時価を算定しなければならない）。

12) 「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」制度の適用範囲見直し

【理由】

- ・ 現物出資、現物分配を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」の範囲から除外する。
現物出資や現物分配は資産の出資・分配に過ぎず、有機的一体となる組織（企業、事業等）の再編とは異なるため。実務上もこれらを組織再編とは捉えられていない。

13) アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い

【理由】

- ・ M&A契約にアーンアウト条項が付されている場合において、その条項に基づき価額調整が行われ、売主側に追加の対価が支払われることがある。売主側が個人である場合、その追加で支払われた対価の取扱いにつき以下の点を明らかにしていただきたい。

①追加で支払われた対価は譲渡所得か否か。（なお、対価の一部返還は株式の売買代金の返還であると認められた裁決事例（平成18年9月8日、裁決事例集No.72 P.325）がある。）

②①で追加の対価の支払いが譲渡所得であるとされる場合において、たとえば当初売買価額が支払われた年（Year 1）の翌年（Year 2）に追加の対価の支払いが行われるときは、Year 2に係る確定申告で譲渡原価はゼロとして譲渡所得の申告を行うのか、Year 1の修正申告を行うのか。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。

- ・ EU域内のクロスボーダーマージャーが実質的に日本の会社法の合併と同様の法的効果を持つ場合は、法人税法上「合併」と取り扱うことを明確にすること。

2012年4月に日本租税研究協会から公表された「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」により、外国の組織再編成の取扱いが明確化されて、大変に有意義であった。諸事情により、クロスボーダーの組織再編成については、検討対象から除外されたものと理解しているが、EU域内のクロスボーダーマージャーに限定していただいてもよいので、それが実質的に日本の会社法の合併と同様の法的効果を持つ場合は、法人税法上「合併」と取り扱うことを明確にいただけると、日本企業のEU域内の組織再編成の促進に寄与するものと考えます。

- ・ 海外支店における組織再編を念頭に置いた再編税制見直しを行うことを要望する。具体的には、海外支店の現物出資により本支店勘定を債権として取得しても、適格現物出資の「株式のみ交付要件」に抵触しないよう改正することを要望する。

銀行は現地規制により、支店を現地法人化するよう求められるケースがある。他方、再編税制は現地法人

形態の取扱いを念頭においているため、海外支店再編は税制上考慮されていないことが多い。実態上グループ内再編といえる場合には、再編税制の趣旨に従って、課税繰延措置を設けるべき。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の拡充等

【理由】

- ・ 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度はイノベーション促進に不可欠な税制措置であり、企業が長期安定的にハイリスクな研究開発投資を行えるよう要望する。
 - ① 本体部分（総額型）については、下記措置を講じた上で、法人税法の本則に位置付けて、恒久化。
 - ・ 控除限度額：法人税額の30%とする。
 - ・ 繰越控除の期間延長（5年間）とその要件緩和（増加要件の廃止）
 - ② 上乗せ部分（増加型・高水準型）について、適用期限を撤廃し、法人税法の本則に位置付けて恒久化
- ・ 本特例措置については、平成27年3月末で適用期限を迎えるが、研究開発投資の維持・拡大及び国際競争力強化の観点から、控除限度額の上乗せ措置の延長を要望する。
- ・ 期限の定めのない総額型については本法化により恒久措置とすることを要望する。

法人税率引下げの代替財源として研究開発税制の大胆な見直し、縮小の動きがあるが、研究開発に熱心に取り組んでいる企業に税負担軽減の恩恵を及ぼさなくするような改悪では、成長戦略の趣旨に逆行する。研究開発減税による税収の減少はその後のGDP押し上げ効果を通じてそれを上回る税収増に貢献することが報告されており、制度の維持・拡充が望まれる。
- ・ わが国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。

については、以下の点を認めていただきたい。

 - ① 試験研究費の額が増加した場合等の税額制度の維持・存続
 - ② 研究開発促進税制の拡充
 - 2-1 試験研究費の税額控除限度額の引き上げ
 - 2-2 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越期間の延長
- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも税額控除限度額の30%の恒久化を要望する。
- ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越すことになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間の延長もしくは繰越期間制限の撤廃を要望する。
- ・ 当年度の試験研究費が前年度の試験研究費を下回った場合でも繰越控除ができるよう、当該要件の撤廃を要望する。
- ・ 研究開発は競争力の源泉であり、巨額の研究投資を維持し続けなければならないものです。海外企業との国際競争に打ち勝ち、また、医療・健康、エネルギー（省エネ社会）、自動車、社会インフラ（交通、防災・減災）、農業等の成長分野に必要なIT・エレクトロニクスのイノベーションのための研究開発を後押しすべく、研究開発促進税制を拡充し、使いやすい税制へ見直すよう要望します。
- ・ 以下の要望をする。
 - ① 税額控除限度額の引き上げ（法人税額の20%→30%）の恒久化
 - ② 平成29年度末で期限を迎える上乗せ措置（増加型・高水準型）の期限延長
 - ③ 税額控除限度超過額の繰越期間延長（1年→5年以上）
 - ④ 繰越控除制度の適用要件を緩和し、試験研究費額が前年より増加していなくとも適用できること

民間企業にとって研究開発は、競争力を強化する源泉であり、企業活動を継続するための生命線である。一方で、諸外国の研究開発を後押しする税制に対して不利な状況にある。国際的なイコールフットイング確保による成長の加速のため引き続き本税制の拡充ならびに期限延長を要望するものである。

- ・ 研究開発は、我が国経済成長の礎である企業の競争力を維持・強化し、今後、科学技術立国として成長を続けるための糧である。

経済のグローバル化により、企業の国際的な機能分散化が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進するためにも研究開発税制は極めて重要である。諸外国では、わが国を上回る30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付などが認められていることから、税額控除率を国際的に優れた水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の緩和、その他の制度の拡充等により、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。

研究開発は、我が国経済成長の礎である企業の競争力を維持・強化し、今後、科学技術立国として成長を続けるための糧である。

経済のグローバル化により、企業の国際的な機能分散化が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進するためにも研究開発税制は極めて重要である。諸外国では、わが国を上回る30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付などが認められていることから、税額控除率を国際的に優れた水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の緩和、その他の制度の拡充等により、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。

- ・ 試験研究費に係る税額控除制度の拡充を図ってほしい。
ものづくり企業の競争力の原点は、試験研究費にあることから、積極的な試験研究費支出の増加に寄与する税制としていただきたい。
- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除限度額を当初法人税額の30%とすることを恒久化することを要望する。国際的競争力の維持向上のためには継続的な研究開発投資が不可欠であり、そのインセンティブを高める必要がある。
- ・ 研究開発は企業の競争力の源泉であり、それを支援する本税制は非常に有効な制度である。

日本の自動車業界では安全・環境をはじめとする様々な新技術・新商品への研究開発投資を積極的に行ってきた。しかし、諸外国においては研究開発促進税制の拡充が行われており、次世代自動車開発は熾烈を極めている。

「日本再興戦略」では、今後3年以内に民間研究開発投資を対GDP比で第1位に復活させる等の目標を掲げ、そのために、企業の研究開発投資環境を整備することとされている。

日本の国際競争力を維持し、持続可能な経済成長を実現するためには、平成25年度税制改正で拡充された、試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除上限（法人税額の20%→30%）を本則化するとともに、「試験研究費の増加額に係る税額控除制度」についても本則化し、研究開発への税制インセンティブを強化する必要がある。

諸外国に比べ繰越期間は大きく劣後しており、制度の活用メリットを高めるために繰越期間を拡充すべきである。

- ・ 主要国の研究開発税制における繰越期間は5年～無期限のところが多いことから、国際競争力を確保するためには、5年への繰越期間延長を要望する。
- ・ 平成25年度から26年度まで時限的に認められた試験研究費の総額に係る税額控除度の税額控除限度額の引き上げ措置（法人税額の20%を30%へ引き上げ）を恒久化すること。
- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間について、現行の1年間を5年間に延長すること。また、当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を撤廃すること。
- ・ 増加型の試験研究費の税額控除につき、平成26年度税制改正で増加割合が5%以下の場合、適用外となったため、増加割合が0～5%以下であっても適用できるようにすることを要望する。

- ・ 当期の試験研究費の総額に係る税額控除限度額については、平成26年度までの時限措置として法人税額の30%までとする改正が行われたが、平成27年度以降も恒久的措置として頂きたい。控除限度額に達してしまうケースにおいては、国内での研究開発促進のためのインセンティブとしての効果が薄れてしまうため税額控除限度額の恒久的な拡大が必要である。
- ・ 試験研究費に係る税額控除制度について、法人税による規程に移管してほしい。
ものづくり企業の競争力の原点は、試験研究費にあることから、積極的な試験研究費支出の増加に寄与する税制としていただきたい。

2) 特別研究税額控除制度の改善

【理由】

- ・ イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の利用が容易なものとなるよう、特別試験研究費に係る税額控除分を総額型の控除限度額と別枠化するよう要望する。

3) 試験研究費の計算の明確化

【理由】

- ・ 人件費については、税務上の要件が別途定められている為、試験研究費の範囲が会計上の研究費が異なる部分がある。円滑な研究開発の為には間接部門のサポートも必須であり、特別除外する理由が見当たらない。したがって、一般に公正妥当な原価計算の元で配賦された費用であれば、そのまま試験研究費として認めることを明示して頂きたい。
- ・ 我が国企業の国際競争力強化のためには、本税制のさらなる拡充が必要である（控除限度額の緩和又は繰越控除期間の延長を9年へ）。また試験研究費の範囲とされる人件費の金額について、税務上の要件を一般に公正妥当と認められる原価計算に基き計算された配賦金額を認めると明示していただきたい。

4) 試験研究を行った場合の所得控除制度の創設

【理由】

- ・ 研究開発費の一定額を課税所得から控除する制度を創設することを要望する。
現行制度が、税額控除制度であるため、欠損法人、欠損金控除の法人、中小法人は十分活用できていない。技術はあるが、たまたま現在業績が悪い法人もある。同制度の活用範囲の適正化にも役立つと考える。

5) パテントボックス制度の創設 [知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度]

【理由】

- ・ 国内での知財権保有および商業化を促進するとともに、研究機能（人材、知的財産など）の海外流出による空洞化を防止し、研究機能の国内立地を促進する観点より、制度創設を要望する。
- ・ 研究拠点の海外流出を防ぎ、本邦の研究開発拠点としての立地競争力を強化する観点から、欧州諸国で導入されているパテントボックス制度の導入を要望する。
- ・ 欧州諸国では研究成果である知的財産に起因する所得について低減率または所得控除を適用するパテントボックスの制度が導入されている。一方、日本では、知的財産権等の無形資産を国内に保有し、収益獲得段階において商業化するインセンティブが乏しい状況。制度導入国への無形資産の移転防止や研究開発拠点の海外流出の防止等、立地競争力を維持・強化するため、パテントボックス税制を創設すべき。

(2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制

グリーン投資減税の拡充及び適用期限の延長

【理由】

- ・ 平成23年度改正により一定の省エネ・低炭素設備等への投資を行った場合、30%の特別償却が可能となり、中小企業は7%の税額控除も選択できることとなった。しかし電力需給対策への対応および日本の低炭素技術の国際競争力強化の観点から、対象設備の範囲を拡大するとともに、即時償却と税額控除の選択を中小企

業以外でも選択可能とするよう要望する。

(3) 交際費の損金算入

1) 交際費損金算入の見直し

【理由】

- ・ 交際費等については、企業の営業活動等の上での必要経費であり、社内交際費に該当するものを除き、損金の額に算入してもよいのではないか。
- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。
- ・ 交際費課税につき、冗費、濫費に該当しないと考えられる慶弔費用等につき、以下の見直しを要望する。
 - ①慶弔費用や社会的奉仕団体に係る会費等については、交際費の範囲から除外する
 - ②交際費の支出に伴い得意先等から受け入れた祝金等があった場合、これを支出交際費から除外する
 - ③交際費等の具体的適用については、通達ではなく施行令等の法令により規定する

2) 取引先等訪問時に持参する少額の手土産（@3千円以下）費用の損金算入

【理由】

- ・ 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用（役職員間の飲食を除く）について損金算入が認められた。
取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額（例えば、@3千円）以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等

【理由】

- ・ 平成26年12月末で適用期限を迎えるが、本税制は既に創設後約40年が経過しており、企業が設備投資を行う際の重要な判断材料として一般的に定着していることから、国庫補助金や保険金等の圧縮記帳制度と同様、法人税法上の制度として恒久化を要望する。また、圧縮限度額については、現行の80%から100%とする取扱いを要望する。
- ・ 本制度を時限措置ではなく恒久化すべきであり、少なくとも適用期限（平成26年12月31日）を延長すべきである。また、先行取得期間を1年から3年に緩和すべきである。
- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第9号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換え時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は80%）に引き上げることを要望します。
- ・ 同制度は、固定資産を譲渡して得た収入を新たな固定資産の取得資金にした場合に、担税力を伴う現金収入がなくなる事に対する措置として機能している。課税の繰り延べを認めることにより設備投資促進につながっており、制度の恒久化、および圧縮限度額の引き上げを要望する（圧縮限度額については現行の80%から100%へ）。
また、適用期限がその他の号要件と異なり税制改正時期も異なっている。時限立法として継続される場合は適用期限の統一を希望する。
- ・ 特定資産の買換え・交換により生じた譲渡益について、買換え資産の帳簿価額の80%を上限として圧縮記帳することができる措置の適用期限延長を要望する。
特定資産の買換え特例制度については、設備更新による産業設備の合理化、企業基盤の強化及び企業資本の有効活用を図ることを目的としており、これまでも多くの活用実績がある。
電気事業においては、低廉な電気を安定的に供給するため、弾力的かつ円滑な設備形成が、より一層重要となっている。本特例は、電気事業の円滑な設備形成にとって必要不可欠なため、現行制度の延長が必要で

ある。

- ・ 土地をめぐる経済情勢は、長期にわたり地価が下落するなど依然として厳しく、土地の有効活用の促進や土地取引の活性化は今後とも重要な課題であり、電気事業においても、弾力的かつ円滑な設備形成がより一層重要となっており、適用範囲の広い当該特例は、電気事業の円滑な設備形成にも必要不可欠であるため、制度の延長を要望する。
- ・ 土地流動化等の停滞を招く恐れがあるため、長期保有土地等の買換特例（9号）についての、存続を要請する。
- ・ 我が国における不動産の流動化を促進する観点から、長期（10年超）保有された資産の買換えを行った場合には、圧縮記帳による譲渡益課税の繰り延べ措置が講じられており、また、不動産の証券化を促進する観点から、投資法人等が不動産を売買により取得した場合には、不動産取得税及び登録免許税が軽減される措置が講じられていますが、長期保有資産の買換え特例措置は平成26年12月末、不動産取得税及び登録免許税の軽減措置は平成27年3月末をもって日切れとなるため、これを延長するよう要望いたします。
- ・ 工場や事業所の移転・統廃合などの事業の再構築に非常に有用な制度であり、国内企業の国際競争力の確保、雇用と国内投資の拡大にも大いに資するものであることから、適法期限の延長を要望する。

(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等

【理由】

- ・ 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。
- ・ 土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。

(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理由】

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすることを要望する。
現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の一時差異調整制度の導入

【理由】

- ・ 導管性要件を満たす投資法人において、会計上の利益（配当等）と税務上の課税所得との間に会計と税務の制度の不一致に基因する期間一時差異が生じた場合につき、当該期間一時差異が永久差異とならないよう投資法人の課税所得の調整制度（会計上の利益が税務上の課税所得を超える場合の当該超過額に相当する支払配当等の損金算入限度規定の廃止並びに欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用対象からの除外）を導入すること及び特定目的会社についても同様の制度措置を導入することを要望する。
投資法人においては、一定の導管性要件を満たす場合、その支払配当等を損金の額に算入することが認められているが、現行法上は、その配当等の損金算入額は、税務上の所得の金額を限度とされている。従って、会計と税務との間で期間損益の認識時期に基因する差異（期間一時差異）が生じた場合、当該支払配当等の

損金算入額の限度規定のために会計と税務との間の期間一時差異が解消されず、投資法人の所得の金額の計算上における永久差異となることから、投資法人において課税負担が生じることになる。

会計と税務間において一時差異が生じた場合の所得の計算における調整制度は、税務上、未だ整備されていないため、一時差異が生じた場合、当該差異に基因する課税負担が投資法人に生じることになり、税法により設けられた導管性機能を十分に発揮する上での制度上の障害となっている。

会計基準のコンバージェンスにより、今後、会計と税務の乖離が更に拡大する可能性があり、その様な状況下において投資法人がその導管性機能を維持する為には、会計・税務の一時差異に基因する課税の調整制度（支払配当等の損金算入限度規定の廃止並びに欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用対象からの除外等）が不可欠である。

特定目的会社についても上記同様である。

- ・ 租税特別措置法に規定された投資法人等に係る課税の特例により、投資法人等は、一定の導管性要件を満たすことにより、投資主に支払った分配金の額を損金算入することができるため、当期の税引き前利益を全て配当として分配することで、実質的に法人税が課されないような制度設計がなされていますが、損金算入できる支払配当の額は「会計上の利益」に相当する部分までとされており、「会計上の利益」と「課税所得」は必ずしも一致しないことから、特に「課税所得」が「会計上の利益」を上回る場合には、利益の全額を配当として支払っても課税所得が残り、法人税が課されてしまうことで、投資法人の分配金が減少するだけでなく、導管性の破綻の危機にさらされる恐れがございます。

我が国不動産投資市場の活性化及び不動産の流動化を促進し、不動産収益の安定分配による国民の資産形成に寄与する観点から、投資法人の活動の制約となる税金不一致を解消するための所要の措置を講じることを要望いたします。

3) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理由】

- ・ 投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。

一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。

投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続き規定等の明確化が不可欠である。

4) インフラファンドの要件緩和

【理由】

- ・ 再生エネルギー発電設備等のインフラ事業に投資する投資法人、いわゆるインフラファンドについては、昨年の税制改正において、平成29年3月31日までに再生エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供したことその他の要件を満たすものについて、10年以内に終了する事業年度に限り、投資法人に係る課税の特例の適用を受けることが可能となっております。

しかしながら、民間の資金を活用し、我が国のインフラ設備の整備・充実を図っていくためには、時限的な措置ではなく、恒久化された安定的な制度の下での運用が必須と考えられることから、インフラファンドに係る再生エネルギー発電設備の取得期間に関する条件（平成29年3月末まで）及び特定資産として再生エネルギー発電設備を50%超保有できる期間の制限（10年）を撤廃することを要望いたします。

- ・ わが国の厳しい財政状況のもと、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、

民間の資金・ノウハウを最大限に活用することで経済成長につなげていくことが重要であり、平成25年6月には民間資金等活用事業推進会議が「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を決定しているところである。

こうしたなか、平成26年度税制改正において、投資法人に係る課税の特例および特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、対象となる投資法人および投資信託の要件に「再生エネルギー発電設備及び公共施設等運営権以外の特定資産の割合が50%を超えること」が追加された。このうち、平成29年3月までの間に再生エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供した投資法人で、①公共施設等運営権の割合が50%を超えないこと、②設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、③再生エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが規約に記載されていること、の要件を満たすものについては、再生エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から10年以内に終了する事業年度に限り、上記の追加された要件を満たす必要がないこととされた。

しかしながら、上記の課税特例の適格要件は厳格で案件の組成が難しく、インフラ市場の創設の妨げとなると考えられることから、投資法人等のインフラ関連資産の100%保有を認めるとともに、制度の安定性確保のためにインフラファンドの特性に配慮した本件税制措置の恒久化を行うこと、また、賃貸方式以外の運用方法を認めストラクチャリングの自由度を高めることを要望する。

(7) 海外投資等損失準備金等

1) 海外投資等損失準備金制度の延長

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいる。しかしながら、資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備に多額の資金が長期間必要になる。一方で近年の非鉄金属価格の高騰も加わって、資源確保競争が激化し、以下のとおり開発リスクが増大している。

- ①資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進めて、市場支配力をより一層強めている。その結果、買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、メジャー資本の寡占化により優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会が減少している。
- ②中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。
- ③資源開発に関わる契約・制度を自国資本の参加を義務付けるよう自国に有利に変更する等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。
- ④近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、探鉱および開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例が増加している。

このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしているため、維持・存続をお願いしたい。

電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料が必要であり、将来の燃料資源を確保するために海外のエネルギー資源開発に積極的に参加する必要がある。このため、非常のリスクの多い海外事業への円滑な参加及び電気事業経営の安定化を図るため、現行制度の適用期限の延長を要望する。

2) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度および新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の維持・存続

- ・ 鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対的要件となる。

更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大する等の特殊性を有している。

従って、鉱山会社の実体資本を維持し、安定した経営基盤を確立して事業を継続するためには、鉱物資源に特有な減価償却とも言うべき減耗控除制度は不可欠である。

我が国の減耗控除制度は、昭和40年に租税特別措置法に規定され、以後、制度延長を重ねてきた。また、昭和50年には、対象を海外の自主開発鉱山にも広げ、海外減耗控除制度が制定された。

この海外減耗控除制度については、制定当初から国際間、国内における資源開発をめぐる状況が大きく変化した結果、税法の制度設計と現実の社会の動きとに齟齬が生じ、その乖離が拡大したと考えられてきた。これを受け、平成25年度税制改正において、対象法人や海外自主開発法人の要件拡大が行われ、制度の見直しが実現したところである。

少資源国でありながら、技術立国であり、輸出により経済を支える構造を有する我が国としては、国力の維持という点で、資源の安定確保に対する施策の重要性は今後ますます増してくる。こうした観点から、減耗控除制度の維持・存続に対して、継続的なご理解をお願いしたい。

(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【理由】

- 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。

平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。

しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高が大きく減少しました。平成24年度においても、タイ洪水について引き続き多額の保険金支払が発生したことや爆弾低気圧、台風などによる保険金支払が発生、平成25年度においても複数の台風や雪災などによる保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっています。

平成25年度税制改正により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくための積立率については措置がなされており、現況に鑑みると当該措置の維持は不可欠であります。一方で、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23～25年度の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で5,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げを要望いたします（本則積立率（2%）となる残高率（30%）も同様に引き上げ）。

2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の維持・存続

【理由】

- 金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道および捨石または鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、同法の実効を上げるため、税制上の措置として本制度が創設された。

については、同法の趣旨に鑑み、鉱害防止の実施に万全を期するため、本制度を維持・存続いただきたい。

(9) その他

1) 当初申告要件の廃止拡大等

【理由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。
- ・ 平成23年度税制改正において当初申告要件が緩和され、修正申告等の結果として法人税額が増加した場合、法人税の増加額に連動して追加的に税額控除が認められることとなった。

しかし、当該措置は「修正申告」及び「更正請求」の場合に限られ、税務調査により更正処分を受けて法人税額が増加した場合、連動して税額控除の増額は認められず、別途「更正の請求書」を提出する必要がある。

「更正通知」→「更正の請求」→「(更正の請求に対する)更正通知」と、企業・税務当局双方の事務負担が増加することから、税務調査による更正通知の中で税額控除の増額措置が適用されるよう、改正を要望する。

- ・ 租税特別措置法における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要の解説において、「修正申告又は更正の請求により」と規定されておりますが、税務調査に基づく税務当局の職権による「更正」処分が含まれると解釈することは読み取れません。法令改正により「更正」処分も含めていただくことを要望致します。

税務調査の結果に基づいて当局からの「更正」処分を受けた場合に、この「適用額の増額」が受けられないとしますと、納税者・法人としては事実上「修正申告」によることしか対応の選択肢はないことになり、調査結果について納税者・法人が納得できない場合の異議申し立てや不服審査請求の道が事実上閉ざされてしまうことになり課税の公平原則に反することになると考えます。

- ・ 平成23年度改正に伴い、当期の所得に対する法人税の額に変動があった場合は、「修正申告又は更正の請求」により適用を受ける金額を増額させることが出来るようになったが、税務調査による「更正」処分の場合には対象外になっており、課税の公平性の観点より、当局の職権による「更正」も含めるよう要望する。
- ・ 税務調査等で修正申告だけでなく、増額更正の場合でも控除限度額の修正(拡大)を行なうことを要望する。

当初申告限度が緩和された一方で、増額更正の場合でも限度額が当初申告のまま据え置かれ、改めて更正の請求をしなければならないのは徴税側にも納税側にも負担が大きい。

2) 新事業開拓事業者投資損失準備金(ベンチャー企業投資促進税制)

【理由】

- ・ 新規イノベーションの源泉となるべき研究開発型ベンチャーの育成は、我国の科学技術の飛躍、発展に極めて重要である。国内ベンチャー企業の資金調達を容易にする方策として、企業によるベンチャー投資を一層促進すべく、通常キャピタル・ゲイン目的の投資を行わない事業会社からの直接投資の場合であっても本投資促進税制の対象することを要望する。

本税制の認定要件については、無限責任組合員が有限責任組合員と親子会社関係にないこと等、事業会社系ベンチャーファンドでは実質的に適用が困難な要件が多い。ベンチャー企業への投資活性化の趣旨を鑑み、事業会社系ベンチャーファンドにも適用可能となる認定要件への見直しを要望する。

- ・ 企業がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業の株式を取得した場合の、損失準備金の積立額の損金算入を認めるものであり、ベンチャー投資の促進を図るうえで本税制の果たす役割は極めて大きい。ついては、本制度を維持・存続いただきたい。

3) エンジェル税制

【理由】

- ・ 我が国の経済を活性化させ、新たな産業と雇用の創出が期待される新興企業等の創業期・アーリー期における資金調達を支援する観点から、一定の要件を満たすベンチャー企業への投資については、対象となる投

資額をその年の総所得金額又は株式譲渡益から控除する措置、及び、当該ベンチャー企業の株式を売却した際に生じた損失について損益通算・繰越控除を可能とする措置が講じられています。

しかしながら、ベンチャー企業が上記措置の適用を受けるためには、創業年数が3年未満であることや、直前期の営業キャッシュ・フローが赤字であること、従業員の一定割合以上の研究者又は新事業活動従事者を雇用していることなどの詳細な要件があり、制度が十分に活用されているとは言えない状況にあることから、所得控除の対象となる投資額上限の大幅な引上げ、設立年数要件及び直前期営業キャッシュ・フロー赤字要件の緩和等、エンジェル税制の抜本的な拡充を行うことを要望いたします。

4) 生産性向上設備投資促進税制

【理由】

- ・ 「日本再興戦略」で世界最高水準のIT社会の実現が掲げられている一方、平成26年度に創設された生産性向上設備投資促進税制では、大企業におけるサーバ等への投資が優遇措置の対象外とされていることから、IT設備投資の活性化を図るため、制度の拡充を要望する。

本税制については、平成29年3月末までの時限措置であるが、生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置として有意義であることから、制度の恒久化を要望する。

- ・ 生産性向上設備投資促進税制について、B要件の投資利益率基準15%は高いハードルである為10%まで引下げを要望する。また、手続き面において、公認会計士、税理士による事前確認、経産省（局）における確認事項が合致するよう手続きの制度化を要望する。
- ・ B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）は設備取得前の事前確認、申請制度だが、事後確認・申請も認めるべき

事前確認・申請・認証を受けるまで設備投資を実行できないため時間的ロスが発生する。投資利益率を実績で一定率以上達成したものを事後確認し対象資産としても制度趣旨から外れないのではないか（むしろ投資利益率未達でも取り戻しが行われないことの方が制度趣旨にそぐわない）。

- ・ 本税制は、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るために創設されたものであり、民間企業が国際競争力を維持、強化するうえで本税制の果たす役割は極めて大きい。ついては、本制度を維持、存続いただきたい。
- ・ 我が国経済の活性化には、国内設備の更新による設備投資需要の喚起が必要である。本制度には適用要件の一つで前事業年度の投資額の110%相当を超える投資が必要とあり、さらなる設備投資を促す有用な制度であるため、適用期限の延長を要望する。

5) 所得拡大税制の算定方法の簡素化

【理由】

- ・ 適用条件の1つである、平均給与支給額（直近事業年度と比較して国内雇用者に対する平均給与支給額が下回らないこと）の算定が非常に煩雑であることから、算定方法の簡素化を要望する。

6) 所得拡大促進税制における雇用者給与等支給額の範囲

【理由】

- ・ 雇用者給与等支給額とは、「法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（国内の事業所に勤務する雇用者で労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者）に対する給与等の支給額」とされており、ここでいう給与等とは所法281に規定する給与等（原則として給与所得として課税されるもの）とされている。

税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、権利行使時の時価と権利行使価格との差額が給与所得として課税される一方で、法人側では権利行使時にその新株予約権の付与時の時価が損金の額に算入される（法54）ため、両者の金額は基本的には一致しない。

このような場合、税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、雇用者給与等支給額には含まれるのか、また、もし含まれるのであれば、どの部分の金額が含まれるのかが明らかではないため、法令等で明確にしていきたい。

7) 所得拡大促進税制における出向先法人が支出する給与負担金

【理由】

- ・ 出向先法人が支出する給与負担金は、出向先法人が賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金（給与に相当する金額）を「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含めることができる旨が措通42の12の4-3で示されている。

しかし、実務上、出向先法人の賃金台帳に出向者を記載しているケースはほとんどないため、このような実情に考慮し、出向先法人が給与負担金として支出する金額は、出向先法人の賃金台帳への記載の有無にかかわらず、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含める等の簡便的な取扱いを認めていただきたい。

8) 事業再編を促進するための税制措置（特定事業再編投資損失準備金）の維持・存続

【理由】

- ・ 本税制は、同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を促進するために創設されたものであり、企業の競争力の強化を図るうえで本税制の果たす役割は極めて大きい。については、本制度を維持・存続いただきたい。

9) IT投資促進税制の創設

【理由】

- ・ 情報基盤税制の廃止以降、IT投資に関する優遇税制は皆無であるが、企業の国際競争力確保のためIT投資は不可欠と考えられることから、過去IT投資促進税制が創設された主旨（*）等を鑑み、IT投資全体を幅広く推進するため、企業規模にとられない新たな税制の創設を要望する。

*ソフトウェア、ハードウェアの双方のIT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、我が国産業の競争力を強化する。

〔想定する税制措置の例〕

＜検索エンジンソフトウェア開発費の特別償却又は税額控除＞

検索エンジン開発には多額の費用を必要とするが税制上のサポートがない等の状況を踏まえ、事業者コストを削減することにより国内における次世代検索サービス開発を加速させ、以って情報通信産業の発展及び国際競争力を向上させる観点から、上記の措置を要望する。

10) 原子力発電施設解体準備金等

【理由】

- ・ 原子力バックエンド事業は、①極めて長期の事業であり、②要する費用が巨額、③受益と実際の費用発生時期が大きく異なるという特徴があり、実際の費用発生時期に料金徴収を行えば、世代間負担の公平性が大きく損なわれるため、発電による使用済燃料の発生時等に費用として認識し、その時点の原価として電気料金に反映されている。

従って、発電の開始日以降に損金算入を認める本制度は、国全体の世代間負担の公平性を確保するために、課税時期を適正化する制度であり、恒久的な手当が必要

11) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長

【理由】

- ・ 我が国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。本制度により、中小企業の税負担が軽減されるとともに、成長に向けての設備投資等が促進される。
- ・ 中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。

しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。については、是非とも維持・存続いただきたい。

12) 海外出資に伴う減損損失に係る優遇措置の創設

- ・ グローバル化の進展に伴い本邦企業の海外展開が加速しているが、海外出資はリスクを伴うため減損損失を計上する例も多い。「日本再興戦略」で掲げられた「グローバルトップ企業を目指した海外展開促進」を積極的に推進する観点から、海外出資に伴う減損損失については、即時に損金計上を認める等の税制上の優遇措置を要望する。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者定義の見直し

【理由】

- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50:50のJVのケース）は必ずしも支配権を有しているとは限らず、形式基準による判定では移転価格税制の本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。
- ・ 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、措置法の条文上で移転価格税制の適用対象外とすることを要望します。
- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 50%:50%では支配関係があるとはいえないため、出資比率50%以上を50%超に見直すことを要望する。
- ・ 発行株式総数又は出資の50%以上を保有している海外法人を当該制度の対象とする形式基準を採用しており、企業支配の実態が十分に反映されない。平成22年度税制改正大綱において、運用の改善が図られているが、50%超かつ実質支配とする旨、法定化すべき。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。ついては、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に見直していただきたい。
- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。

2) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 移転価格税制に関する相手国との交渉円滑化について
 - ① APA・相互協議の一層の迅速化・効率化
 - ② 相手国政府との事前合意を移転価格制度の成立要件とすること等を要望する。

国内外における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、かつ国際二重課税のリスクを軽減することにより、企業の国際活動の推進が期待される。よって、移転価格税制に関する相手国（特に中国・インド）との協議や事前合意形成に関する一層の交渉の円滑化を要望する。

- ・ 当局側で重要な制度であるAPA（事前確認制度）の手續・審査の更なる迅速化。例えば税務当局の審査の一元化、つまり審査部局と相互協議部局間の情報交換・伝達をより密接にしてduplicate requestsを無くし、納税者の負荷軽減、協議の迅速化につなげてほしい。

3) 無形資産に関する取扱いの明確化

【理由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。
- ・ 現状、事務運営指針において「調査において検討すべき無形資産」が規定されているが、これはあくまで留意事項に過ぎず、「何が無形資産に該当するか（逆に該当しないか）」という点が不明確なままとまっているため、無形資産取引定義を明確化していただきたい。

4) セーフハーバーの設定

【理由】

- ・ 国外における企業活動を行うに当たり、本邦企業と国外関連者との協業は一般的に行われているが、その場合国外関連者取引が発生する。しかし、当該取引の比較対象取引がない場合、再販売価格比準法や原価基準法等をもとに独立企業間価格を設定することとなるが、具体的にどの程度の利益率を設定すれば独立企業間価格と言えるのか明確な指針がなく、納税者にとって税務執行の予測可能性が低くなっている。
税務執行の予測可能性を高めるためにも、標準的な利益水準を明示し、セーフハーバーを設定することを要望する。

5) 移転価格税制の執行の見直し

【理由】

- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。
- ・ 企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、二国間による対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めるべきである。
 - ①租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。
 - ②移転価格事務運営要領におけるグループ内役務提供取引に係る価格設定は、企業の実際のビジネス形態に則していない面もあるので、グループ内役務提供取引を移転価格税制の対象外とすることも含め、企業の実態を踏まえた価格設定とすべきである。
 - ③平成22年度の税制改正において、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の範囲が省令により定められたが、実際にはどのような資料を作成・保管すべきかよくわからないので、ガイドライン等でより明確化すべきである。

新たな需要開拓のため新興国市場等海外への進出が求められている当業界にとって、移転価格税制の重要性は一段と高まり、本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。

6) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理由】

- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。

7) 相互協議決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設（相互協議の合意年度での一括調整等を選択可能な規定の創設）

【理由】

- ・ 事務の簡素化・効率化のため、APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は最終年度で一括修正を行う規定を導入することを要望する。

8) 過大申告年度と過少申告年度の通算制度の創設

【理由】

- ・ 移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間（最長6年）内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算措置の創設を要望する。

(2) 外国税額控除制度

1) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

- ・ 外国税額控除は、外国所得税の額と控除限度額との差額を控除限度超過額として翌年以降3年間繰越することができるとされているが、当該3年の期間内に外国で支払った額以上の法人税等が国内で発生しない場合には、控除しきれない額が発生することとなる。

外国税額控除の目的である国際的二重課税防止の観点から、繰越期間の延長、もしくは繰越期間に関わらない全額控除を要望する。

- ・ 企業業績が低迷すると、控除対象外国税額がありながらも控除限度額がないために、外国税額控除を受けられない恐れがある。また、所得税額控除においては、欠損状態においても還付を受けることができるため、外国税額控除においても平仄をあわせるべきである。また、一層の二重課税排除のためには、最終期間内に外国税額の控除不足が確定した場合に損金算入を認めるべきである。
- ・ 欠損金控除の制限（80%控除）により納税はあるものの、外税控除ができない状態となっている。3年間では二重課税を解消しきれないため、5年間への延長を要望する。
- ・ 平成6年度より外国税額控除余裕額及び外国税額控除限度超過額の繰越期間が5年より3年に短縮されましたが、また、日本の制度は先進諸国に比べても繰越期間が短く、国際的な二重課税排除の観点からも、繰越期間を5年に復元するよう要望します。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて9年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、限度超過額、控除余裕額の繰越期間を、少なくとも欠損金の繰越制限と同様に9年以上に延長することを要望します。

- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的三重課税が発生するケースが生じ得る。三重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。

- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。

繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。

少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。

- ・ 繰越限度超過額等の期間について、諸外国よりも短い規定になっており、三重課税排除の観点からも延長が必要。また、事務負担の観点や、資金還流促進の観点から、「一括限度額方式」を維持すべき。
- ・ 外国税額控除の控除限度額・控除余裕額の繰越期間の延長（3年⇒9年）。繰越欠損金の繰越期間と一致させることを要望する。

- ・ 繰越期間に控除できなかった外国税額を損金算入することにより、赤字企業の税負担の軽減を図るため、控除不能となった繰越外国法人税の損金算入を要望する。

- ・ 外国税額控除制度は内容的に不十分であるので、以下のように見直すべきである。

①直接外国税額控除 繰越期間 現行3年の年数拡充

②外国子会社配当益金不算入制度 益金不算入割合 95%から100%へ拡充

国際的な三重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもある。

- ・ 租税条約締結国において、限界税率を超えて徴収された外国税金の損金算入を認めてほしい。

相手国の税務当局の認識の相違などにより、本邦との租税条約における限界税率を超える税率によって外国税を徴収されることがある。相手国から還付を受ける手続きなどは、実務上、費用対効果上、現実的ではない。

- ・ 租税条約の適用有無に疑問があり、現地国において制限税率超過分を還付請求しても還付を受けられるか不明な場合、一旦現地国課税（制限税率超過）にて全額税額控除を適用し、還付を受けた段階で外国法人税の減額調整を行うことを認めるよう、明文化すべき。

新興国においては租税条約を無視、もしくは事実上運用していない国が多く、還付措置に長期間要し不透明であるのが現状の実態であるため。租税条約超過分部分を税額控除の対象から一切除外する（平成26年度税制改正）のでなく、納税者側にある程度の余地を残すべき。

- ・ 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徴収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。

- ・ 法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが検討されている現行状況下において、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。また、繰越欠損金の利用機会制限（80%）が導入されたことに伴い欠損金を有する法人の控除限度額は欠損金がない場合に比べて20%にとどまることから、控除しきれずに三重課税が起りうる状況も発生している。

以上のような状況から、三重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討するべきである。

2) 外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費の税額控除前の法人税額とする。

【理由】

- ・ 外国税額控除制度は国際的三重課税の排除を目的とした制度であるため、試験研究費の税額控除などその他の税額控除制度の適用額によって制約を受けるべきでない。

3) 外国法人税の課税標準額を国外所得に算入する規定の導入

【理 由】

- ・ 本邦において適格現物出資に該当するにも係わらず、相手国の税法においてキャピタル・ゲイン課税等外国法人税が課される場合においては、外国税額控除限度額計算上、この外国法人税の課税標準額を国外所得に算入する規定を導入してほしい。

上記のような場合、国外所得が発生せず、控除限度額を超過する結果となる。同制度の目的である国際的
二重課税防止の観点からは、見直しを検討いただきたい。

- ・ 租税条約の締結の有無に関わらず、他国において課された所得については控除限度額の計算上国外源泉所得とすることを要望する。

外国法人税がある場合において、国外源泉所得、如いては控除限度額が生じないことにより、二重課税が
排除されない結果となることは防ぐべき。

- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（キャピタル・ゲイン等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。
- ・ 外国税額控除の対象は所得を課税標準とする外国法人税とされ、中国の営業税のように、役務提供・無形資産取引を対象に課税される税は対象外となっている。しかし、同税の負担者は対価受領者であり、実質的には源泉所得税と同種とみなすことができ、控除の対象とすべき。

4) 外国税額控除における控除限度額計算の簡便化

【理 由】

- ・ 外国税額控除の控除限度額の計算における国外所得の算定について、共通費用、共通利子等の算定にかかる負荷が非常に大きい。例えば、共通費用、共通利子等を全世界総収入と国外収入等の比で按分して算定する方法等、簡便な計算方法を認めることを要望する。

5) 外国税額控除手続き要件の緩和及び情報交換体制の構築

【理 由】

- ・ 外国税額控除制度では納付証憑の収集義務が事業者に課されており、証憑が無いと税額控除が受けられない。証憑収集のために現地法人等を通じた外国当局との折衝等が必要であり、多大な稼働を要することから、証憑保管義務の緩和を要望する。また、日本当局と外国当局の間で情報交換等を実施、納付の事実をWeb上でデータベース化する等、情報交換体制を構築することを要望する。

6) 税務調査等で増額となる場合

【理 由】

- ・ 税務調査等で増額となる場合、修正申告だけでなく、更正の場合でも控除限度額の修正（拡大）を行なうことを要望する。

当初申告限度が緩和された一方で、増額更正の場合には限度額が当初申告のまま据え置かれ、改めて更正の請求をしなければならないのは徴税側にも納税側にも負担が大きい。

7) 海外支店所得の免税

【理 由】

- ・ 内国法人の海外支店所得につき、外国子会社配当の益金不算入制度と同様、免税（所得から除外）とすることを要望する。

銀行は規制上、支店形態での海外進出が多く、海外子会社形態（国外所得免除）との課税上の不公平が存在することから、税制のイコールフットイングを図る必要がある。また、平成26年度税制改正の帰属主義

(AOA) 導入による支店帰属所得の算定議論の解消をしており、海外支店所得の免税に向けては国際課税上の大きな障害はないものとする。

(3) 外国子会社合算税制

1) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（トリガー税率等）

【理由】

- ・ 英国も2015年度より法人税率が20%へ引き下げられるが、租税回避を意図しない海外進出にも関わらず、現地税制改正に伴い、タックス・ヘイブン対策税制の対象となってしまうことは予見性確保の観点から問題と考えられるため、更なる引き下げを要望する。
- ・ 日本の法人税率が低下方向にあり、今後もさらに低下させる議論もあることから、既に20%というのが「著しく低い」と言い難い状況であるため、引き下げるべきである。
英国（2015年以降）やタイが軽課税国判定を受ける現在の基準はあまりに不合理。日本の現在の実効税率に合わせて、20%から15%へ引き下げるべきである。
- ・ 国際的な法人税率引下げ競争が行われるなか、各国の標準税率は20%というトリガー税率に近いものになっており、これを基準に軽課税国判定を行う現行の制度は昨今のトレンドに沿っていないことから、トリガー税率の引下げ（20%⇒15%）を要望する。
- ・ 実効税率については、先進諸国においても20%以下となる国がある近年の背景に考慮し、軽減税率の判定を標準税率による判定とし、また、判定基準を20%未満へ引き下げるべきである。
- ・ 2013年度においてタイ国が対象となり、2015年度より英国も対象国となる予定である。従来から進出し、租税回避を意図しない外国子法人についても対象となってくることが予想される。本邦実効税率の半分程度のトリガー税率にするべきと考える。
- ・ 2015年より英国の法人税が20%に下がることが確定している。加えて、英国以外の国においても法人税の引下げが頻繁に行われており、国際的に最早20%の法人税率が軽課税国と言える環境ではない。その為、トリガー税率を18%等への引下げ等をお願いしたい。
- ・ 法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事業所を有する法人の場合、例え当該本店所在地国以外の国で所得に対して課税され、租税負担割合が20%を超えたとしても合算課税の対象となる。20%超の租税負担割合でありながら特定外国子会社とするのは行きすぎであり、基準がダブルスタンダードとなっている。そのため、租税負担割合のみで特定外国子会社とするかを判断すべきと考え、措令39の141は廃止すべき。
- ・ 平成22年度税制改正において、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する観点などから、外国子会社合算税制（以下、「タックス・ヘイブン対策税制」と表記）について所要の見直しが行われ、諸外国における法人所得に対する税負担が我が国の法人所得に対する税負担に比して著しく低いとされる税率（以下、「トリガー税率」と表記）が、25%以下から20%以下に引き下げられました。

我が国における法人税率は、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大するために、平成23年12月に成立した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」において、平成24年度より30%から25.5%に引き下げられました。さらに本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」においては、平成27年度からの数年で法人実効税率について20%台までの引き下げを目指すことが明記されました。

諸外国においても、近年法人税率引き下げが行われており、タイにおいては2013年より20%への引き下げが実施されており、英国においては2015年、ベトナムにおいても2016年より20%への引き下げが実施される予定であります。したがって、英国をはじめとした多くの国においても、トリガー税率の水準に抵触することになるため、水準の見直しが必要であると考えます。

トリガー税率の水準に抵触した場合にも、当該子会社等の事業や実体等を踏まえて租税回避目的でないことを示す「適用除外基準」を満たせば、タックス・ヘイブン対策税制の適用対象外（資産性所得の合算を除く）となります。ただし、英国・ロイズにおいて保険事業を行う場合は、ロイズ法に規定された組織形態を

とることが義務付けられており、当該法規制に則って設立された会社については、現行の適用除外基準を満たすことが困難となるケースが想定されます。こうした租税回避行為ではないことが明らかなケースはタックス・ハイブン対策税制の本来の趣旨を踏まえ適用対象外とすべきであり、実態に即して適用除外基準を見直すことが必要であると考えます。

- ・ 海外企業の誘致等を目的として各国が所得にかかる租税負担割合の引き下げを行っている中、現在の租税負担割合20%の判定では、特定外国子会社等に該当する外国子会社がいっそう増加する（直近では英国子会社）。

欧州各国等の税率引き下げに伴い、トリガー税率も引き下げるべきである。

- ・ 軽課税国の判定基準を実効税率の半分とすること（現行の場合、36%の半分の18%とすること）を要望する。

国内企業の主な進出先国における法人税率の引下げの動向及び、企業の事務負担を軽減し国際競争力を強化するため。また、本制度導入当初において日本の法人税負担のおよそ半分を目安に対象国・地域を指定していた経緯を踏まえるものである。

- ・ 諸外国では法人税率の引下げを実施しており、タイが20%に引下げられた他、英国も20%の引下げを予定している。20%以下が軽課税国とは言えなくなることが想定され、早急に20%未満への引下げを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が25%から20%に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%以下となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。
- ・ 外国関係会社の本店が法人の所得に対して課される税が存在しない国に所在する場合には、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超えていたとしても、特定外国子会社等に該当する。一方で外国関係会社の本店所在地国に極めて低率でも法人税が存在していれば、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超える場合には特定外国子会社等に該当しない。

外国関係会社の本店所在地国の状況に係わらず、外国関係会社の租税負担割合に基づいて特定外国子会社等の該否判定がされることを要望する。

- ・ 欧州、アジア諸国をはじめとする諸外国は法人実効税率の引下げを実施しており、英国においても平成27年4月に20%まで引下げることが発表しています。タックス・ハイブン対策税制の判定において「20%」が軽課税とは言えなくなる状況であり、企業がグローバル展開しているなかで、租税回避ではなく経済実態を持って活動している会社に制約を加えないよう、トリガー税率の引下げを要望します。
- ・ 諸外国では法人実効税率引下げの動きが強く、タイでは2013年1月から20%となり、英国でも2015年4月から20%へ引下げられる見込みである。よって世界的な潮流から判断すると、もはや20%は低税率とは言えないと考えられることから、当該基準の引下げを要望する。
- ・ 近年、世界的に法人税率引下げが行われる中で、英国が2015年4月から法人税率を20%に引き下げることを決定し、アジアでもすでに20%以下の水準となっているシンガポールや香港に加え、タイでは2013年1月に20%まで引き下げられている。その結果、日本の法人税率よりも著しく低いものに課税する制度趣旨に合致しない状況が生じていることから、トリガー税率の引き下げを要望する。
- ・ 法人税率が20%以下に引き下げる国する中であって、少なくとも日本の法人税率の半分と定義する等の手当てが必要

そうでなければ、トリガー税率以下の国が増加する一方で、事務の増加と思わぬ課税を受けるリスクが増加するばかりである。

- ・ 軽課税国の判定基準である現行の税率20%については、近年の諸外国の法人実効税率引下状況を踏まえ、15%に引き下げいただきたい。
- ・ 平成22年度改正によりトリガー税率が25%⇒20%以下に引き下げられたが、さらに18%程度まで引き下げることがを要望する。

タイ王国が昨年度から、英国が来年度から、及びベトナムが平成28（2016）年度から、法人税率を20%に引き下げることが決まっており、適用除外要件を満たしていても法人税確定申告書別表への情報記載及び所用書類の添付が必要となることから、納税者における事務負担が過重に増大してしまうことになる。

また、資産性所得については適用除外要件の全てを満たしている場合であっても日本親法人に合算課税が求められることとなる実害も生じる。

- ・ 日本の実効税率の引き下げに対応する形で、軽課税国の判定基準（租税負担割合）についても、20%からさらなら引き下げをしてほしい。
- ・ 昨今の諸外国の実効税率引き下げにより、既に進出している国において、実態のあるビジネスを行っているにもかかわらず、タックス・ヘイブン対策税制の対象となるケースが生じている。適用除外要件を満たしても、資産性所得が対象となる可能性があるため、トリガー税率引き下げを要望する。
- ・ 外国子会社合算税制における、いわゆる「トリガー税率」は現在「20%以下」とされているが、例えば英国では平成27年に法人税率を20%に引き下げることとされているほか、この水準ではシンガポールや香港等のアジア主要地域までが同制度の対象に含まれることとなる。したがって、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、トリガー税率を引き下げを要望する。

2) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（ホワイトリスト・ブラックリスト方式の導入）

【理由】

- ・ 多数の外国子会社を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは多大な稼働を要することから、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてはタックス・ヘイブン対策税制の対象外とする、ホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 外国に多くの子会社を有する企業にとって、現在の制度に基づく申告業務は膨大で負担が大きい。租税負担割合の計算を免じるためのホワイトリスト方式を導入していただきたい。
- ・ 軽課税国の指定国制度の復活または租税負担割合計算におけるホワイトリストの導入を要望する。
- ・ 多数の子会社株式を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは事務作業が膨大となり負担となっているため、租税負担割合計算におけるホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 海外子会社全社の実効税率を毎年確認する必要があるため、事務負担が甚大。各国間で税率の引下げ競争もあり、今後更に対象の拡大も想定されることから、対象国の明確化を強く要請する。

3) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（その他）

【理由】

- ・ 租税負担割合計算上の非課税所得（外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額）に、100%企業集団内の組織再編から生じた現地非課税の所得は含まないこととしていただきたい。
100%企業集団内の組織再編については非課税とする国も多いが、日本のタックス・ヘイブン対策税制で非課税所得の対象となると、企業のビジネス上の理由からの組織再編も進まなくなるため。
- ・ 特定外国子会社の該非判定で使用する外国関係会社の税負担率の算定上、分母に加算する非課税所得の判断基準を法令上で明確化することを要望する。
外国関係会社の税負担率の算定で使用する所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。しかし、分母に加算する非課税所得に該当するかどうかの判断が困難な場合があるため、法令上で具体的な判断基準を明確化すべきである。
- ・ 多国籍企業群を買収する場合における資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えられるが、本店所在地国の法令では現物分配により生じる株式譲渡益が非課税となり、タックス・ヘイブン対策税制の合算課税の対象となる場合には、その実行を阻害する要因となることから、現物分配により生じる現地法令上非課税となる譲渡益を非課税所得の範囲から除外することとし、非経常取引により租税負担割合が一時的に下がらないよう手当てされることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税により租税負担割合を判定すべきである（・剰余金の配当に課される源泉税、中間会社での課税・パス・スルー課税により、対象法人の親法人で課される税・CFC課税により、対象法人の親法人で課される税）。
- ・ 連結納税制度を採用している場合の租税負担割合の計算方法が明確化されていないため、外国子会社が連

結納税制度を採用している場合における、租税負担割合計算方法の明確化を要望する。

4) 外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

【理由】

- ・ グループの持株割合が10%しかない状態では、出資先法人の経営に対する影響力は乏しく、当該出資先法人に配当を実行させることは困難である。加えて、10%程度の少数株主にとっては財務諸表の入手が困難な場合もあるので適用法人となる保有割合を50%超に緩和していただきたい。
- ・ 外国関係会社の判定（内国法人50%超）を行う際に、当該外国関係会社の株主からの開示情報（外国上場会社の場合には有価証券報告書等）からその株主に内国法人及び居住者が含まれることが把握できない場合には、当該内国法人及び居住者の保有割合は、内国法人の保有割合に含めないものとする。当該外国関係会社の株主が外国上場会社の場合、開示情報にてその株主に含まれる内国法人及び居住者の比率が10%以下である場合は、当該内国法人及び居住者の保有割合はないものとするを要望する。

外国関係会社の判定に係る事務簡素化を図るもの。また、当該外国関係会社の株主が外国上場会社の場合で内国法人及び居住者の比率が10%以下である場合は、当該内国法人及び居住者が当該外国上場会社への影響力を保持しているとは考えられないため、実態面からも問題ないと考えられる。
- ・ 資産性所得の部分適用対象金額の算定において、株式保有割合10%未満の株式等に該当するかの判定は、株式を保有する特定外国子会社等の単位ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うことを要望する。

海外に現地法人を構えた上で、本邦からの投資に加え、現地でのサポートを得ることを目的に海外現地法人からの投資を組み合わせる場合がある。この場合、10%未満の投資であっても資産運用的な位置付けと言えないことは明らかであり、本邦企業グループ全体の出資割合を元に判定することがより制度趣旨及び経済実態に即していると考えられる。
- ・ 軽課税国での投機的な所得を合算する趣旨であれば、取引を円滑に行うために長期保有しているような10年以上継続保有している株式や上場前から保有している株式は、保有目的が異なると考えられることから合算対象外とすることを要望する。
- ・ 物流統括会社の場合、統括業務の機能が重要視され、資本関係は必ずしも必要はないと考えられるため、被統括会社の株式の一定割合を統括会社が保有する要件の緩和を要望する。
- ・ 外国関係会社の判定は、内国法人等により50%超の株式保有がなされているか否かで行われるが、例えば、内国法人の出資比率が50%以下であっても、残りを出資する外国法人が上場会社で、その株主に内国法人及び居住者が含まれると、間接的に出資比率が50%超となる場合がある。しかしながら、第3者である他パートナーの小規模な出資関係者を把握することは実務的に困難であるとともに、現行判定方法は支配関係の実態にそぐわない。
- ・ 特定外国子会社等に該当するか否かを含め、判定、所得の計算には多くの情報を適時に収集する必要があるが、会計上の持分法が適用される会社に関しては、一定の情報を収集する素地があるものの、それ以下の保有割合の会社に関しては、十分な対応ができない場合やタックス・ヘイブン対策税制のためだけに多大な労力、追加のコストをかけて情報を収集する必要がある場合がある。

タックス・ヘイブン対策税制の適用される内国法人の保有割合をも会計上の持分法と同じ20%以上に変更して頂きたい。
- ・ 外国関係会社の判定を行う場合において、外国子法人の株式を有する外国親法人が上場している場合の取扱いを整理することを要望する。

外国子法人の株式を内国親法人と外国親法人が50%ずつ保有している場合において、その外国親法人が上場しているときは、その株主に居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が一人でもいれば、外国子法人は外国関係会社に該当することとなる。しかし、その上場している外国親法人の株主を一人一人確認することは実務上困難であり、その作業には相当な事務負担を伴うことが見込まれる。

また、たとえ外国親法人の株主に一人の居住者がいることが判明し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者による持株割合が50%を多少超えたとしても、上場会社の株主が、上場会社を通じて外国子法人をコントロールする可能性は極めて低いと思われる。

そこで、たとえば外国親法人がいる場合に、その法人が上場しているときは、外国親法人の株式を50%

以上有している株主のみの情報を入力し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者に該当するか否かを検討することとしたらどうか。

5) 適用除外基準の明確化・緩和

【理由】

- ・ 関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資産等を保有し、本店所在地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引基準でテストを行う必要があるのか疑問である。そのため関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。
- ・ 清算プロセスの間は、適用除外要件を満たすことは出来ず、合算課税の対象となる場合がある。
国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としている訳ではない。そのため、元々が適用除外要件を満たすことが出来る法人が清算プロセスに入った場合は、合算課税の対象外にする等の手当てをして欲しい。
- ・ 船舶又は航空機の貸付を主たる事業とするものであっても、所在地国で経済合理性の認められる事業については、事業基準の判定上、特定事業に該当しないものとする。また、本要件を満たす事業を主たる事業とする特定外国子会社については、非関連者基準又は所在地国基準の適用については、その国際的事業活動に照らし非関連者基準を適用すること。更に「事業（特定事業を除く）の性質上重要で欠くことの出来ない業務から生じたもの」である場合に、資産性所得課税の対象外とされる所得の範囲について、船舶又は航空機の貸付による所得をその対象に含めることを要望する。
所在地国において事務所等の固定施設及び専ら本事業の主たる活動に従事する従業員が存在し、所在地国における実体ある事業活動の結果としてリース収益を稼得している事例が存在しており、船舶・航空機の貸付による所得だという点のみを以て特定事業に該当しないものとするには合理性が乏しいため。
また、主要国（米国・英国・独国・カナダ等）においても「能動的な事業活動」がある場合は、船舶・航空機の貸付による所得でも適用除外となっており、国際的な競争環境のイコールフットINGの観点からも改正が望ましい。
- ・ 統括会社に該当する要件が明確にされていないため、適用除外基準のうち、統括会社・被統括会社の定義の明確化を要望する。
- ・ 船舶又は航空機の貸付けを主たる事業としている特定外国子会社は、その事業の実態等にかかわらず、外国子会社合算税制の適用除外を受けることができない。しかし、所在地国における事業実体と、所在地国で事業を行う経済合理性がある場合には、あえて船舶又は航空機の貸付け事業を例外扱いする理由に乏しいことに加え、本規定により、同様の事業を行う海外の事業者と比して競争上不利な条件におかれることとなる。
したがって、特定外国子会社等の適用除外要件における事業基準について、特定事業の定義から「船舶又は航空機の貸付け」を削除すること、これに合わせ、船舶又は航空機の貸付けを主たる事業とする特定外国子会社等の非関連者基準または所在地国基準の適用については、その国際的な事業活動に照らし、非関連者基準を適用すること、また、「事業（特定の事業を除く）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたもの」である場合に資産性所得課税の対象外とされる所得の範囲について、船舶又は航空機の貸付けによる所得をその対象に含めることを要望する。
- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。

6) 特定外国子会社の繰越欠損金の考慮

【理由】

- ・ 海外事業については、市場調査や市場開拓等の事前活動から着手し、中長期的な営業戦略を経た後に利益を獲得できるものであるにも関わらず、それまでの事前活動での欠損に対する配慮が無く、ようやく利益を獲たところで課税されるため、国内課税（繰越欠損金）との公平性が保たれないことから、特定外国子会社での欠損についての措置を要望する。

- ・ 繰越欠損金の利用を特定外国子会社等に該当する年度の欠損金に限定する理由が無いと思われる。
外国関係会社に該当していた年度の欠損金の使用、もしくは内国法人が各事業年度末時点で保有していた割合に応じて属性に関係なく欠損金の繰越が認められることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等を清算するにあたり保有資産の処分が、清算に先行することがある。全体で見たときには資産の処分益以上の清算関連費用が生じているにもかかわらず、資産の処分年度では合算課税され、清算年度で生じた欠損は切り捨てとなる。また、合計では費用過大の場合、利益処分もされないことから特定課税対象金額も切り捨てとなり、過度な課税と考えられることから、特定課税対象金額の範囲内で、清算事業年度に欠損金の損金算入を要望する。
- ・ 特定外国子会社につき、留保所得のある子会社のみならず、欠損金のある子会社も合算対象とするべきである。
子会社における留保所得については合算課税の対象とするが、欠損金については合算不可能という現行制度は、著しく課税の公平性を欠くものである。
- ・ 特定外国子会社について、所得のみを合算し損失の通算を認めない現行制度は非常に不公平であることから、欠損金のある子会社についても合算対象とする措置を要望する。
- ・ 特定外国子会社等に該当することになった原因が他国の税率引き下げなど外的要因の場合、特に該当しない過去の期間の欠損金の繰越控除を認めない理由が乏しいと思われる。
合算課税を受ける際には過年度に生じた欠損金の繰越が認められているが、当該欠損金が特定外国子会社等に該当しない事業年度に生じた場合には欠損金の繰越は認められず、二重課税となってしまう。少なくとも、諸外国の法人税率の引下げなど外的要因によって特定外国子会社等に該当してしまう場合には、特定外国子会社等に該当しない事業年度で生じた欠損金についても、繰越控除を認めていただきたい。

7) 買収により取得した海外子会社の取り扱い

【理由】

- ・ 買収等により日本国の特定外国子会社に該当する事となった法人については、買収後3年間は組織再編を行うための猶予期間として適用除外措置を認めるルールを導入すべきである。
今後、日本企業による外国企業グループの買収が従来以上に増大することが見込まれるが、当該買収は租税回避を意図したものでないことから、ビジネス遂行目的での被買収外国企業グループの組織再編を円滑に行うためにも、一定期間猶予期間を設けることを要望する。
- ・ 現行のタックス・ヘイブン対策税制は株式取得後において即時適用されることから、株式取得以前に税制適用有無を確認する必要があり、株式取得時における会社負担が非常に大きい。また、株式取得以前に税制適用有無の判断に必要な情報を取得することは困難性が高い。例えば、英国では株式取得時の適用猶予規定（1年猶予）が設けられているが、本邦法令においても同様に適用猶予期間を定めることを要望する。
- ・ 外国多国籍企業群を買収した後、我が国企業が当該多国籍企業群を整理するために必要な期間として3年間グループ内組織再編から生じるキャピタル・ゲインに関し合算課税を免除する猶予期間を認める改正を要望する。
我が国企業による外国多国籍企業群の買収が増加しており、買収後のグループ内組織再編により非課税所得（キャピタル・ゲイン）が発生し思わぬ合算課税を強いられる事態が生じ、買収後のシナジー効果を上げることが困難なケースもある。

8) 適用対象金額の算定

【理由】

- ・ 現状では、法人税法第62条の5第3項から第6項までが本邦法令による適用対象金額計算から除かれているため、特定外国子会社が現物分配を行った場合、それが本邦における適格現物分配に該当するようなものであっても、含み益が適用対象金額に含まれてしまいます。日本でも課税されない適格現物分配に該当する現物分配については、適用対象金額から除いて頂きたい。
- ・ 外国株式等の取得により、新たにタックス・ヘイブン対策税制の対象となった場合、株式取得以前の現況等により、適用除外基準及び合算所得等の有無を考慮することとなる。しかし、本来であれば株式取得以前

の期間における所得は株式取得会社と関係が無い場合、株式取得以前の期間と取得以後の期間を区分し、取得以後の期間にかかる所得を合算対象とすることが合理的であることから、株式取得以前の期間にかかる所得については、タックス・ハイブン対策税制の合算対象期間から除外することを要望する。

- ・ 課税対象金額の計算において控除される特定外国子会社の子会社からの配当に関して、内国法人の課税所得の計算と同様に租税条約による子会社要件の緩和の適用が出来ることを要望する。
- ・ 特定所得の計算において、例えば譲渡株式の帳簿価額の計算を、本邦法令に準じて計算すると規定されているが、従前適用除外要件を充足していた会社に関して、本邦法令に即した帳簿の記帳や保存をしていないことがある。

現地法令、会計において特殊な処理（本邦法令では行われぬ減損や帳簿価額算入等）が、過年度に行われている可能性がある場合に、何処までさかのぼるべきか、または、一定の仮定の容認や現地法令に即した帳簿価額の容認等は可能であるか、明確にして頂きたい。

本邦法令に即した帳簿価額を算定するために、対象法人の管理台帳では不十分であったため、過去の取引記録をすべて洗い出して、算定しなおす作業が必要になった。

適用除外先に関しては、これまで本邦法令に即した計算が必要になることはなかったため、当該作業が今後も発生する可能性があり、実務上非常に煩雑、かつ、正確な金額を算定しえない可能性がある。

- ・ タックス・ハイブン対策税制においては、特定外国子会社等が適用除外基準を満たさない場合に合算課税の対象となるが、合算すべき所得が少額であっても計算する必要があるため、適用除外基準を満たさない海外子会社を多数有する多国籍企業にとっては非常に煩雑な処理となっている。特定外国子会社等のうち一定規模以下のものについては、たとえ適用除外基準を満たさない場合であっても、合算課税の対象から除外することを要望する。
- ・ 外税控除額を算定する際、特定外国子会社等に課された外国税額に、調整適用対象金額に占める内国法人の課税対象金額に占める割合を乗じて算出されるが、調整適用対象金額に措置令39の151四及び3の配当の額が加算されてしまうと、当該割合が小さくなってしまふ。

当該配当が現地非課税扱いの場合、特定外国子会社等に課された外国税額の課税対象は当該配当以外であり、内国法人の課税対象である適用対象金額と近似するにも拘らず、現行の計算方法では外国税額控除額は過少に計算されてしまうため、改正を要望する。

- ・ 特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち、特定外国子会社等の課税対象金額に対応するものが外国税額控除の対象となっているが、課税対象金額に対して課される外国法人税の範囲を、対象法人に対して課された税に限定せず、以下の株主課税を含む実質的に当該所得に課されているすべての税とすること

- ① 剰余金の配当に課される源泉税、中間会社での課税
- ② パス・スルー課税により、対象法人の親法人で課される税
- ③ CFC課税により、対象法人の親法人で課される税

特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税が外国税額控除の対象とすべきである。

- ・ 基準所得金額の計算において本邦法令方式を選択し、完全支配関係（※）が内国法人と特定外国子会社等との間である場合には、平成22年度税制改正により可能とした適格現物分配と同様の関係にあることを鑑み、特定外国子会社等が保有する株式を簿価で内国法人に移転させ、現地法令上非課税となる株式譲渡益は課税の繰延として、租税負担割合の計算上の非課税所得に含めないこととするか、基準所得金額の範囲から除外することを要望する。

※被現物分配法人である内国法人と現物分配法人である特定外国子会社等との間に法人税法2条十二の七の六で定める「当事者間の完全支配の関係」もしくは「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」と同様の関係がある場合

- ・ 本店所在地国の法令上、一定の取引（オフショア取引に関連する取引等）に係る収益も費用も非課税として取り扱われる場合があるが、その対象範囲は国や制度により異なっており、一連の取引とみることは出来ない広範な取引が非課税対象となる可能性があるが、非課税となる所得だけが加算され内国法人の課税の対象

となるのは過大な課税と言える。非課税となる損失も減算調整することを明確にすることを要望する。

9) 資料添付要件の緩和及び廃止

特定外国子会社等が適用除外要件を満たす場合に、適用除外の適用を受けるには、「確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付」することが必須の要件となっているが、当該要件を廃止していただきたい。

【理由】

- ・ 複数の特定外国子会社等を保有する場合、添付要件となっている資料が膨大となり、事務負担が多いため、保存要件に変更して頂きたい。

また、特定外国子会社等の保有割合10%以上の各株主にタックス・ヘイブン対策税制に基づく申告義務が課されているが、主たる株主の対応が十分でない場合、保有割合が小さい内国法人は、法令の要件を充足できず、本来選択できる法令の選択が限定されてしまう場合がある。(例：本店所在地国の法令に基づき基準所得を計算したくても適時に本店所在地国の法令に基づく所得の計算結果を入手できない、届出に必要な情報が適時、適切に入手できない、納付を証明する書類が入手できず外税控除が適用できない等)

よって、当該要件を内国法人の中で保有割合が最大の株主に限定する、もしくは当該株主に他の株主への情報提供義務を課して頂きたい。

10) 二重課税調整規定の拡充

【理由】

- ・ 外国子会社合算税制によって合算された所得から配当があった場合、過去10年間に発生した特定課税対象金額の5%については、益金不算入（外国子会社配当益金不算入と併せ、100%の益金不算入）とすることができるが、二重課税を排除する観点から、この期間を廃止する措置が求められる。
- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。

平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないように、規定の整備が望まれる。

11) 定義の明確化

【理由】

- ・ LLC、LLPなど、会社以外の形態についても、本税制の対象となるのか明確化して欲しい。

12) 適用除外要件に係る申告要件を廃止（又は宥恕規定を設ける）

【理由】

- ・ タックス・ヘイブン対策税制における租税負担割合の計算においては判断に迷うことが多いため、たとえば外国関係会社の租税負担割合の計算に誤りがあったことが税務調査等において明らかとなり、その結果、租税負担割合が20%以下の特定外国子会社等であると判断されることがある。

この場合、その特定外国子会社等が措法66の635に規定されている適用除外要件を十分に満たすものであったとしても、措法66の67の申告要件があるがゆえにこれを適用することができず、合算課税が行われる。このような不合理な課税関係が生ずる可能性を排除するため、措法66の67の申告要件を廃止するか、その申告要件に宥恕規定を設けていただきたい。

13) 被統括会社の定義拡大

【理由】

- ・ 海外の統括会社から日本の会社に統括業務を提供するケースも存在するため、統括会社の統括業務を提供

する先の「被統括会社」の範囲が現状外国法人に限定されているが、この「被統括会社」の定義を内国法人まで対象拡大することを要望する。

- ・ 経済のグローバル化・M&Aの活性化に伴い、海外の統括会社が本邦内国法人に対して統括業務を提供するケースが存在する。被統括会社の定義を外国法人に限定する必要性は見受けられず、内国法人まで拡大することを強く要望する。
- ・ 被統括会社の保有割合要件に関して、統括会社による発行済株式等の25%以上を直接保有し、かつ、議決権の25%以上を直接保有するとの要件を撤廃すること。

地域統括会社の役割として出資をしていない投資先に対する統括業務を役割として期待されている場合も多い（オランダ、英国、香港、シンガポール等）

- ・ 現行法上、関連者の定義にはわが社が特定外国子会社に出資する際に経由した法人が含まれている。関連者となる中間法人の要件としてわが社の直間出資比率が一定比率以上など、具体的な定量基準を加えて欲しい。

非関連者基準の趣旨は、内国法人の影響下にある会社との取引が大半を占める特定外国子会社は、当該事業を行う合理性に乏しいとして適用除外を認めない事にある。

一方、内国法人からの出資比率が極端に低い会社（ex. 1%）に付いては、実体として内国法人の影響力が及んでいない。斯かる会社が中間法人となり、特定外国子会社との取引が存在する場合、同経由法人は関連者にあたらない事が前述の趣旨に沿っている。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理由】

- ・ 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠は不明瞭である。平成22年度税制改正にて、国内100%子会社からの受取配当金は全額益金不算入となっており、同様に海外100%子会社からの受取配当金に対しては全額を非課税とすることを要望する。
- ・ 現行、外国子会社からの配当に対して95%非課税措置が採られているが、残りの5%は課税されることとなり、国内外で配当の取扱いが異なる。海外で確保した利益を国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていくためにも、100%完全支配関係にある外国子会社からの配当等については、国内同様、その配当等の全額を益金不算入とすることを要望する。
- ・ 支払国にて損金算入された配当金は日本で益金算入とするという、二重非課税を排除するという改正が行われようとしている。改正の適用は新規発行分からとし、既発行分は現行のルールを適用してほしい。
過去に税制上認められて発行した優先株が、突如としてその税務ポジションが変わってしまうということでは、企業の見込み可能性を著しく損なうこととなる。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、全額益金不算入とすることを要望します。
- ・ 現行、外国子会社配当は95%が非課税、5%が課税の取り扱いとなっている一方、国内の完全子会社からの配当は100%が非課税の取扱いとなっており、国内外で配当の取り扱いが異なっている。課税とされる5%分は概算経費として益金算入とされているものの、その根拠も不明確であり、また二重課税を完全に排除する観点から、外国子会社配当の益金不算入割合を現行の95%から100%に引き上げるべきである。
- ・ 国内への資金還流の立法主旨の徹底ため、現状95%益金不参入を100%にすることを要望する。
- ・ 企業の自由な国際展開のための国際的な二重課税排除が必要不可欠であり、資源の乏しい日本が今後も科学技術立国、貿易立国としてグローバル競争の中で生き残っていくためには、国内において生産・研究開発等を維持・促進することが重要であり、海外で獲得した資金を国内へ還流し、更なる競争力強化に向けた再投資、輸出力強化につなげていくという好循環を生み出すことが極めて重要であり、平成21年度導入された外国子会社配当益金不算入制度の更なる拡充が必要。

国内制度では連結子会社などからの受取配当については、100%益金不算入とされており、配当についての支払法人・受取法人間での二重課税を排除する機能を果たす点において共通するものであるから、外国子会社からの受取配当も同様の取扱とすべき。

- ・ 外国子会社からの配当益金不算入制度を企業が活用しやすくし、国内への資金還流を活発化するために、その障害となっている5%の費用相当額について制度の対象外とする規定を撤廃して欲しい。
- ・ 配当金額の5%は課税されるため、日本への資金還流に歯止めがかかっている。日本への資金還流を促進するためには全額益金不算入とすることを要望する。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理由】

- ・ 外国子会社配当の益金不算入にかかる持分保有要件を現行の25%から引き下げることがを要望する。
二重課税の防止・国際的な競争力の確保の観点から、現行の25%以下に引き下げるべきである。
- ・ 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、出資比率要件を「25%以上」から「10%以上」に引き下げていただきたい。
- ・ 資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。
本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度の対象とすることを要望する。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法基通1-3の2-1）、同族会社の判定（法基通1-3-2）、タックス・ヘイブン対策税制における外国関係会社の判定（措基通66の6-2（注））等で明らかにされている。
外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- ・ 成長著しいインドとの一層の技術交流促進のため、インド・パキスタンとの租税条約における使用料の範囲から、他国と同様に「技術上の役務に対する料金」を使用料の範囲から除外することを望む。
- ・ インドの租税条約から「技術的役務の提供」を削除いただきたい。技術的役務に源泉税を課する国は、インドの他パキスタン程度であり、世界的に稀であるため。
- ・ 投資・経済交流の促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。
特に、親子間配当に係る源泉税の免除を備えた租税条約の改定、また、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税の免除についての改定を要望する。
- ・ 知財立国を目指すわが国において、諸外国との技術交流は重要であり、一層促進するため、日米・日英同様に使用料にかかる源泉税を免除する租税条約の締結推進を望む。
- ・ 現在、わが国の租税条約ネットワークは84ヶ国・地域（平成26年7月）を数えるが、100ヶ国以上に及んでいる英国、仏国等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。

- ・ 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン（いずれも10%）、日仏（15%）租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。
- ・ 租税条約は、国際的三重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、チリ・ペルー・ボリビアなどの南米地域諸国や、ソロモン諸島、アフリカ地域諸国との条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。

2) 配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 現行では、日本への配当に際して現地国で源泉税が課されるため、例えば源泉税率が高い独国（源泉税率15%）のように日本への資金還流が事実上困難な国も存在しており、資金還流を促進するため日米、日英と同様のゼロ税率を要望する。
- ・ 外国子会社の配当益金不算入の創設をうけて、各国との租税条約による源泉税率などにより、その影響額が大きく異なる。
そのため、更なる租税条約の締結による、源泉税率の引き下げを要望する。
- ・ 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。

3) OECDモデルに準拠した租税条約の充実等

【理由】

- ・ 昨今のグローバル化の流れの中、国際取引が増加傾向にあるが、国ごとに異なる課税システムを有していることがグローバル投資の障壁となっている。グローバル化推進の観点から、国際的三重課税の調整と国際的租税回避の防止を条約上規定するため、OECDモデルに準拠した租税条約の充実、制度の統一等の見直しを要望する。

4) 租税条約における恒久的施設の取扱い等

【理由】

- ・ 国外企業による本邦への情報通信設備の投資促進には、課税条件の国際的なイコールフットイングの確保が必要である。国際的な基準として広く認知されているOECDモデル条約コメンタリーでは、情報通信設備（主にサーバ）の取扱いが示され、PE範囲が明確化されている。国際競争力の強化に向けた納税環境整備として、情報通信設備の取扱いについて、OECDモデル条約コメンタリーに準拠した規定を法人税法基本通達等で定めることを要望する。

5) OECD非加盟国との租税条約における使用料条項の見直し

【理由】

- ・ OECD加盟国と締結している租税条約の殆どにおいて、使用料の範囲に「産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用料」は含まない事とされているが、インド等いくつかの非加盟国との条約では使用料の範囲に含まれることとされ、使用料にかかる条約適用範囲が統一されていないことから、一定の国とのビジネス促進を阻害する可能性がある。

外国税額控除制度を活用しても三重課税を完全に排除することは困難であることから、OECD加盟国との条約に準拠することによる適用範囲の差異解消を図るため、使用料規定に「産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用料」が含まれる一部OECD非加盟国との条約について、当該規定の削除を要望する。

6) 貸付利子に係る源泉所得税の免除

【理由】

- ・ アジア諸国（特にシンガポール、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等）との租税条約改正により、日本とアジア諸国間における相互の貸付金の利子に対する源泉税を免除する。
「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・オーストラリア等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。
アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

7) 譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定すると共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めに推進することを要望する。

8) 対応的調整規定・仲裁規定を備えた租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 租税条約を締結していない国、及び租税条約に対応等調整の規定がない国については、相互協議の枠組みで二重課税の問題を解決することができない。
当事国相互による合意は単なる努力規定でしかないため、長期にわたる対応を行っても、結果的に合意に至らず、二重課税となるケースがあるため、仲裁手続きを条約に含めるべき。
- ・ 企業活動のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が増加する中、移転価格課税に係る国際的二重課税リスクも高まっている。当該二重課税が確実に解消されるよう、相互協議が合意に達しなかった場合の仲裁規定が各国との租税条約に反映されることを望む。
- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。

9) 国内源泉所得の租税条約による読み替え規定の見直し

【理由】

- ・ 租税条約で債務者主義が採用され、かつ、使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所で賃借されている車・コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは、契約も送金も現地にて完結しているため、業者からの日本国の税負担の理解が得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地での設備の賃借もできず、現地での事務遂行に著しい支障をきたすことになる。このように、源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されているような仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全に外されているものであり、制度上の手当がぜひとも必要である。

10) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理由】

- ・ 租税条約は国と国が交わしている条約において税額の優遇を受けることが確定しているにもかかわらず、届出書の提出を定めている現状は、納税者に書類作成等の過度な稼働をかけるものであることから、届出書の廃止、もしくは手続き簡素化を要望する。
- ・ 租税条約届出書の提出期限につき、現状は支払日の前日となっているが、海外現地からの郵送日数、現地における居住者証明書の入手日数等、事務手続に要する期間を考慮すると、現状の提出期日では対応が非常に困難であるため、提出期日の延長を要望する。
- ・ 使用料等免税国（米、英、仏等）との租税条約につき、特典条項が使用料等以外にも適用されているため、特典条項に関する付表・居住者証明書の提出が義務付けられている。
他国との間は、租税条約届出書のみ提出で軽減税率、免税措置の適用が受けられるのに比べて、過大な事

務負担が生じているため、この提出義務撤廃を要望する。

- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。
具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと

(6) 過大利子支払税制

1) 適用除外規定における「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額」

【理由】

- ・ 「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額の50%」を比較する適用除外規定において、「関連者支払利子等の額」については措法66の5の22において特定債券現先取引等に係る支払利子等が除かれている一方で、「支払利子等の額」については特定債券現先取引等に係る支払利子等を除く規定はなく、両者で支払利子等の範囲が異なっている。
この理解で問題ない場合には、その旨を明確にしていきたい。

2) 過大支払利子税制における調整所得金額の計算

【理由】

- ・ 現行法上、調整所得金額は、法法40（所得税額の損金不算入）の規定を適用しないで計算することとされている。
しかし、たとえば外国法人が所有する国内不動産を譲渡した場合、譲渡対価に対して10%の源泉所得税が課税される（源泉免除証明の適用なし）一方で、法人税は譲渡益に対して課税されるため、課された多額の源泉所得税を損金に算入したままで調整所得金額を計算すると、関連者支払利子等に係る損金算入限度額がほとんど算出されない結果となってしまう。
このように課税上の弊害が生じるケースもあるため、一定の例外規定を設けるなど法令で手当てしていただきたい。

(7) BEPS関連

1) アクションプランの策定にあたっての配慮

【理由】

- ・ OECDは平成25年7月に「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)を公表し、BEPSに対処するために必要な15のアクションプランを特定した。
各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、OECDは各アクションプランについて、平成26年9月から平成27年12月の間に、新たに国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとしており、これまでに行動1「電子経済の課税上の課題への対処」、行動2「ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化」、行動6「租税条約の濫用防止」、行動13「移転価格文書化の再検討」についてパブリック・コメントとパブリックコンサルテーションの手続きが行われている。
このうち、例えば、行動2「ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化」について、銀行はパーゼル規制への適合を図るための資金調達スキームにおいて、形式的にはハイブリッド商品に該当するおそれのある証券を発行している場合があるが、スキーム全体で見ると、最終投資家段階では受取優先配当・利息が益金計上されており、規制上の要求を満たす目的の資本調達スキームに、無効化ルールを適用するのは合理的ではないと考えられる。
今後、わが国においてもBEPS行動計画を踏まえた国際課税の見直しが行われると考えられるが、その際にはわが国の金融機関の実務に十分に配慮した制度とするとともに、体制整備のための十分な準備期間を設けることを要望する。

2) 移転価格文書化の再検討 (BEPS 行動計画13)

【理 由】

- ・ 移転価格税制対応工数・コストの大幅な増加が想定されるため、実務を考慮した法制化をお願いしたい。

Ⅱ 所得 税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般

1) 課税単位の見直し

【理 由】

- ・ 所得税については、現行、個人ベースでの課税が行われている。社会保障と税の一体改革が推進されることに伴い、今後さらに「高額所得」及び「低額所得」の概念が重要になると考えられるが、個人ベースで所得の多寡が判断されることで、世帯ベースでの所得をみたときと比し、税負担や児童手当、社会保障等に不利な状況が生じる場合もあると思われる。したがって、たとえば米国のように、納税者の選択により個人申告と夫婦合算申告を選択できるようにするのも一案ではないかと考える。

(2) 給与所得関係

日本へ帰任後の海外個人所得税

【理 由】

- ・ 会社負担の海外個人所得税について、日本帰任後に課せられた海外個人所得税は、非課税所得とすることを要望する。

(3) 所得控除

1) 生命保険料控除制度の安定的運営、制度拡充の検討

【理 由】

- ・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障についての準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります。

生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

① 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、わが国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ110兆円であり、この20年で2倍以上増加しました。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2025年には社会保障給付費が約150兆円程度に達すると推計されています。

また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の2割強が高齢者（65歳以上）ですが、2060年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代（20～64歳）の割合は現在の6割から2060年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。

このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことが

できるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、互いが補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となります。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくこととなります。

社会保障制度のおかれた状況を踏まえると、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。

また、平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革においてわが国が行おうとしている自助努力の喚起を、より明快に推し進めることにもなります。

②多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民が必要とする保障の種類は一人ひとり異なり、年齢や家族構成とともに変化していきます。例えば、男性の場合、20～40歳代は「遺族保障」、50～60歳代は「遺族保障」に加え「老後保障」を必要とする一方で、女性の場合、20～40歳代は「医療保障」、50～60歳代は「医療保障」に加え「老後保障」を必要とし、ライフステージの変化により必要とする保障も変化していきます。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。

生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円（平成24年度）の死亡保険金が支払われ、公的保障（遺族年金）を補完しています。平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命の重要性、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されたところです。また、生命保険文化センターの「平成25年度生活保障に関する実態調査」によれば、男性は平均3,172万円、女性は平均1,463万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備えとして望ましいと考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は、男性が平均1,882万円、女性は平均876万円であり、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ6割となっています。国民が必要としている保障金額の遺族保障に加入できるよう、生命保険料控除額を相応に拡充することが必要と考えられます。

その他、公的保障（老齢年金）の支給開始年齢引き上げ等に対する議論に伴う老後生活に対する不安への準備としての「老後保障」、近年保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」を含め、これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能しています。

また、生活保障に対する国民の意識は、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約5～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的保障に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、加入率が急速かつ大幅に低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されることです。また、生活保護の被保護世帯数は平成23年度に150万世帯ですが、生活保護の開始理由別は、働いていた者の死亡・傷病・介護が3割程度を占めています。健康な間に死亡・傷病・介護への備えを行っていれば、生活保護の支給を回避できた可能性があり、国民の生活保障への備えが十分ではないと言えます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には「個人が多様なサービスを選

択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は社会保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。

遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。したがって、多様なニーズに対応する自助努力支援制度のさらなる充実につながるよう、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度について、社会保障制度の見直しに応じて拡充していくことを要望します。

③必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除の制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。

一方、平成24年改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から平成25年までの間に消費者物価指数は約2倍（年平均で約1.7%の上昇）となっています。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところです。

このような状況を踏まえると、現在の制度全体の所得控除限度額は、一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計では、昭和49年の水準の2倍の10万円、個人年金保険料控除も合わせた総額で15万円以上の水準が妥当と考えます。

そこで、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除について、それぞれの所得控除限度枠を現行の4万円から5万円とし、制度全体の所得控除限度額合計を15万円とすることを要望します。

また、平成23年12月以前契約についても、制度の簡素化の観点から、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の枠を設け、それぞれの控除限度枠を5万円とすることを要望します。

④国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。

今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、生活安定のための自助努力を促進する観点等を鑑みると、国にとっただけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が互いに補完しあって地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。

上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、制度の簡素化の観点から、地方税（個人住民税）法上の所得控除限度額の内訳についても、現行の各枠2.8万円（平成23年12月以前契約は各枠3.5万円）から少なくとも各枠3.5万円（全体の所得控除限度額は7万円）とすることを要望します。

2) 所得税額控除における株式配当に係る元本保有期間の制限の撤廃

【理由】

- ・ 平成25年度税制改正において、平成28年1月1日以降に法人が利付債の利子を受取った場合に、自己の保有期間にかかわらず、源泉徴収された所得税の全額を所得税額控除の対象とする取扱いと同様、株式配当で源泉徴収された所得税についても、自己の保有期間にかかわらず、その全額を所得税額控除の対象とする。

現行制度上、譲渡人から株式を譲り受けた法人は、当該株式の保有前の期間に対応する株式配当等の源泉所得税の所得税額控除は認められておらず、また平成25年度税制改正においても変更されていない。この取扱いにより、譲受人である法人の当該株式保有期間に対応しない所得税額は、当該株式の譲渡人側でも控除できないため、譲渡人と譲受人の双方が当該所得税額の控除が受けられず、譲受人側で損金算入が認められているのみである。

したがって、その全額を所得税額控除の対象とするべきである。

(4) 源泉所得税

- 1) 完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とすること

【理由】

- 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。

一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

- 2) 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること

【理由】

- 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備することを要望する。

匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきか、についても明らかとはされていない。

- 3) 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすること

【理由】

- 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすることを要望する。

平成21年度の税制改正により、特定外国組合員については国内にPEを有しないこととされ、組合事業から生じる所得については法人税及び所得税の申告納税が不要とされた。しかしながら、当該組合においてたとえば債券の利子等の源泉分離課税の対象となる所得が生じた場合、外国組合員の持分割合を調べたうえで外国組合員に帰属する部分についてのみ源泉徴収を行うこととなるのか疑問が生ずる。このような場合の源泉徴収の有無、源泉徴収の方法等を明らかにしていただきたい。

- 4) 金融機関等が行うデリバティブ取引に係る付随契約（CSA：Credit Support Annex）にもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除すること。

【理由】

- 金融機関等は、デリバティブ取引を行うに当たり、その時価変動に伴うカウンターパーティの信用リスク削減手段として、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定めるISDAマスター契約およびその付随契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保として授受することが一般化している。

本邦金融機関が外国金融機関等非居住者から現金を担保として受け入れた場合、当該非居住者（ISDAマ

スター契約やCSA契約の対象となる取引は本店・支店が混在しているのが通常で、担保差入は本店が行うことが多い) に対し、受入れ期間に応じて利息を支払うが、本邦金融機関は、租税条約等により免税化できる一定のケースを除き、本邦所得税法にもとづいて利子所得税を源泉徴収のうえ、税務署に納税している。

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)および証券監督者国際機構(IOSCO)では、G20ピッツバーグ・サミットでの合意にもとづき、平成25年9月に中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する報告書を公表し、平成27年12月からの適用が予定されている。本規制では、金融機関およびシステム上重要な非金融機関との担保契約の締結、担保授受が義務化され、今後、本邦金融機関も多様な国の金融機関等と契約締結を進めていく見込みである。

しかしながら、担保に係る課税関係の存在を事由に、外国金融機関等から契約締結を拒否される、または契約が締結できたとしても取引を敬遠されたり、不利な条件での取引を強いられるおそれがある。これらが本邦金融機関のマーケットプレゼンスや競争力の低下を招き、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM運営や信用リスク管理にも悪影響が生じることが懸念される。

わが国金融機関のデリバティブ市場における国際競争力の維持・向上のためには、担保取引を円滑に遂行できる環境を整備することが必要条件であり、また、金融・資本市場の類似取引(例えば、レボ取引のように有価証券取引に関連した現金授受)との整合性の観点からも、源泉所得税を課さない扱いとすることが望ましい。

- ・ 我が国の金融機関等が店頭デリバティブ取引を行う際には、取引の相手方との間でISDAマスター契約及びその付随契約であるCSA契約を締結し、現金担保である変動証拠金を授受することが一般的となっており、店頭デリバティブ取引の清算を清算機関(JSCC等)を通じて行う場合であっても、取引参加者から清算機関への現金担保の預託が行われることとなります。

このとき、取引の相手方や清算機関に預託した変動証拠金について付与される利息については、支払先が内国法人である場合には源泉徴収が免除されますが、支払先が外国法人である場合には、租税条約の適用により免除される場合を除き、利息について源泉徴収が行われることとなります。

デリバティブ取引の変動証拠金は時価評価に基づいて授受されるものであるため、その利息については、本質的に源泉徴収を行う意義に乏しく、また、このような課税関係の存在を理由として、外国法人が日本の金融機関等とのデリバティブ取引を敬遠することにより、我が国の金融機関等がヘッジのための取引を円滑に行うことができなくなり、金融資本市場における国際的な競争力を低下させることが懸念されることから、外国金融機関との間で行うデリバティブ取引に係る現金担保から生じる利息(清算機関に預託する現金担保から生じる利息を含む。)について、源泉徴収を免除することを要望いたします。

5) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

【理由】

- ・ 現行、法定果実や譲渡対価の支払又は口座開設時に、顧客は、証券会社等に住所・氏名等の告知及び本人確認書類の提示を行うこととされていますが、運転免許証のコピーや住民票の写しの徴求などのペーパーワーク及び郵送等の手続きが生じます。
これを、社会保障・税に関わる番号制度導入後の「マイナンバー」を利用することにより、顧客及び証券会社双方の事務負担等を軽減できることが見込まれることから、証券会社等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除することを要望いたします。
- ・ 「マイナンバー」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が証券会社等から税務署に提出され、「マイナンバー」を記載した確定申告書が投資者から税務署に提出されることにより、税務署では「マイナンバー」に基づき、当該支払調書及び特定口座年間取引報告書等を、確定申告を行った投資者の情報と的確に結びつけることが可能となるため、改めて投資者が支払通知書及び特定口座年間取引報告書等の書類を提出することは不要と考えることから、「マイナンバー」が記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除することを要望いたします。

6) 復興特別所得税における源泉徴収制度に係る「報酬等」の除外

【理由】

- ・ 源泉徴収の対象となる支払のうち「報酬等」については受領した個人において確定申告が必要である。現行の源泉徴収は復興特別所得税を含めた10.21%が適用され、計算誤りが生じる原因となっているため、徴税手続を簡便化するという源泉徴収制度の趣旨に鑑み、「報酬等」については復興特別所得税の源泉徴収制度から除外することを要望する。

(5) その他

確定申告期限の延長

【理由】

- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌月末日とすること
- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえば米国の場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6ヵ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、英国の確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

【理由】

- ・ 従来より、上場株式等の配当等は法人段階において法人税が課された税引後利益の分配であり、これが株主に支払われる際に配当課税を課されることや、支払を受けた法人の利益として課税されることにより、二重、三重の課税となっている問題が指摘されています。

これらの問題については、法人の受取配当金を益金不算入とする規定や、上場株式等の配当等に係る軽減税率の導入により一定の調整が図られてまいりましたが、軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止されており、また、昨今の法人税減税に係る代替財源の創出の議論において、法人の受取配当金の益金不算入規定の見直しが検討されているという話も聞こえております。

二重課税を排除する観点から、上場株式等の配当等の税率引き上げや法人が受け取る配当等に係る益金不算入制度の見直しなどによる課税強化を行うことがないよう、少なくとも現行制度を維持することを要望いたします。

- ・ わが国では、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

政府税制調査会は平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大の方向性を打ち出した。この流れに沿って、平成20年度税制改正では、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされ、さらに平成22年度税制改正では、「金融所得課税の一体化を更に推進する」とされた。また、平成25年度税制改正では、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申

申告分離課税に変更したうえで、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大することとされ、金融所得課税の一体化に向けた制度整備が進展している。

このように、金融所得課税の一体化が着実に前進しつつあるなか、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金口座へのマイナンバー付番に関する今後の検討と併せて、預金等を含め損益通算を幅広く認めることで、一体化のさらなる推進を要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、その対象範囲が順次拡大されることを念頭に、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要の準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

- ・ 先般の税制改正により、平成28年から公社債等に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、商品の垣根を越えた総合取引所の実現に向けた議論が進められていることを踏まえれば、デリバティブ等の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、さらにデリバティブ取引に係る損益通算を特定口座においても可能とする措置を講じるよう要望いたします。
- ・ 現在、カバードワラントの権利行使や差金決済等に係る損益は、先物取引等に係る雑所得として申告分離課税の適用を受けることが可能となっておりますが、最近では、保有者に期中分配金が支払われる商品性を有するカバードワラントが発行されるようになっており、この場合の期中分配金については、総合課税の適用を受けることとなります。同一の商品に起因する所得の間で課税関係が異なることは、金融所得課税一体化の流れに逆行するものであると考えられることから、カバードワラントの保有者に支払われる期中分配金について、申告分離課税の対象に含めることを要望いたします。

(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

- 1) 相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理される上場株式等に関し株式分割等が生じた場合についても特定口座への受入れを可能とすること

【理由】

- ・ 相互会社の株式会社化に伴い、信託銀行等の特別口座で管理されることとなった上場株式等については、一定の要件の下に、保有者の特定口座に受け入れることが認められていますが、特別口座で管理されることとなった上場株式等について株式分割等が行われた場合に、当該株式分割等により割当てられた同一銘柄の上場株式等の特定口座への受入については、条文上明確な規定が存在せず、証券会社における特定口座への受入の実務に支障を来しているという問題があることから、相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理されることとなった上場株式等について株式分割等が行われた場合に、当該株式分割等により割当てられた当該上場株式等と同一銘柄の上場株式等についても、特定口座への受入を可能とすることを要望いたします。

- 2) 本人確認書類の範囲拡大

【理由】

- ・ 現在、顧客が金融商品取引業者等に特定口座を開設する場合や、金融商品取引業者等を通じて金融商品に係る利子、配当若しくは株式等の譲渡の対価等を受領する場合には、当該金融商品取引業者等に対して、税法上で定められた一定の書類を提示し、自己の氏名、生年月日及び住所を告知することが義務付けられています。

この告知において必要とされる本人確認書類の範囲については、税法上明確に定められておりますが、投資者の利便性向上を図る観点から、現在認められているものの他、必要となる要件を満たしている書類（被爆者健康手帳、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引主任者証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、健康保険任意継続被保険者証）について、本人確認書類の範囲を拡大することを要望いたします。

(3) NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

1) NISA（少額投資非課税制度）の拡充及び簡素化

【理由】

- ・ NISAは英国のISA（Individual Savings Account）を参考に導入された制度ですが、英国では2008年（平成20年）に制度が恒久化されたことにより普及が進み、現在、ISA口座の開設数は英国国民の約5割に達し、広く国民の資産形成・貯蓄の手段として定着しています。

我が国における「貯蓄から投資へ」の流れを更に後押しし、教育資金や結婚資金、住宅取得資金、老後の備えなどの国民の自助努力による資産形成を若年層から本格的に支援するため、NISAの非課税期間（5年間）及び口座開設期間（10年間）の恒久化を要望いたします。

- ・ 英国ISAにおいては、制度開始以後、物価の変動等も勘案した上で段階的に年間投資可能上限金額の引上げが実施されており、本年7月からは、ISA口座における年間の投資可能上限金額が15,000ポンドまで引き上げられています。

年間の非課税投資額の枠の拡大は、新規投資家のみならず既存の投資家における利便性向上にも資する政策であると言えることから、我が国においても、NISAを更に普及・促進し、自助努力による資産形成を支援するために、NISA口座における年間の投資可能上限金額（100万円）を引き上げることを要望いたします。

- ・ 平成26年1月から開始した少額投資非課税制度（NISA）は、「貯蓄から投資へ」の流れの促進に向けて順調な滑り出しを見せている。平成25年度税制改正では、毎年100万円までの非課税投資を行うことができる期間を平成26年1月から平成35年12月までの10年間に拡充するとされたが、今後、さらにNISAを普及・定着させ、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資の機会を提供し、国民の自助努力による資産形成を支援する観点から、NISAの恒久化の実現を要望する。

また、個人の自助努力による資産形成の拡充を支援する観点から、NISA口座における年間の投資可能上限額を引き上げるなど、制度の拡充を要望する。

2) NISA口座の開設手続を簡素化

【理由】

- ・ 現在、NISA口座を開設しようとする者は、勘定設定期間ごとに、基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しや戸籍の附票の写し）を証券会社等の営業所の長に提出しなければならないこととされており、税務当局では、この書類に記載されている住所等によって、他の証券会社等に口座を重複して開設していないかどうかの確認が行われます。上記の煩雑な事務手続を簡素化するため、NISA口座開設手続について、個人番号（マイナンバー）による重複口座確認を行うとともに、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の簡素化を図ることを要望いたします。

- ・ 利用者ニーズを踏まえ、口座開設手続における住民票提出等手続や、勘定設定期間終了後に同一金融機関での利用を継続する場合の手続の簡素化等、個人投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすることを要望する。

3) ジュニアNISA制度の創設

【理由】

- ・ 英国では、「ジュニアISA」が2011年に導入され、2013年（平成25年）9月にはジュニアISAで保有される金融商品の残高が5億5,700万ポンドに達するなど、着実に利用者の増加を続けています。

我が国においても、「ジュニアNISA制度」を創設し、NISAを利用することができない未成年者が長期の積立投資を行う環境を整備することにより、若年層における正しい投資知識の普及と金融リテラシーの向上に貢献するだけでなく、ジュニアNISAの利用者が成年に達し、蓄えられた資産をもってNISAへ移行することにより、継続的な資産形成の促進と、NISAを通じた市場へのリスクマネーの供給が実現されることが期待されます。

- ・ 行制度では、20歳以上の居住者等が制度利用可能となっているが、投資家の裾野拡大を図るために、若年層向けの「ジュニアNISA」を導入することを要望する。

(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

1) 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理由】

- ・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えます。
個人投資者の市場参加を促すためには、損をした者に優しい税制の実現、つまり投資により生じた損失について、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない部分を翌年以降へ繰越し、損益通算を行うことを可能とする必要があると考えられることから、現行の上場株式等及び公募株式投資信託に係る譲渡損失の繰越控除期間（3年間）について、主要先進国における繰越期間や法人における欠損金の繰越控除期間（9年間）を参考に延長するよう要望いたします。

2) 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

【理由】

- ・ 現行制度では、個人において生じた上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失については、その譲渡損失が発生した年から3年間、繰越控除及び配当所得等との損益通算を行うことが認められていますが、法人や個人事業主の場合と異なり、その年に発生した上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失について、前年に遡って損益通算を行うことは認められておりません。
個人投資者の積極的な市場への参加を促すためには、可能な限り簡素な手続きにより、投資により生じた損失を利益と相殺できる制度の整備が重要であり、また、平成25年12月31日を持って上場株式等の譲渡所得に係る軽減税率が廃止されており、新たに投資者が税制面のメリットを享受できる制度の創設が必要と考えられることから、毎年の確定申告を前提として、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失について、前年度への繰り戻し及び前年度の利益との通算を可能とし、納付税額の還付を受けられる措置を講じるよう要望いたします。

(5) 居住用財産の買換特例

1) 住宅借入金等特別控除において、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等も住宅借入金等特別控除の対象とすること

【理由】

- ・ 現行税法上、住宅借入金等特別控除は、居住の用に供する住宅を二つ以上所有する場合には、主として居住の用に供する一つの住宅に限られている。しかし、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等もその対象とすることにより、不動産市場の活性化及び個人貯蓄の有効活用が期待できる。

2) 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることを要望する。

【理由】

- ・ 住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が、国民に与えられることが重要である。
こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法では、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度税制改正においても、消費税率の引き上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する観点からの措置が行われたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。

したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることを要望する。

3 確定拠出年金税制の見直し

1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和等

【理由】

- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付の支給が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付を支給することができず、制度普及の障害となっています。

また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズや、中小企業の退職金規程からの全面移行ニーズが近年増えつつあるにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障害となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

- ・ 企業型確定拠出年金の加入者が退職により国民年金の第3号被保険者となる場合には、加入者期間が3年を超え、かつ50万円を超える資産があると、脱退一時金の支給が認められず、個人型確定拠出年金の加入者となることもできない。こうしたケースでは、その後の個人型確定拠出年金の運用指図に係る手数料負担によって年金資産額が減少する場合があります。制度普及の妨げとなっている。

したがって、追徴課税等のペナルティを支払うことで年金資産の中途引出しや脱退一時金の支給を可能とする制度の創設を要望する。

なお、確定拠出年金税制の見直しと併せて、中長期的に米国のIRA (Individual Retirement Account) 等を参考に、拠出時課税、運用時・給付時非課税の個人型年金積立金非課税制度の導入を含めて検討を行うことも考えられる。

2) 加入対象者の拡大

【理由】

- ・ 確定拠出年金制度の拡充を図り、制度の公平性を担保するため、第3号被保険者や60歳以上の者も個人型年金に加入できるようにするとともに、公務員等についても個人型年金に加入できるようにし、また、加入対象者の制約は確定拠出年金制度の特色であるポータビリティを阻害する要因となっていることから、職場に確定給付年金制度のみがある企業の従業者についても、個人型年金への加入を認めるよう要望いたします。
- ・ 個人型確定拠出年金の加入対象者を、確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員や専業主婦等にまで拡大する等、確定拠出年金の対象者を拡充を要望する。

3) 確定拠出年金の拠出限度額の撤廃・引き上げ等

【理由】

- ・ 確定拠出年金の掛金の設定方法は、その多くが昇格・昇給に伴い掛金額の増えるタイプであり、一般的に給与の低い若年期に、掛金拠出額の「使い残し」が発生します。マッチング拠出の導入によりこの問題は緩和されますが、解消はされないことから、マッチング拠出の上限を撤廃すること及び拠出限度額の上限を引き上げることを要望いたします。

- ・ 平成24年1月から開始された企業型確定拠出年金のマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件の緩和を要望する。

- ・ わが国において少子高齢化が進展するなか、自助努力による老後生活の維持向上を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割の重要性は高まっている。また、確定拠出年金の一層の普及は、より多くの個人に対して投資性商品を選択する機会を提供し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることにもつながる。

こうした確定拠出年金制度の重要性に鑑みれば、わが国においても、欧米における同種の年金と同様に、

拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とする十分な税制上の措置を講じる必要がある。

平成16年度税制改正では、拠出限度額が引き上げられた一方、公的年金等控除の縮小および老年者控除の廃止等、拠出時非課税と給付時課税の措置がなされており、平成21年度と平成26年度の税制改正でそれぞれ拠出限度額の引き上げが行われているが、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、引き続き、税制面の整備を推進する必要がある。

したがって、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、平成29年3月までの時限措置として課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃するほか、拠出限度額のさらなる引き上げを要望する。

Ⅲ 相続税・贈与税

(1) 相続財産の評価方法

1) 非上場株式の評価方法にDCF法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価額

【理由】

- ・ 現在、上場株式等について相続が生じた場合、相続の発生から実際に相続財産が受け渡されるまでの期間は長期に亘っており、この期間に上場株式等の価格が変動することにより、相続時点における相続財産の評価額と、相続人が取得した時点での相続財産の時価が大きく乖離しているという事例が見受けられます。
この場合、相続人等は相続手続が完了するまでは相続財産を取得・売却することができないにもかかわらず、相続時点での評価額により相続税の負担が課されることにより、上場株式等の価格変動リスクを負わされる形となっていることから、株式及び株式投資信託の相続の際、その評価額について、従来の評価方法に加え、相続の発生時点から相続手続が完了までの間における最も低い価格を選択できるようにすることを要望いたします。

(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望する。

また、税制の抜本的な改革等の中で、相続税制の見直しがなされた場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持することを要望する。

【理由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い（51.7%、生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」より）状況となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており、その社会的重要性については広く認められているところです。また、平成27年からは相続税の基礎控除が引下げられることとなっており、相続税の課税対象となる人が増えると考えられることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。

死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような相互扶助の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

相続財産の大半（約5割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となる

のは「遺族年金」、「現預金」や「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、サラリーマンの世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子・遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円～3,000万円となっていますが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成24年 国民生活基礎調査の概要」における1世帯あたりの「世帯平均人員」は減少傾向を示しており、母と未成年の子1人の母子・遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

Ⅳ 消費 税

(1) 消費税制度全般

1) 複数税率の導入の反対

【理 由】

- ・ 複数税率の導入には納税者への過大な業務負担、システム開発負担が発生することから原則反対。やむを得ず導入する場合にも納税者の業務負荷を考慮し、税率判定の明確な基準化が必須である。

2) 軽減税率導入に伴う慎重な判断

【理 由】

- ・ 軽減税率制度が導入された場合、軽減税率対象の判断及び複数税率の管理が必要であり、システム改修や事務処理に係る負担の増加が見込まれることから、本件については慎重な検討を要望する。

3) 税率変更時期の慎重な検討

【理 由】

- ・ 消費税率10%への変更時期については、システム対応や事務処理稼動に係る負担の増加が見込まれることから、時期については慎重な検討を要望する。

4) 消費税率引き上げに伴う経過措置

【理 由】

- ・ 税率引き上げの際には、売上（保険料受領）が原価（保険金支払等）に先行するという損害保険事業の特性から、保険始期日が税率引き上げ日より前の契約において、引き上げ分の消費税相当額を保険料に転嫁できないこととなります。即ち、保険料は旧消費税率を前提に算出されているにもかかわらず、実際の保険金支払等は引き上げ後の新消費税率で行うこととなります。
税の公平性の観点からは、税率の引き上げに際しては、保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置が必要であると考えます。

5) 軽減税率が導入される場合における経過措置

【理 由】

- ・ 軽減税率が導入された場合、インボイス方式が採用される、されないに係わらず、企業側に大きなシステム改修が必要となる。仮に軽減税率が導入される場合は、十分な導入期間を設けることを希望する。

6) グループ企業間取引について消費税を非課税とする連結消費税制度の導入

【理 由】

- ・ 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とするVATグループ課税制度を認めている。
国際的な競争力を確保するため、わが国でも同様の制度の導入を要望する。
- ・ 税率の引き上げに際し、影響を緩和する以下の項目を要望いたします。
グループ納税制度を導入すること
付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取り扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税する仕組みを導入しています。
これにより金融等の課税売上割合が低い事業者においてセルフ・サプライ・バイアスを緩和できるとともに、一般事業者においても納税管理の一元化による効率化等が期待できることから、諸外国との競争条件確保の観点からも、我が国においても同様の制度の導入が必要であると考えます。
なお、導入に際しては、グループの範囲に関する規定等が、我が国の持株会社方式のグループ形態等にお

いても有効に機能するものとなるよう、また各グループの実態に即し任意に適用が可能なものとするなど、各企業グループの活力ある事業展開に資する制度として導入することが重要であると考えます。

- 7) 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること

【理由】

- ・ 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっています。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下のような課題を発生させています。

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっています。これにより流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」が発生し、これは税率の引き上げに伴って増幅されることから、原価の上昇等を通じて我が国産業の競争力にも影響を及ぼしていくおそれがあると考えます。

損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般の事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しています。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することになります。これは、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）の顕在化と言え、税率の引き上げに伴ってその影響は拡大し、活力ある事業の展開やサービスの向上にも影響を及ぼしていくおそれがあると考えます。

付加価値税制度を導入している諸外国では、こうした観点も踏まえながら制度設計を行い、また影響の緩和策も実施してきています。我が国においても税率10%台が見通されるなかでは、税率の引き上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが重要であると考えます。

- 8) 納税義務の免除制度

小規模事業者の納税事務負担の軽減。

白色申告者を青色申告に誘導することにより、記帳水準の向上を図ることができる。

【理由】

- ・ すべての法人を消費税の課税事業者とし、法人に対する納税義務の免除制度を廃止することを要望する。
近年、納税義務の免除制度を利用した課税回避が横行し、それを防止するための改正が繰り返し行われてきたことにより、現行制度における消費税の納税義務の判定は非常に複雑で難解なものとなっている。
この免税事業者制度は、中小事業者の事務負担等に考慮して設けられた制度であるが、法人税の申告を行う中小事業者は、申告に必要な帳簿書類を具備しており、そうした帳簿書類に基づき消費税の申告を行うことが多大な事務負担の増加につながることは考えにくい。
また、今後予定されている消費税率の引上げにより、免税事業者制度による益税はさらに増大すると予想され、かえって課税の公平性を欠いた制度となることが懸念される。

- (2) 仕入税額控除

- 1) 大企業に対する95%ルール不適用の見直し

【理由】

- ・ 現下の状況で、システム対応等に日本企業のリソースを配分させるのは本末転倒。「従前の制度に戻す」、もしくは簡便な制度に修正すべき
- ・ 仕入税額控除に係る95%ルールについては、事業者の事務負担軽減に配慮する観点から制度が設けられ

ていたものであり、廃止に伴い、個別対応方式へのシステム対応や業務量の増大など企業の負担は極めて大きいものとなった。課税売上高が多いほど事務処理が煩瑣となり、企業の事務負担が増加すると考えられることから、本制度を導入した趣旨を鑑み、制度の復活を要望する。

- ・ 事業者の事務負担等を配慮し、課税売上割合が一定割合以上の場合、仕入税額を全額控除するようご検討いただきたい。
- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった。課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要。
- ・ 平成23年度税制改正により廃止となった仕入税額控除の95%ルールを復活することで、消費税の納税事務等を効率的・簡素に実施できるため。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも関わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が煩雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 「95%ルール」の廃止は、企業に過度な事務負担を強いるものであるため、その点を配慮し見直すことを要望します。
- ・ 今後、改正が見込まれている中で業務の煩雑さを解消するため、95%ルールの見直しを要望する。
- ・ 95%ルールの撤廃により消費税申告が非常に複雑化しているが、一方で、追加負担額については、全体としては軽微と考えられる。95%ルールを復活させることで、申告業務の重すぎる負担が解消し、人的資源をより有効活用できる。

2) 介護・福祉等に関わるいわゆる95%ルールの復活

【理由】

- ・ 事業者は消費税を「(お客様からの) 預かり税額－仕入税額＝納税額」として納めているが、福祉車両は非課税扱いのため預かり税額が無い一方で、ベース車両や福祉装備部品の仕入れ段階で負担する消費税額は控除できず、事業者が負担

特に、福祉車両は「ベース車＋福祉装備」で構成されているため、仕入れ段階で負担する消費税額が、他の非課税商品に比べて圧倒的に大きく、仕入れ税額控除できない影響(＝負担)も極めて大きい。

消費増税に伴い、更に影響は拡大。その負担額は企業努力で吸収できるものではないと同時に、仮に販売価格に転嫁すれば、福祉車両しか選択の余地が無いユーザーが多大な負担を被ることになり、非課税扱いが無意味になりかねない。

3) 控除対象外消費税額等の損金算入

【理由】

- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること
- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るものを損金算入するには損金経理が要件となっている。

しかし、

- ①決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること
- ②決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなるとは考えられないこと

等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において取得を減算できるよう要望したい。

- ・ 事務処理の煩雑さを鑑み、損金経理要件の撤廃を望む。
- ・ 一定の場合に、資産に係る控除対象外消費税額については損金経理を要件として損金の額に算入することとされているが、決算期後確定申告までに当該金額が判明した場合には5年で繰延処理することとなる。これは長期に渡り煩雑な処理となり、いわゆる経費にかかる控除対象外消費税額については損金経理要件がなく、公平性を欠くため損金経理要件を撤廃していただきたい。
- ・ 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
資産に係る控除対象外消費税額については損金算入要件があるが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しい。よって、現状、期末に見積り計上を行うこととし、但し結果として実績が見積り計上額を上まわった場合（損金経理要件を満たさない場合）は、その超過額相当については繰延消費税として調整処理を行うという対応をとっているが、見積り計上の際も合理的な計算を行うために相当の負荷が発生しているし、実績超過のケースは結局、繰延処理を行うこととなるため、対応が難しい状況がある。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。
しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60カ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。
- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。
- ・ 貸倒に係る消費税額の控除は、課税資産の譲渡等を行った者にのみ認められているが、原始取引が課税資産の譲渡等であることが明らかであるときは、買取った者における貸倒控除を認めることを要望する。

4) 資産に係る控除対象外消費税に関する規定の明確化

【理 由】

- ・ （現行通り、上記・資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件が継続する前提の場合）
期末の見積り損金経理額と実績確定額との差額相当分について、資産に対応するものか・経費に対応するものかの判別方法について明確化するよう要望する。
資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件に関連して、経費関連分と資産関連分との合計額相当ベース（経費／資産の区分をつけていない）で期末に損金経理（見積り計上）した場合において、仮に実績（確定額）が見積り計上額を超過したときに、損金経理要件を満たさず繰延消費税とすべき当該・超過部分が、資産にひもづくものか・経費にひもづくものかの判別がつかない。よって、何らかの合理的な基準にもとづき按分計算を行うべきか、その取扱いについて明確化してほしい。また仮に、資産・経費の区分を考慮せず、総額で見積り損金経理した金額が（総額ベースで）実績確定額に満たなかった場合においても、資産に係る実績確定額が按分計算によって計算された資産対応相当額を超過する場合は、当該・損金経理要件を満たさないと扱われてしまうのか、明確化して頂きたい。

5) 繰延消費税の廃止

【理由】

- ・ 税率の引き上げに際し、法人税法上の繰延消費税制度を廃止することを要望いたします。
現行の法人税法においては、一つの資産に係る控除対象外の消費税額が20万円以上となり、一定の条件に該当する場合には、当該控除対象外の消費税は「繰延消費税」として取り扱われ、5年間かけて償却することとされています。
本年4月の税率引き上げにおいては特段の措置が講じられず、課税売上割合の低い損害保険会社にとっては、繰延消費税の対象となる範囲が拡大し、法人税の負担とともに実務負担も増加することになりました。このような制度は諸外国でも例を見ず、現在進められている投資促進の観点にも逆行するものであり、官民双方の効率化の観点からも当該制度を廃止すべきと考えます。

6) 「課税売上割合に準ずる割合」の明確化

【理由】

- ・ 「課税売上割合に準ずる割合」を採用する際、認められる要件が不明確であるため、明確化を要望する。

7) 課税売上割合の計算方法の見直し

【理由】

- ・ 貸付金等の金銭債権の譲渡対価の5%や、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、業種特性を勘案した見直しを要望する。
銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較しても課税売上割合が極めて低く、他業種との公平性に欠ける。
有価証券売買は導入時に、金銭債権は平成26年度税制改正で5%のみを分母に算入する手当がされたが、さらなる引き下げ検討を要望する。

8) 株式交換・移転における有価証券の譲渡取引を不課税取引とすること

【理由】

- ・ 現物出資は消費税課税取引とされているが、税抜経理の場合、出資元においては対価である子会社株式（出資先においては資本）が消費税分上乗せされた金額となり、取引実態と異なることから、現物出資を不課税取引とすることを要望する。
- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。
当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされるが、これを『不課税取引』とするよう要望する。
組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。
合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。
- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。
消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。
一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。
株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法であ

る以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。

また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の28）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令21二、消45条2三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

- ・ 現物出資/株式交換/株式移転に係る消費税法上の課税標準額の取扱いにつき、法人税法における譲渡価格と同様とすること、もしくは消費税法上、不課税取引とすることを要望する。

（例：適格現物出資の場合）

①法人税法上は適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡を行ったものとして取り扱われる。

②一方、消費税法上、現物出資における課税標準額は当該出資により取得する株式の取得時の価額とされており、そのため、消費税法の為に当該価額を算定することを求められている。

③企業再編を促す目的で適格組織再編成税制が導入された経緯を鑑み、消費税法上の取扱いを法人税法上の取扱いに合わせるもの。

9) フリーレント期間を含む賃貸借に係る法人税及び消費税の取扱いを明確化すること

【理由】

- ・ フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコメントールにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえ、実務上疑義が生ずることがあるため、賃貸人及び賃借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

10) 一括比例配分方式から個別対応方式に変更する際に必要な2年間継続適用要件の撤廃

【理由】

- ・ 簡便処理（一括比例配分方式）から原則処理（個別対応方式）への変更について制限が課されるのは合理的とは思われず、納税者に過剰な負担を強いるだけであることから撤廃を要望する。

11) 個別対応方式適用における区分経理の明確化

【理由】

- ・ 現行の通達では、明確に区分できないグレーゾーンが多く、実務対応が困難である。部門による割り切り等が認められる範囲等、詳細な規定を要望する。
- ・ 所謂「区分経理要件」について、区分すべき段階（会社帳簿記帳が必要か、申告時の金額計算段階で区分すれば良いのか）が不明確であるため明確化を要望する。

12) 仕入税額控除の帳簿等保存要件の緩和

【理由】

- ・ 仕入税額控除の要件を「帳簿及び請求書等」の保存から「帳簿又は請求書等」の保存へ緩和することを要望する。仕入税額控除は、帳簿に一定事項の記載をすること及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存をすることを要件としているが、その記載内容は重複していることから、帳簿か請求書等のいずれか一方のみの保存を容認し、事務負荷の軽減を図る。

13) 仕入税額控除をするための帳簿への記載の簡略化

【理由】

- ・ 仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務付けているが、請求書等により仕入税額控除要件が確認できる場合、重複して帳簿に記載しなくても取引の検証が可能であることから、帳簿への記載を簡略化することを要望する。

14) 0税率の導入

【理由】

- ・ 非課税売上に対応する課税仕入れに係る消費税額については仕入税額控除の対象とならないため、売上に課税されない消費税額を、実質的に事業者が負担する構図となっている。国内取引に0税率を導入し、免税取引と同様、事業者が仕入税額控除可能とする制度への改正を要望する。

(3) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。
- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 消費税に影響のある法人税の調整が分かった場合に、消費税の修正・更正が必要となり手続きが煩雑であるため、法人税と申告期限を合わせてほしい。
- ・ 会社法の規定に基づき監査役や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1ヶ月間延長を受けている法人は、消費税についても同様に確定申告期限を延長する特例を設けることを要望する。
法人税では第75条の2の特例が認められている一方、消費税には同様の規定がないため、会計監査人等の監査により納付すべき税額に異動を生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うしかない。
- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。

消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。

したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長を認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。

- ・ 消費税の確定申告期限は決算日から2ヶ月以内となっている。一方、法人税申告については、決算確定までの1ヶ月の延長期間が認められている。

このため、法人税の課税所得の変動があった場合には、確定申告の時点で消費税の修正申告または更正の請求を行わざるを得ず、事務手続きが煩雑となっている。

については、法人税同様、1ヶ月の延長を認めていただきたい。

(4) その他

1) 航空機の譲渡における輸出免税範囲の拡大

【理由】

- ・ 消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない為、航空機においても輸出免税の規定に貸渡事業者を加えること。

2) 国境を越えた役務の提供等に対する消費税課税

【理由】

- ・ 現行制度上、海外から電子書籍や音楽、広告などを日本へ配信する場合、国外取引に該当するため課税対象外となるが、一方で日本国内にサーバーを設置して同様の事業を行う場合は、国内課税取引に該当し、全く同一の事業を行う場合でも、事業者の居住により、競争上の不整合が生じてしまっている。このような電子商取引については今後もますます規模の拡大が見込まれるため、経済実態に法が一刻も早く追いつくよう法整備の拡充を希望する。
- ・ 政府税制調査会の国際課税ディスカッショングループでは、国境を越えた役務の提供等に対する消費税課税の在り方が議論されており、内外判定基準の見直しとともに課税方式の見直しが議論されている。
課税方式については、消費者向け取引については国外事業者申告納税方式、事業者向け取引についてはリバースチャージ方式が検討されているところであるが、国内事業者が申告納税義務を負うリバースチャージ方式については、新たに国内事業者に納税負担を生じさせるものである。
リバースチャージ方式による納税額と同額の仕入れ控除税額を計上する事業者については、事務負担に配慮する観点から、申告対象から除外する規定を設けることが検討されている。
この点、課税売上割合が小さい銀行等の事業者が申告対象から除外されない場合には、申告に係る事務負担および納税負担が生じることから、制度変更による事業者への影響を最大限に考慮することを要望する。
また、申告実務における混乱を回避し、適切な納税を行うため本件消費税の課税対象となる具体的な国際取引を予め明確化することを要望する。

3) 役務提供に係る輸出免税の適用要件の明確化

【理由】

- ・ インターネット等の通信網を介して海外の事業者に役務を提供する場合、役務提供に係る輸出免税の適用要件である「非居住者に対して行われる役務の提供で、国内において直接便益を享受するもの以外のもの」の解釈が不明確であることから、当該取引は輸出免税に該当する旨を通達等で明確化することを要望する。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

- ・ 実務では多種多様な契約内容があり、収入印紙の要否又は金額の判断が複雑かつ煩雑である。この税制を廃止又は簡素化し、企業の実務負担が軽減されることを望む。
- ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき
- ・ 印紙税は、日常の経済取引に担税力を見出し、その取引において作成される文書に課税されるものであるが、近年、電子取引の普及により書面を作成せずに行う取引事例が増加し、IT化が進んでいる企業と他とで課税の公平性を欠く状況が生じていること等から廃止すべきである。
- ・ ペーパーレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、廃止を要望する。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際印紙税を廃止されたい。

また金額が少額にも関わらず、課税文書か不課税文書の判断（委任、請負の判断等）に迷う場合も多く、その判断に手間がかかる場合も多いため廃止することを希望します。

- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が進展する現状においては、課税の不公平が生じており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際に印紙税は廃止されたい。
- ・ 電子商取引が増える中で書類のみに課税する不公平な制度となっている。廃止を要望する。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること
- ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反するため、印紙税の廃止を要望します。
- ・ 電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。

また、独国、仏国等では付加価値税（消費税）の引き上げに伴い、印紙税を段階的に引き下げ、現在は廃止されている。今回の消費税の引き上げにより印紙税を廃止すべき

- ・ 経済取引の電子化やペーパーレス化が進む中で、文書のみを課税対象とすることに、課税上のアンバランスが拡大していること、また国際的にも印紙税制度を維持している国は減少していることから、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 契約手続き等の電子化が進む社会環境の中で合理性が確保できるように廃止を含めて見直し転換を図っていただきたい。
- ・ 電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反するため、ペーパーレス化の進展に応じ、印紙税を廃止することを要望する。
- ・ 同一内容の文書に対し紙の書類には課税され、インターネット上の電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題であり、印紙税を廃止すべきである。

印紙税は、諸外国では多くはなく、徴税コストもかかり財政面から非効率といわざるを得ない。

- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。

2) 請負契約の範囲の明確化

【理由】

- ・ 課税文書になる請負契約と課税対象外である委任契約について、その区分が不明瞭であるため、請負契約の範囲について、例えば、建設業法上の工事にかかる委託のみを対象とする等、限定列挙する形で明確化することを要望する。

(2) 登録免許税

1) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 現行の登録免許税は、手数料的な性格を持つ流通税であるにもかかわらず、負担が極めて重い。このため、わが国企業の競争力強化に必要な組織再編成や、資産流動化、担保権の信託を利用するシンジケート・ローン取引等の経済取引に影響し、経済の活性化を阻害している面がある。

特に、担保権信託に関しては、不動産信託の所有権移転登記に係る登録免許税が非課税にもかかわらず、抵当権設定登記に加え、信託登記についても登録免許税が課されている。

このため、登録免許税が持つ手数料的な性格を踏まえ、低額の定額税率とする等、大幅に軽減・簡素化することを要望する。

2) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の期間を延長すること

【理由】

- ・ 我が国における不動産の流動化を促進する観点から、長期（10年超）保有された資産の買換えを行った場合には、圧縮記帳による譲渡益課税の繰り延べ措置が講じられており、また、不動産の証券化を促進する観点から、投資法人等が不動産を売買により取得した場合には、不動産取得税及び登録免許税が軽減される措置が講じられていますが、長期保有資産の買換え特例措置は平成26年12月末、不動産取得税及び登録免許税の軽減措置は平成27年3月末をもって日切れとなるため、これを延長するよう要望いたします。

3) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の対象施設を拡充し、「物流施設（倉庫）・工場」を含めること

【理由】

- ・ 物流系の投資法人等の組成を促進する観点から、現在は不動産取得税及び登録免許税の軽減措置の対象となっていない倉庫や工場等の取得についても、軽減措置の対象に含めることを要望いたします。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理由】

- ・ 今般の消費税改正に伴い、消費税が各地方税とその役割にとってかわるべきである。
また、外形標準課税の平成16年度からの導入により、既存の応益課税（固定資産税、事業所税等）との関連で、地方税全般を見直す必要がある。
- ・ 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合/一本化すること（地方の財源は国税からの交付金にて調整）また、これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。
地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小を更に進めるべきであり、また国税と地方税とで取扱いに差異が生じている項目を解消すべきである。
- ・ 地方法人特別税は遅くとも消費税率の10%への引き上げ時まで廃止（単純廃止）すること
- ・ 申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や、修正申告・更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、市町村合併が進行した現在においては同様の仕組みを他の道府県にも創設するよう要望します。
- ・ 法人に対する地方税は、法人事業税/地方法人特別税/法人住民税と重複しており、納税事務の工数は過大となっている。
更に、法人税収は、企業の業績に大きく左右され、地域においても偏在性が生じるため、地方の安定的な財源として、そぐわない。
- ・ 地方法人特別税および地方法人税を廃止することを要望する。地方法人特別税は、その創設の経緯からして、単純廃止が当然である。ただし、単純廃止が困難である場合は、地方法人特別税及び地方法人税、法人事業税、法人住民税の全部又は一部、とりわけ所得に対する課税部分を国税の法人税に統合し、国家の成長戦略として国際的な水準へと段階的に縮減することで地方税も含めた法人実効税率低減を図ることも1つの選択肢であると考えられる。
- ・ 本制度は平成20年度に偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として暫定的に導入された制度である。
平成23年度税制改正において法人実効税率引き下げが認められたものの、実効税率は今なお諸外国と比べて高水準にある。
また、社会保障と税の一体改革が行われ、地方消費税が充実した際には、地方法人課税のあり方を見直し、税源の偏在性の小さい税収が安定的な地方税体系を構築することとされている。消費税引上げにより税の偏在性が是正される段階で本制度の目的は果たされることとなることから、本制度は消費税増税のタイミングで廃止していただきたい。

(2) 地方税制度の簡素化

【理由】

- ・ 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割/法人税割、外形標準課税/均等割/事業所税/固定資産税

という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化を要望する。

(例：外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。)

(3) 法定外税

総務大臣による不同意要件の明確化

【理 由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体がその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

(4) 連結納税制度の導入

連結納税制度の導入

【理 由】

- ・ 納税事務の簡素化に資する形で、地方税においても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税を含めた事務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望する。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望します。
- ・ 地方税においても企業グループ内の損益通算が可能となる連結納税を適用すべきである。損益通算の効果拡大は延いては業界再編・事業再構築の円滑な促進につながり、日本再興戦略で示された事業再編を推進する企業に対する税制を講ずる方針にも合致している。
地方法人課税は都道府県、市町村ごとに申告・納税を要するため、特に全国展開している企業にとっては事務負担も大きいことから、企業の事務負担軽減にもつながる。
- ・ 連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減を図るべく、地方税（法人事業税・法人住民税）への連結納税制度の導入を要望する。
- ・ 所得を課税標準とする住民税の法人税割についても、連結納税の対象とするように改正していただきたい。
- ・ 連結納税制度を活用し企業が活力あるグループ戦略を実行していくためには、同制度を地方税全般についても導入し、選択適用できるように整備することが必要である。
- ・ 国税と地方税で制度に差異があることにより連結納税が複雑化しており導入の阻害要因の一つになっているとおもわれるため、連結納税を地方税においても導入していただきたい。
- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。

(5) その他

1) 超過課税の廃止

【理 由】

- ・ 超過課税の廃止により、全国一律の税率とすることを要望します。
- ・ 法人への負担偏重の是正のため、標準課税に統一し、法定外税をやめることを要望する。

2) 地方税における外国税額控除

【理由】

- ・ 法人税法では外国税額が当期の控除限度額を超えている場合でも、前年までに積み立てた控除余裕額があれば控除できる規定となっており、赤字で当期納付すべき税額が無い場合でも、法人税は即時還付されます。しかし道府県民税、市町村民税については法律に還付規定がないとの理由で、赤字の場合は控除未済外国税額として3年間繰越し、その間の納付税額と相殺することとなり、相殺できなければ失効し二重課税となります。従って、国際的な二重課税排除の実現と、法人税との整合性を確保するため、地方税においても即時還付を要望します。
- ・ 地方法人税に係る外国税額控除に関して、法人税同様に控除余裕額の繰り越しを認めることを要望する。
平成23年度税制改正で導入された復興特別法人税については、「これが特例的な税であることから、法人税の外国税額控除制度にみられるような控除余裕額の繰越しや前期以前の控除限度超過額の繰越しといった制度は採用されていません」（財務省/税制改正の解説）とされていたが、地方法人税は恒久的な税制であり、控除余裕額の繰越しを認めるべきであると考えするため

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理 由】

- ・ 全国各所に事務所を有する法人においては、事務所の所在地毎に申告・納付をする必要があり、更には自治体別の問合せ対応等、事務処理負担が甚大である一方、申告・納付を管理する自治体側においても、作業が重複しており非効率であることから、申告及び納付の統一化を要望する。特に法人事業税・住民税の申告書様式や納付書様式が自治体毎に異なっており苦慮していることから、早急な措置を要望する。
また、マイナンバー制度の導入後においては、申告先の集約化による納税事務手続きの簡素化を要望する。
- ・ 法人事業税・法人住民税については、事務所等が所在する全ての自治体へ申告書を提出する必要があるが、全国展開している企業の場合、申告先が多数となり、申告書提出や納付作業が煩雑になっている。例えば、地方消費税については、消費税（国税）の申告に織り込まれており、申告作業が比較的簡便である。企業は通常、特定の地域の垣根を超えて活動しており、その点で地方法人所得は、各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべきであり、また、地方法人所得の算定は「法人税における所得（法人税額）」をベースに計算されるものである。従って、これらの税目を地方消費税のように、「法人税（国税）」として国が一括して徴収した上で各自治体に配分し、法人税の申告・納付に1本化することを要望する。
- ・ 現行は、各々の自治体に申告納付する納付形態となっているが、納税者に過度の事務負担が生じている。事務負担軽減を考慮し、納付窓口は一本化し、そこから各自治体へ配分する仕組みを要望する。
- ・ 当社は400以上の地方自治体に申告納付を実施しており、また、自治体毎に税率が異なるため、税額計算、申告納付業務が非常に煩雑なものになっている。税率を統一するとともに、都道府県において、合算申告納付できるような仕組みを希望する。
- ・ 事務負担軽減、課税の公平性を確保のため、整理統合を要望する。
例えば、総務省所管の事務センターに一括申告納付する体制の構築をお願いしたい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 地方税の統一納付期間の設置、または本店所在地の地方公共団体への一括申告・納付により、手続きを簡素化すること
- ・ 納税事務簡素化のため、本店所在地または主たる事業所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望します。
- ・ 各都道府県、市町村に個別に申告することは、事務手続き上の負担となっていることから、申告納税窓口を一本化してほしい。
- ・ 法人事業税・住民税の申告納付が分割基準の対象となる場合、事務所や事業所が所在する道府県及び市町村ごとに行うのではなく、主たる事務所あるいは本店が所在する道府県及び市町村に一本化することを要望する。
複数の道府県や市町村に事務所や事業所を有する法人が、分割基準により算定した法人事業税・住民税の申告納付を道府県及び市町村ごとに行うための事務負担がきわめて高いことに加えて、申告納税漏れリスクもあるため
- ・ 徴税・納税コストの削減のため、固定資産税とあわせて、地方税を抜本的に見直し、分割基準をやめて申告・納付を一元化することを要望する。
- ・ 地方税を本社一括で申告・納付すべきである。また法人事業税の外形基準である付加価値割について、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても整理・合理化を図るべきである。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。
都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。

- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。

(2) 外形標準課税の廃止

【理由】

- ・ 外形標準課税については、例えば付加価値割の算定において、雇用の創出・確保で地域社会に多大な貢献をする企業ほど負担が重くなる等の問題があることやその算定が複雑であり多大な稼働を要すること等、雇用の確保と企業体質の強化を阻害する税制となっていることから、廃止を要望する。

(3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理由】

- ・ 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化を要望する。
- ・ 事業税（外形標準課税）については、付加価値割（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）の範囲・基準が複雑であることから、その金額の把握に莫大な稼働を要している。より簡素で納税事務負担の少ない制度（例：資本割への一本化）への変更を要望する。
- ・ 付加価値割の申告実務に多大な労力を有するため、付加価値割額の算定基準の簡素化と付加価値割の申告書記載事項の簡略化を要望する。
- ・ 付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きく、算定方法の簡素化を要望します。
- ・ 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。特に、資本の大半を海外資源開発事業等に投資している場合において、海外に事業所がない場合や投資先が子会社ではない場合は、資本割の負担が著しく重くなる。

従って、外形標準課税について、資本割の軽減措置の拡充（※）を図るとともに、計算方法の簡素化および住民税均等割、事業所税等、他の外形標準課税制度との整理・統合による地方税制度の簡素化を検討していただきたい。

（※） 特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。

(4) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、与党の平成26年度税制改正大綱の検討事項において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」といった方向性について記載されています。

一般事業会社について導入された外形基準は「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

- ・ 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成15年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から実施されています。また、平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これらの制度とも関連して平成26年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4分の3部分については所得課税を継続し、残りの4分の1部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持の方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理由】

- ・ 電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税を組み入れることを要望する。

大企業（資本金1億円超）の法人事業税については、平成16年度から、一部外形標準課税が導入されているが、電気事業をはじめとする3業種については、見直しの対象外とされ、不公平税制は解消されていない状況。

電力自由化の進展に伴い、電気事業はその他の事業と同様の経営環境となる中、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。

- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業について、平成16年度から一部外形標準課税が導入されているが、現行収入金額課税が行われている電気事業をはじめとする3業種については、外形標準課税の対象外となっており、不公平税制は解消されない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いを解消すべき。

平成26年度与党税制改正大綱においても検討課題とされており、地方税体系全体における位置付け等を踏まえた検討が必要。

- ・ 電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。
- ・ ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」と比べて取扱いが著しく不公平になっている。

ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するためには、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れることを要望するもの。

ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から「その他の事業」と同一の扱いとするよう要望する。

(5) 法人住民税額の計算

1) 法人住民税（法人税割）における試験研究費の税額控除額の考慮

【理由】

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額について、法人住民税の課税標準の計算上も控除を認めていただきたい。
- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。
- ・ 法人住民税（法人税割）の課税標準は法人税額であるが、試験研究費の税額控除前の法人税額が用いられる。企業の研究開発活動を地方でも支援しイノベーションを促進する観点より、試験研究費の税額控除後の法人税額を課税標準とするよう改正を要望する。

2) 法人住民税（均等割）に係る「資本金等の額」の特例

【理由】

- ・ 無償減資を行った場合でも形式的には「資本金等の額」は変わらないが、欠損填補の場合、実質的には会社規模が縮小していることから、事業税（外形標準課税）の特例と同様、均等割の算定の基礎となる「資本金等の額」から当該無償減資の額を控除することを要望する。

3) 船員の支払給与に係る法人事業税の課税標準の特例措置の創設

【理由】

- ・ 外形標準課税に係る付加価値割の課税標準の算定に当たり、船舶の乗組員に対して支出される報酬給与額を算定方法から控除することを要望する。

4) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

【理由】

- ・ 連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、又は、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきたい。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止

【理由】

- ・ 法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の課税標準に報酬給与額や支払賃借料が含まれ、事業所税の従業者割及び資産割と課税標準が重複すること及び納税者の事務負担の軽減の観点からも事業所税（あるいは法人事業税付加価値割）を廃止願いたい。
- ・ 大都市のみが課する不公平な制度である。他の地方税と重複しており、廃止を要望する。
- ・ 外形標準課税の付加価値割構成要素である報酬給与と課税標準が同一であり市税と事業税の二重課税が発生している。（資本規模にかかわらず広く外形標準課税を行うならば、市税もしくは事業税のいずれかを見直すべき）
- ・ 事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合の中で廃止することを要望します。
- ・ 外形標準課税等との二重課税のため、事業所税の廃止を要望する。

(2) 課税標準の見直し

【理由】

- ・ 事業所税の従業者割については、全国規模の会社等、事業所を多数有する企業では、給与等の支払額の把握に多くの稼働を要している。納税者の事務負担を軽減するため、従業者給与総額を期末人員数により按分して課税標準を算定する方法に変更することを要望する。

(3) みなし共同課税の廃止

【理由】

- ・ 一定規模までの事業所は事業所税免税とされているが、グループ企業が事業所を一箇所に集約して事業を行った場合は、全く異なる事業を実施していたとしても形式判断として共同事業とみなされ、単独であれば免税点に達しない企業があったとしても合算課税の対象（みなし共同課税）となる。また、この合算の税額算定にあたっては、互いに気づかないうちに納税処理を漏らしているという事象も発生しうるため、廃止を要望する。
- ・ 事業所税が廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準を早急に見直すことを要望する。納税側での実務負担（捕捉が困難）があり、ここだけ連結の考え方を持ち込むのはおかしい。

(4) その他

1) データセンター（DC）建物に係る税制優遇措置

【理由】

- ・ クラウドコンピューティング技術の発達により、データの保管場所であるDCの重要性が高まっているが、保管場所を選ばないことからグローバルな競争にさらされ、日本企業の情報が国外DCに保管されている状況がある一方、情報漏れなどの問題対処への懸念から国内DCへの保管ニーズは高く、情報通信社会におけるサービス実現にあたっての拠点そのものとなることから、DC活性化策の一つとして税制優遇を推進することで、より低廉なサービス提供を可能にし、グローバルな競争に耐えうる環境を整える必要がある。具体的には、DC建物に係る事業所税（資産割・従業者割）の非課税措置を要望する。

2) 携帯電話事業の用に供する施設の非課税措置の創設

【理由】

- ・ 第1種電気通信事業の用に供する施設については、都市機能の維持向上を図るために必要不可欠な施設として事業所税の非課税とされているが、そのうち携帯電話事業者が事業の用に供する施設は除かれている。しかし、移動電気通信設備は都市機能の維持向上には不可欠なインフラであり、先の東日本大震災時においても固定電話と同等の効力をもたらし、公共性及び都市機能向上への必要性が高いと考えられることから、携帯電話事業の用に供する施設について、非課税措置の創設を要望する。

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理 由】

- ・ 国際的に稀な償却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフィッティングの実現を要望する。
- ・ 固定資産として計上されている動産の本質的な意義は、当該取得価額をその使用年数にわたって複数事業年度に費用配分する未償却残高という意味合いであり、いわば減価償却費という費用の塊に過ぎない。即ち、現行の固定資産税における償却資産税は収益を獲得するために消費される減価償却費に対する課税となっており、所得課税としての法人税と二重課税となっている。動産に対する固定資産税への課税は我が国以外の主要な諸外国においては存在せず、我が国企業の設備投資に対する阻害要因の一つとなっている。従って、固定資産税における償却資産税は廃止すべきである。
- ・ 償却資産に課する固定資産税の廃止、又は免税点の金額の引き上げ、及び課税標準額の見直し（法人税との償却計算の統一化）を要望する。
- ・ 償却資産税については、製造業等の特定業種に負担が偏重すること、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であること等不公平性や二重課税を生ずる等の問題が指摘されている。地方税体系の抜本的見直しにおいて償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。
 - ・ 取得価額の5%に到達した償却資産は、その耐用年数を満了した、いわば使用済み資産である。固定資産税では、5%到達資産は、その金額的価値がないにもかかわらず、保有し続ける限り永久に課税される。5%到達時に課税を終了すべきである。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 償却資産税は特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であることから、廃止すること
- ・ 国際的にみても償却資産に対する課税は特異であり、国際競争力の観点、また設備投資促進の観点より償却資産税の廃止を要望します。平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっており、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図ることを要望します。
- ・ 生産設備の新陳代謝を促進するため、償却資産に係る固定資産税の見直しを要望する。
- ・ 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業のイコールフィッティングの観点から大きな問題を有している。

そもそも償却資産は取得時には消費税、償却に伴う収益には法人税が課税されているが、償却資産税は単に設備を保有するだけで課税されることから、フローを伴わず、担税力がない。一方で、償却資産税は社会保障の割合が高い地方自治体の行政サービスの財源となっていることから、償却資産保有に関連した応益の対価としての意味合いも薄い。設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点からも、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、廃止すべきである。

少なくとも、製造業の国内立地維持や雇用確保、また、日本再興戦略における生産設備の新陳代謝のため、国内設備投資を促進するといった観点から、新規投資分から廃止すべきであるが、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難であれば、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ 国際的整合性や業種間での税負担の公平化のため、償却資産にかかっている固定資産税を廃止することを要望する。
- ・ 機械装置、工具、器具備品等の償却資産に係る固定資産税を廃止することを要望する。

耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきである。
- ・ 償却資産に対する固定資産税の課税制度は、速やかに廃止すべきである。直ちに廃止が困難であるならば、

新規に取得した償却資産は、課税対象外とするとともに、固定資産税（地方税法）の残存価額と償却可能限度額を、法人税法（国税）に合わせ撤廃するなど、段階的に廃止すべきである。

償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な制度であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。さらに投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行する。

- ・ 償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、償却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今わが国企業の置かれる事業環境は以前に増してかなり厳しい状況にあり、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、償却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その中で、償却資産の課税標準については法人税法に合わせて、

①5%残存価格の撤廃

②中小企業に対する少額減価償却資産の特例（30万円未満は損金算入）

を認めていただきたい。

その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要である。

- ・ 国際的に稀であり、設備投資コストの上乗せとなる償却資産課税は見直すべきである。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務の簡素化を要望します。
- ・ 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前（取得価格の5%）のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。
- ・ 生産設備の新陳代謝を促進するため、償却資産税における償却計算を法人税と同一化することを要望する。
- ・ 固定資産税の課税対象につき、家屋・償却資産の区分、償却方法等を法人税法上の区分と同一にして、固定資産税の課税方法を簡素化する。
固定資産税の課税実務においては、家屋と償却資産の区分が不明確であり、法人税法上の取扱いと相違しているため、課税標準の計算等における事務負担が大きい。
- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

(3) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ等

【理由】

- ・ 平成26年1月の公示地価は、全国平均で見ると、住宅地および商業地ともに6年連続の下落となり、平成3年のピーク時と比較すると商業地においては約74%下落しているなど、依然として市況の回復には至っていません。

土地の有効利用と流動化の促進に向けた税制の適正化・簡素化を図るとともに、納税者の立場に立った課

税事務のあり方も含めた、不動産関連税制の総合的見直しを要望します。

固定資産税については、土地の収益性ととの比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理由】

- 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要があるが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。

また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

- 生産設備の新陳代謝を促進するため、土地・家屋に対する固定資産税の評価方法の見直しならびに負担水準の軽減を要望する。
- 納税者にとって固定資産評価の内容が複雑なためほとんどの場合その内容のチェックは不可能であるため、建物に関する固定資産税の評価基準を簡素化、透明性の高いものにするを要望する。

3) 公害防止用設備等の固定資産税の課税標準特例の適用期限の延長

【理由】

- コージェネレーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長を要望する。

コージェネレーションシステムは、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO₂を実現し、また発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に寄与し、さらに地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、固定資産税の課税標準の特例措置をはじめ、あらゆる政策手段を通じて、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。

- 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長を要望する。

運輸部門におけるエネルギー消費の大半を占める自動車部門において、環境性能に優れた低公害車の普及促進を図る必要があるが、次世代自動車に位置づけられている燃料電池自動車、天然ガス自動車を普及させるためには、燃料供給インフラの整備が不可欠である。

- 公害防止のために設置される施設又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置は公害防止対策上大きな役割を果たしており、維持・存続いただきたい。

4) 道路占用料に係る課税の特例

【理由】

- 道路に設置する電柱等の償却資産について、固定資産税の他に道路占用料という2種類の道路使用対価を支払う状態のため、当該資産を道路占用料の対象外とするよう要望する。

5) 船舶（償却資産）に係る固定資産税の課税の特例（延長）

【理由】

- 平成26年度末で期限切れを迎える船舶（償却資産）に係る固定資産税の課税の特例の延長を要望する。

国際船舶の着実な増加を図ることにより、国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加が実現し、以て管轄権の及ぶ自国籍船の確保による経済安全保障の確立が図られるとともに、運航面等で競争力の高い高質な船舶である国際船舶を中核として日本商船隊の競争力強化が図られ、四面を海に囲まれた海洋立国である我が国の輸出入や日本企業の物流活動を支える事が可能となる。

日本商船隊においては、その大半が外国船舶（便宜置籍船）となっているため、これまで、船舶検査や設備要件の見直しを措置し、これらの面におけるコスト負担の軽減を図っているところであるが、諸外国においては、外航船舶に対する固定資産税は非課税であるため、固定資産税の対象である外航日本船舶の保有・

運航コストが相対的に高まり、コスト競争力が失われ、外航日本船舶のフラッグアウト（便宜置籍船化）が進展した一因となっている。

このような状況から、外航日本船舶の中でも特に技術革新等に対応した質の高い船舶である国際船舶の維持・増加を図るため、国際船舶に係る固定資産税の軽減措置を延長し、保有コストを軽減することにより、国際船舶を保有しやすい環境を整備する必要がある。

6) 電気通信事業に係る償却資産の課税標準の特例措置の創設

【理 由】

- ・ 社会生活に不可欠なインフラである電気通信サービスについては、その公共性を鑑み、電気通信事業者が新設した電気通信設備等に係る特例措置として、公共事業等に対する課税標準の特例と同様に、適用期限を設けず課税標準の特例を要望する。例えば、当該サービスは東日本大震災時に安否確認・災害情報の提供等において重要な役割を果たしたものであり、課税標準の軽減等により自己資本の充実を図り、将来の通信インフラ構築に充当させることで、大規模災害時においても継続したサービスを提供するためにも、特例措置の創設が必要であると考ええる。

7) データセンター（DC）建物に係る税制優遇措置

【理 由】

- ・ クラウドコンピューティング技術の発達により、データの保管場所であるDCの重要性が高まっているが、保管場所を選ばないことからグローバルな競争にさらされ、日本企業の情報が国外DCに保管されている状況がある一方、情報漏れなどの問題対処への懸念から国内DCへの保管ニーズは高く、情報通信社会におけるサービス実現にあたっての拠点そのものとなることから、DC活性化策の一つとして税制優遇を推進することで、より低廉なサービス提供を可能にし、グローバルな競争に耐えうる環境を整える必要がある。具体的には、固定資産税の課税標準の軽減措置を要望する。

8) クラウドコンピューティング事業に係る機器設備に対する税制優遇措置

【理 由】

- ・ 国内事業者のクラウドコンピューティングサービス（以下「クラウド型サービス」）提供において、通信コストまたは情報の保管・処理及び活用に係るコストを大幅に削減させるとともに、国内のクラウド型サービス提供用の新規設備の積極的な導入を促進させ、以って情報通信産業の発展及び国際競争力を向上させる観点から、固定資産税の課税標準額軽減等の措置を要望する。

(4) その他

1) 申告、納税手続きの簡素化

【理 由】

- ・ 複数の市町村に固定資産を有する企業については、その市町村ごとに納付期限、分割回数、報奨金制度、納税通知書様式等が区々であり、納税及び申告書作成等に膨大な事務処理稼動を要していることから、制度の統一化や市町村を包括する都道府県が徴収等を実施する等の制度の簡素化を要望する。

V 不動産取得税・軽油引取税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止等

【理由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

2) 投資法人制度等の拡充

【理由】

- ・ 我が国における不動産の流動化を促進する観点から、長期（10年超）保有された資産の買換えを行った場合には、圧縮記帳による譲渡益課税の繰り延べ措置が講じられており、また、不動産の証券化を促進する観点から、投資法人等が不動産を売買により取得した場合には、不動産取得税及び登録免許税が軽減される措置が講じられていますが、長期保有資産の買換え特例措置は平成26年12月末、不動産取得税及び登録免許税の軽減措置は平成27年3月末をもって日切れとなるため、これを延長するよう要望いたします。

3) PPP/PFIの活用拡大に資する税制の見直し

【理由】

- ・ BOT方式（Build-Operate-Transfer方式）のPFI事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律にもとづき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置により、民間と競合しない施設についての固定資産税、都市計画税、不動産取得税は平成27年3月までの時限措置として、課税標準の2分の1が減免されているが、これを非課税とするとともに、同措置の期限を撤廃するか、少なくとも延長することを要望する。

4) 投資法人等に措置されている不動産取得税の軽減措置の対象施設を拡充し、「物流施設（倉庫）・工場」を含めること

【理由】

- ・ 物流系の投資法人等の組成を促進する観点から、現在は不動産取得税及び登録免許税の軽減措置の対象となっていない倉庫や工場等の取得についても、軽減措置の対象に含めることを要望いたします。

5) ヘルスケアリートの環境整備

【理由】

- ・ 公立及び公的医療機関や社会福祉法人などが公的な活動等に使用し所有する不動産については、不動産取得税・固定資産税が非課税とされていますが、資金調達の一環としてREITやSPC等の不動産証券化手法を利用し、投資法人等に当該不動産の所有権が移った場合、当該不動産について今までと同じように公的な活動等に使用されても、不動産取得税・固定資産税が課税されることとなります。

投資法人等は資金調達を実現するための導管体であり、実質的な不動産の所有者は医療機関等であるといえることから、資金調達の一環としてREITやSPC等の不動産証券化手法を利用し、投資法人等に当該不動産の所有権が移った場合であっても、医療機関等が所有する場合と同様に、不動産取得税・固定資産税を非

課税とすることを要望いたします。

6) 破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置恒久化

【理 由】

- ・ 保険会社の経営が破綻した場合のセーフティーネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設けられています。

また、破綻保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対しては、不動産取得税、特別土地保有税が課税されない措置が設けられていますが、これらの非課税措置の適用期限は平成27年3月末までとなっています。しかしながら、破綻保険会社からの承継保険会社・協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社の保険契約の移転等を円滑に進め保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。

- ・ 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。

破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成26年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。

(2) 軽油引取税

1) 軽油引取税に係る免税措置の復活

【理 由】

- ・ 特例利用率が低いこと及び免税額が経営規模に比して僅少であることを理由として、電気通信事業者については軽油引取税の課税免除措置の対象外とされたが、電気通信事業の公共性の高さ及び東日本大震災の発生以降、災害や大規模停電時に通信を守るための電源設備の重要性が従来以上に高まっている状況を踏まえ、電気通信設備の電源用に使用するための軽油を免税とする、本措置について復活を要望する。

2) 軽油引取税に係る減免措置の適用期限の延長

【理 由】

- ・ 軽油は、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠であり、現実的に他の石油製品との代替は困難であることに加え、公共料金規制のある電気事業において、料金の値上げの抑制及び安定化を図るために、引き続き、地方税法において支援することが必要である。
- ・ 本税は地方税の目的税（道路特定財源）として新設され、その後平成21年度税制改正において一般税に変更された経緯があるが、公道走行を伴わない鉱山坑内での使用等、政策的配慮から特定の用途については課税を免除されてきた。

本特例措置が廃止された場合、事業者による価格転嫁は難しく、鉱山経営の悪化から安定供給が損なわれる懸念あり、維持・存続いただきたい。

- ・ 電気供給業を営む者が、汽力発電装置の助燃及びガスタービン発電装置の動力源のために引取る軽油について、軽油引取税を減免する措置の適用期限の延長を要望する。

軽油引取税については、平成21年度より一般財源化されたことで課税根拠を失っており、電気事業者が使用する石炭・LNG・重油・軽油などの燃料のうち、軽油のみに過重な税金を課すことには、政策的な合

理性はない。

軽油は、汽力発電の助燃の用途に適しており、他の石油製品による代替が難しいことから、今後も引き続き軽油を使用することが必要。現行制度を継続することによって、電力供給コストの抑制につながる。ガスタービンについては、短期間での設置が可能なことなどから、供給力不足対策として重要な役割を担っている。仮に、軽油引取税の減免の特例措置が廃止された場合には、緊急対策として設置したガスタービン発電機の燃料のうち軽油のみに過重な税金が課され、火力発電の増加により上昇が見込まれる電力供給コストを一層押し上げることが見込まれるため、現行制度の延長が必要

- ・ 外航船舶運航事業者は、厳しい国際競争の下で、経済安全保障及び安定的な国際海上輸送の確保のため、一定隻数の外航日本船舶を確保して運航している。また、東日本大震災や原発事故を契機として、外航日本船舶による経済安全保障及び安定的な国際海上輸送の確保の必要性が明確になったところである。

本特例措置の延長が認められない場合、外国船舶の使用する軽油は免税となっているため、外航日本船舶と外国船舶の運航コストの差がますます拡大し、国際競争力が失われ、外航日本船舶による安定的な国際海上輸送の確保に支障を生じることとなる。このため、本特例措置の延長が必要である。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- 地球温暖化対策のための税については、当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

現在、ほとんどの原子力発電が停止状態にある中、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、政府が閣議決定した日本再興戦略においても電力・エネルギー政策の克服とコスト低減を指向し、高効率火力（石炭・LNG）の導入等の施策を掲げており、エネルギー政策として石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況下での、化石燃料への課税強化は政策としての統一性を欠いている。現に火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等による電気料金の上昇が全国的な問題となっており、震災復興、経済回復の足かせとなることから、地球温暖化対策のための税は廃止すべきである。

- 国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される地球温暖化対策税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なうので廃止すべきであり、少なくとも段階的引き上げは凍結すべきである。

地球温暖化対策税の導入により、当業界は国際競争力がさらに低下することとなる。その結果、過去大幅に省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品が増えるため、地球規模ではCO₂排出量が増加するおそれがある。また地球温暖化対策税は、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保証されるものではない。

原子力発電所の稼働停止による割高な化石燃料使用の増加や、再生可能エネルギー固定価格買取制度による新たな負担により電力価格は上昇しており、その上さらに地球温暖化対策税を上乗せすることは、企業の経営体力を著しく阻害する。

(2) 内航船舶の用に供する燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設

【理由】

- 内航海運業は国内太宗貨物（主要産業基礎資材）の8割以上のシェア（輸送トン数ベース）を占めるなど、産業活動の円滑化ばかりか国民生活の安定に大きく寄与している。さらに、わが国は京都議定書で約された温室効果ガスの一つであるCO₂の削減など環境負荷低減の見地から現在、国を挙げてモーダルシフトを促進している。これらを円滑に進めるためには、内航燃料油について、石油石炭税の実質非課税措置（還付制度）の導入が是非とも必要である。

Ⅱ 自動車税制・船舶税制

(1) 自動車関係諸税についての軽減・簡素化・見直し

【理由】

- ・ 平成26年度税制改正大綱の決定通り、自動車取得税は、消費税10%時点で確実に廃止すべき。
平成27年度3月末で期限切れとなるエコカー減税（取得税）については、内燃機関も含めた新車全体の燃費性能の改善・底上げを図り、更なる環境技術の開発促進や、国内市場活性化等の観点から、自動車取得税廃止時まで延長すべき
- ・ 自動車重量税は、創設された経緯等からすれば廃止すべき。自動車を継続して保有する際の税負担は過重であり、負担軽減の観点から、少なくとも本則税率に上乘せされた「当分の間税率」は廃止すべき
また、平成27年4月末で期限切れとなるエコカー減税（重量税）については、ユーザーの負担軽減とともに、多様な環境対応技術の普及・発展の観点や、内燃機関車も含めた新車全体の燃費性能の改善・底上げを図るためにも、拡充した上で延長すべき
- ・ 平成26年度税制改正大綱において、取得価額（価格）を課税標準の基本とし、環境性能に応じた税率を自動車税の取得時の課税とする「環境性能課税」の導入が盛り込まれた。
 - ・ 環境性能課税は、「取得時の課税」「価格を課税標準」「税率を0～3%の範囲で変動」等、引き続き二重課税であることをはじめ、このまま導入されれば、まさに自動車取得税の付け替えであり、制度も複雑化するため、簡素化・負担軽減に逆行
本来、消費増税に合わせて自動車取得税の廃止で応じるべきところ、「新たに上乘せ導入される環境性能課税は重課である」との認識に基づき、導入検討の際は、広く関係者の意見を聴取した上で、過重な自動車ユーザーの税負担軽減の観点から、課税対象の範囲を特に燃費性能の悪い車に限定し、自動車関係諸税に限らず、他に確保した安定的な財源と合わせて、最低限の負担規模となる制度設計とすべき。また、国際的にみても登録車の税負担は重く、軽自動車の負担が国際水準であることを踏まえ、現行自動車税の見直しや、グリーン化特例の拡充などの負担軽減措置も併せて実施されるべき
- ・ 天然ガス自動車に対する自動車重量税の免除措置の適用期限の延長及び天然ガス自動車に対する自動車取得税の税率の軽減措置の適用期限の延長を要望する。
排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車の普及を促すことにより、大気汚染問題や地球温暖化問題に対応する。
また、天然ガス自動車の普及により運輸部門におけるエネルギーの多様化を図り、エネルギーセキュリティ向上に資することができる。

(2) とん税、特別とん税の廃止または軽減

【理由】

- ・ 外航船舶はとん税、特別とん税の他、船舶固定資産税、入港料等を重複して負担している。入港による応益負担は当然のことであるが、これらの公租公課は諸外国に類例のない重複賦課である。港湾の国際競争力強化および物流コストの軽減の観点から、本税の廃止または軽減を求める。

Ⅲ 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化

【理由】

- ・ 平成23年度税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - ①納税者の権利利益の明確化及び法制化
 - ②国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化
国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。

(2) 更正の請求期間の延長

【理由】

- ・ 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすることを要望する。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(3) 申告様式における英訳付加

【理由】

- ・ 昨今のグローバル化により、申告書の自署押印者が外国人となるケースも生じているため、別表一だけでも英訳を付加されることを要望する。

(4) 税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入

【理由】

- ・ 納税環境整備及び予測可能性の確保の側面から、税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入を要望する。

(5) 電子申告・納税システム

1) 電子帳簿保存の適用範囲拡大・要件緩和

【理由】

- ・ 法人税申告書については、電子申告を行う際には、電子署名及び電子証明書の添付によって本人性の確認を行うこととなっている。しかし、代表者・経理責任者の変更があった場合、電子証明書取得の事務処理に時間を要するので、電子申告においては旧代表者・責任者による仮申告が可能な措置を要望する。
- ・ 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存については、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、電子帳簿保存法）および同法施行規則において、カラスキャン、所轄税務署長の承認、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名等、他の法令に比較して厳しい要件が課されており、タイムスタンプ、電子署名にかかるコストが大きいものとなっています。
また、ある法令により電磁的記録による保存が認められている書類が国税関係帳簿書類にも該当する場合、結果として電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存の要件を満たさなければならず、文書の電磁的記録による保存が阻害される要因となっています。例えば、保険業法で保存義務が課せられている申込書、請求書等の書類が法人税法で保存義務が課せられている国税関係帳簿書類にも該当する場合、電磁的記録による保存を行うためには保険業法上の保存要件を満たすだけでなく、電子帳簿保存法上の保存要件をも満たす必要があります。一般的に電子帳簿保存法上の保存要件は厳格であり、保険業法上の保存要件を満たすことがで

きたとしても、電子帳簿保存法上の保存要件を満たすことができず、結果として、法人税法で定められた7年間の保存期間は書類での保管とせざるを得ず、書類の保管コストが大きくなっています。

カラスキャン、タイムスタンプおよび電子署名の代替措置として、経済産業省の文書の電磁的保存等に関する検討委員会報告書（以下、「e-文書法ガイドライン」）や他の主務省令で規定する電磁的記録の保存要件および電子帳簿保存法施行規則第8条の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件における電子署名、タイムスタンプの代替措置を満たすことで、電磁的記録の公証力を担保できると考えられることから、電子帳簿保存法および同法施行規則において、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件からカラスキャン、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名の要件を除き、「e-文書法ガイドライン」に記載された見読性、完全性、機密性、検索性の要件を満たす他の方法による保存についても認められることを要望します。

2) 電磁的記録の厳格な運用

【理由】

- ・ 税務調査等に際して電磁的記録による提出を求められる帳簿書類等は、企業にとって重要かつ機密性の高い取引先情報（顧客情報を含む）である場合が多く、また、電磁的記録は大量かつ流通性が高いものであることから、その具体的な取扱いを国税通則法で明文化し、厳格に運用することを要望する。

3) 電子申告の一斉（強制）の導入

【理由】

- ・ 事務処理効率化等の観点から、地方自治体における電子申告の一斉（強制）導入を要望する。

(6) 社会保障・税番号制度

1) 社会保障・税番号制度に関する制度設計の適切な実施

【理由】

- ・ 平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「番号法」）および平成26年3月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（「番号法施行令」）等に基づき、我が国において社会保障・税番号制度が導入され、税分野においても利用することとされています。また、平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に保険金受取人の個人番号等を追加することとされています。

生命保険会社は、現行の所得税法等に基づき、例えば、生命保険契約の一時金の支払額が100万円を超える場合や生命保険契約の年金の支払額が20万円を超える場合等に、法定調書提出義務者として毎年多数の法定調書を税務署長に提出しています。

このような実態を踏まえ、社会保障・税番号制度について、保険金等の円滑な支払に支障を来さないよう、お客さまの負担に配慮するとともに、生命保険会社および生命保険会社から委託を受ける事業者が、保険金受取人等への支払に係る法定調書を税務署長に提出する業務を円滑に行うことができるよう、事務・システムの開発負荷や導入・維持管理コスト等の実行可能性にも配慮いただいた制度が速やかに整備されることを要望します。

現在、例えば、保険金の支払事由が生じた際に保険金受取人（金銭等の支払を受ける者）が生命保険会社に保険金の請求を行う場合、保険金請求権は保険金受取人固有の権利であり、保険契約者および被保険者が手続に関与する必要はありません。

このような保険金の支払にあたり、社会保障・税番号制度の導入に伴って法定調書の記載事項に保険契約者等の番号欄が追加されることにより、生命保険会社はその者の個人番号等を取得するために追加的な対応を行う必要が生じることから、保険金の円滑な支払が困難となり、保険金受取人の利便性が損なわれることが懸念されます。また、保険契約者等は自らの個人番号等を生命保険会社に提供するために新たな負荷が生じることになります。なお、生命保険会社がお客さまの個人番号の取得を試みても取得できないケースはあ

りえます。

社会保障・税番号制度の導入に伴って法定調書に追加される番号欄について、法定調書の提出義務者および法定調書の提出対象となる金銭等の支払を受ける者の個人番号または法人番号に限定されることを要望します。

2) 制度活用に向けた利便性の向上

【理由】

- ・ マイナンバー制度活用のため、源泉徴収事務について、現状では税務署及び受給者双方に支払調書を提出・交付する必要があるが、マイナンバー導入後においては税務署が受給者に支払調書を公開する仕組みとすることで、事業者負担の大幅な軽減が可能であると考えことから、当該手続き等の利便性向上を要望する。

3) 社会保障・税番号制度導入にあたっての配慮

【理由】

- ・ 社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）については、平成28年1月にマイナンバーの利用開始が予定されており、金融機関においては、顧客からマイナンバーの告知を受けて、既存の各種申告書や法定調書への記載が求められているが、今後、実務の詳細等を検討するに当たり、関係者である金融機関との事前協議を行い、十分な準備期間の設定等を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることを要望する。

政府税制調査会のマイナンバー・税務執行ディスカッショングループが平成26年4月に公表した「論点整理」では、「社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは（中略）預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである」とされている。

同時に、上記論点整理では、「預金口座への付番については、個人預金の口座数が10億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要がある」、「いわゆる休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組も参考にしつつ、実態を十分踏まえて、実務的に検討を進めていくべきである」といった考え方が示されているところである。

さらに、同年6月にIT総合戦略本部が改定を行った「世界最先端IT国家創造宣言工程表」では、「マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用（特に（中略）3預貯金付番（中略））について検討を行い、その状況を2014年秋までに政府CIOに報告する」とされているところである。

これらの状況も踏まえて、今後、預金口座へのマイナンバーの付番に係る具体的な検討が行われるに当たっては、政府が銀行界と十分な議論を行ったうえで、付番の方法等を実務的な視点で十分に検討するとともに必要な法整備を行うこと、また、膨大な既存口座数等も考慮して適切な準備期間を設けることを要望する。

- ・ 平成26年6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014』では、「マイナンバー制度の積極的活用等」として、「2016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始（中略）に向けた取組を加速する。」とされており、銀行は既存の各種申告書や法定調書へのマイナンバーの記載に当たって、今後、システム対応を行うこととなる。

一方、政府税制調査会のマイナンバー・税務執行ディスカッショングループが平成26年4月に公表した論点整理では、「預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである。」とされているが、「個人預金の口座数が10億口座を上回る」ともされており、本件対応のためには各金融機関において大規模なシステム対応が必要となる。

また、上記『「日本再興戦略」改訂2014』において、即時振込みなどの資金決済高度化や、国内送金における商流情報（EDI情報）の添付拡張への取組みを政府が促すとされている。銀行界では、こうした要請も踏まえて所要の検討を開始しているところであり、実現に向けては本件に伴う各行でのシステム対応が今後必要となる。

銀行界としては、政策的な課題については、上記各課題に限らず、最大限の協力を行っていく方針である

が、このようなシステム対応は、金融インフラ整備という側面が多分に存在すると考えられることから、銀行界に求められるシステム対応に必要な投資額を減税の対象とすることを要望する。